

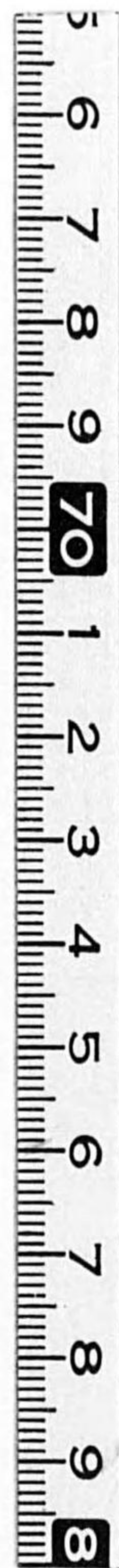
14. 5-233



1200501215517

14.5

33



始



大阪府史蹟名勝天然記念物

第四冊

大阪府



大阪府史蹟名勝天然記念物

第四冊

發行所寄贈本

岸和田市
泉南郡
泉北郡



一九一	一六	孫五郎。即城を出て	三二七	吉見藩址 泉南郡の部二二〇頁に入るべきもの
二〇五	一一	根來勢を率ひて、	三四二	八 太平寺
二〇七	四	見るべきものを存す。	三五四	四 當寺の
二〇九	一九	戦ふに若からずと、	三五五	四 智海上人の
二二〇	住吉神社の項	泉南郡、神社、神社の部に入るべきもの	三九九	八 鼎城址
二三八	五	俗塵を避けて	四〇八	五 毀たれて
二三九	一一	豊臣氏に従ひ	四二〇	一 誰か識らん
二六二	一五	附近の	四二一	四 河泉の山、
二七一	一六	石作氏の遺風	四四一	一 其の本庄たり。
二八二	一八	皆天和二年	四四六	四 祝部土器
二八三	一八	貴顯の來り住する	四二六	
二八六	八	曲浦		
二八七	八	ありき、		
二九四	二	履中天皇		
二九七	六	神功皇后の御宇		
三〇二	二	素盞鳴命		
三〇五	一一	素盞鳴尊		
三〇六	一一	契沖阿闍梨		
三〇七	一一	利根命		
三〇七	五	別根命		
三一一	一七	文德實錄		
三二七	一七	蒼翠		
三二七	四	素盞鳴尊		
三二一	一五	伯太神社		

三二七	八	吉見藩址 泉南郡の部二二〇頁に入るべきもの	三二七	吉見藩址 泉南郡の部二二〇頁に入るべきもの
三四二	八	太平寺	三四二	八 太平寺
三五四	四	當寺の	三五四	四 當寺の
三五五	四	智海上人の	三五五	四 智海上人の
三九九	八	鼎城址	三九九	八 鼎城址
四〇八	五	毀たれて	四〇八	五 毀たれて
四二〇	一	誰か識らん	四二〇	一 誰か識らん
四二一	四	河泉の山、	四二一	四 河泉の山、
四四一	一	其の本庄たり。	四四一	一 其の本庄たり。
四四六	四	祝部土器	四四六	四 祝部土器
四二六	四	祝部土器	四二六	四 祝部土器

凡例

- 一 大阪府史蹟名勝天然記念物第四冊として岸和田市、泉南郡、泉北郡の三部を輯録せり。岸和田市、泉南郡の兩部の調査は凡て調査委員西山勝次郎氏、泉北郡の調査は凡て調査委員豊田小八郎氏の調査起稿せられたるものにかゝる。
- 一 堺市の部も本冊に輯録する筈なりしも出版の都合上次冊に譲ることとせり。
- 一 本冊の整理統一出版其他の爲には主として調査委員魚澄惣五郎、囑託岸本準二兩氏これに當りたり。然れども刊行を急ぎしを以て完璧を期するを得ざりしは、實に已むを得ざる所となす。
- 一 出版に當りて、その調査に際し多大の便宜と厚意を賜はりし關係市町村長、神社祠官、寺院住職、有志諸氏に對し感謝の意を表し、且つ本府社寺課諸氏が煩瑣なる各種の事務に鞅掌せられたることを深謝す。

昭和四年三月

大阪府史蹟名勝天然記念物

第四冊 岸和田市 目次

一、御駐蹕所址

明治天皇御駐蹕所址……………一

二、神社

岸城神社……………三

三、寺院

天性寺(蛸地藏)……………五

四、墓碑

松平廉重並陳阿上人墓……………七

五、古城址

岸和田城址……………一〇

和田氏古城傳説地……………一五

六、學 校

岸和田藩學址……………七

七、雜

本町一里塚辨財天……………一九 正覺寺彌陀石像……………一九

大阪府史蹟名勝天然記念物 第四冊 泉南郡 目次

一、宮址・行宮・陵墓御野立所

五十瓊敷入彥命 菟砥川上宮址……………三	白河法皇 熊取行宮址……………三
允恭天皇 茅渟宮址……………三	後鳥羽上皇 厩戸御所……………三
稱徳天皇 深日行宮址……………三	五十瓊敷入彥命宇度墓……………三
同 新治行宮址……………三	明治天皇 土生御野立所……………三
桓武天皇 日根行宮址……………六	同 海岸寺山御野立所……………四

二、神社・神社址

男神社……………六	大森神社……………六
日根神社……………六	兵主神社……………六
積川神社……………六	火走神社……………六
阿理莫神社……………六	蟻道神社……………六
感田神社……………六	矢代寸神社……………六
波太神社……………六	意賀美神社……………六
國玉神社……………六	夜疑神社……………六

菅原神社 六〇
 淡路神社 六〇
 意賀美神社 六〇
 波多神社 六三
 南近義神社 六三
 春日神社 六四
 葛城山八大龍神社 六五
 信達神社 六六
 里外神社 六六
 一岡神社 六七
 加茂神社 六七
 指出森神社 六七
 船守神社 六七
 廢犬飼神社 七三
 池田王子址 七四

三、寺院・寺院址

久米田寺 六三
 正福寺 六〇

麻生河王子神社址 七四
 神崎神社址 七五
 近木王子址 七五
 鞍持王子址 七六
 加支田神社址 七七
 佐野王子址 七七
 櫻井王子址 七八
 厩戸王子址 七九
 一の瀬王子址 七九
 廢八王子神社 七九
 地藏堂王子址 八〇
 馬目王子址 八〇
 加茂神社址 八〇
 豐岡神社址 八三

泉光寺 六六
 願泉寺 六三

吉祥寺 六九
 正福寺 六九
 神於寺 七〇
 木積觀音堂 七三
 水間寺 七五
 成合寺 七八
 上善寺 七九
 妙光寺 八〇
 慈眼院 八一
 七寶龍寺 八二
 禪德寺 八二
 金熊寺 八七
 長慶寺 八八
 林昌寺並躰岡岡 八三
 尾崎御坊 八三
 平野寺 八三

四、古墳

儀平山古墳 八四

山中觀音堂 八三
 法福寺(お菊寺) 八四
 高仙寺 八四
 興善寺 八五
 理智院 八六
 二ノ宿觀音 八九
 廢岡山御堂 八九
 廢海岸寺址 九〇
 廢擅婆羅密寺 九三
 廢禪興寺 九三
 萬壽廢寺 九四
 佛性寺址 九五
 廢海會寺 九五
 道弘寺址 九六
 飯盛山並廢飯盛寺 九七
 廢彌勒寺 九八

摩湯古墳 八四

三田古墳	一四	椽の塚	一四
小金塚	一四	兎田古墳	一四
馬塚	一四	塚谷古墳	一四
オタチ場古墳	一四	西陵古墳	一四
久米田山古墳	一四	西小山陵古墳	一五
池尻古墳	一四	鴻巣古墳	一五
淨行寺古墳	一四	泊龜崎古墳	一五
禮拜塚	一四	西光寺山古墳	一五
丸山古墳	一四		

五、墓 碑

志阿彌法師塚	一五	岩橋善兵衛墓	一五
和泉式部舊蹟	一五	中瑞雲齋墓	一六
土生墓	一五	中盛彬墓	一六
燈臺上人寶篋印塔	一五	兩山城碑	一六
捕鳥部萬墓附大墓	一五	大久保共同墓地古墓碑	一六
光人上人墓	一六	唐金梅所墓	一七
水間墓地古碑	一六	日根野共同墓地古碑	一七
常照寺夫文五輪塔	一六	長瀨共同墓地古碑	一七

塙直之墓	一七	勇夫善六碑	一七
淡輪重政墓	一七	貝懸松碑	一七
赤井坊少納言墓	一七	眞鍋貞成婦人墓	一七
森田小平次墓	一七	橘逸勢及妙冲墓	一八
釜法眼墓	一七	永原秋月碑	一八
大願寺天正供養碑并石橋直之墓	一七		

六、古城址、古戰場

稻葉城址	一八	齋原城址	一八
久米田山古戰場	一八	高井城址	一八
八木城址	一八	森城址	一八
三好實休戰歿遺蹟	一八	畠中城址	一八
蘭生野并松村合戰地	一八	積善寺城址	一八
今城址	一八	千石堀城址	一九
檜谷城址	一八	澤城址	一九
落合城址	一八	高倉寺城址	一九
河合城址	一八	城山	一九
根福寺城址	一九	佐野城址	一九
蛇谷城址	一九	日根野城址	一九

櫻井城址	三〇六	飯峯城址	三〇六
櫻井古戰場	三〇六	吹飯城址	三〇七
大木城	三〇三	谷川臺場址	三〇七
土丸城址	三〇三	住吉神社	三〇〇
稻荷山陣所	三〇五	土浦藩陣屋址	三〇〇

七、關址、其他交通に關する史蹟

山中關址	三〇三	垣原一里塚	三〇三
麻生中一里塚	三〇三	境橋一里塚并境橋仇討場	三〇三
貝田橋一里塚址	三〇三	神前泊	三〇四
蛸茶屋一里塚址	三〇三	谷川舊港	三〇四
一里山一里塚址	三〇三	谷川新港	三〇六

八、古邸宅址

麻福田磨宅址	三〇七	食野邸址	三〇七
平松邸址	三〇九	自然居士舊跡	三〇八
僧勢譽出生地	三〇九	淡輪邸址	三〇九
垂祐堂址	三一一		

九、雜

日根野并日根野遊獵地	三〇〇	顯如上人遺跡	三〇八
日根松原	三〇二	顯如松	三〇八
佐野松原	三〇四	根上り松	三〇九
砂川奇勝	三〇五	阿菊松	三〇九
大木川の舟潭	三〇五	道教寺鐘并古碑	三〇九
雄水門	三〇七	妙淨寺鐘	三〇三
雄の山	三〇八	大畑村中内境標	三〇三
吉見里	三〇九	如來寺應永五重石塔	三〇四
深日浦	三〇〇	谷口邸石造井樞	三〇四
淡輪遊園地	三〇五	八幡神社内正長石梁	三〇五
箱作并箱浦	三〇三	僧德本六字名号碑	三〇五
金熊寺梅溪	三〇四	男里正平五輪塔	三〇五
琵琶岸懸	三〇五	永正石燈	三〇六
垣田野	三〇六	兔遊富	三〇六
冠之淵	三〇六	惣望富	三〇六
葛葉井	三〇六	建武石地藏	三〇七
山の井	三〇七	慶長地藏石柱	三〇八

正平石地藏	二六	久米田池	二六
天文地藏石像	二六	茅渟池	二六
古銅鑪	二六	海會宮池	二六

大阪府史蹟名勝天然記念物

第四冊 泉北郡 目次

一、宮址・行宮・陵墓・行幸址

和泉宮址	二六五	御廟山	二六八
傳小竹宮址	二六六	にさんざい	二六九
取石頓宮址	二六六	仁德天皇行幸址	二六九
履仲天皇百舌鳥耳原南陵	二六七	明治天皇行幸址	二七〇

二、神社・神社址

大鳥神社	二七五	高石神社	二八〇
泉穴師神社	二七五	等乃伎神社	二八〇
華表神社	二七五	大年神社址	二八〇
石津神社	二七五	日部神社	二八〇
八幡神社	二七五	蜂田神社	二八〇
石津太神社	二七五	和泉式部祠	二八〇
押別神社址	二七五	野々宮神社	二八〇
大鳥居王子神社址	二七五	百舌鳥神社	二八〇

多治速比賣命神社	三五	五社總社	三八
坂上神社址	三〇	泉井上神社	三九
陶荒田神社	三〇	和泉神社址	三〇
火雷神社址	三〇	井口王子址	三一
杵築神社址	三〇	丸笠神社	三一
龍王祠	三〇	伯太神社	三一
鴨田神社址	三〇	平松王子址	三一
櫻井神社	三〇	郷莊神社	三一
國神社址	三一	池田御靈社址	三一
山井神社址	三一	春日神社	三一
美多彌神社	三一	穗椋神社址	三一
聖神社	三一	幣垣神社	三一
信太森神社 附狐に関する傳説地	三一	男之宇刀神社 附御狩山、解氣井	三一
舊府神社	三一	八坂神社	三一
篠田王子址	三一	春日神社	三一
曾根神社	三一	山直神社	三一
日吉神社址	三一	吉見藩址	三一
栗神社址	三一		
大津神社	三一		

三、寺院、寺院址

常樂寺址	三六	法華寺	三四
慶長承寺	三六	放光寺	三四
大雄寺址	三六	多聞寺址	三四
大雄寺址	三六	陰涼寺	三四
專稱寺	三六	觀音寺址	三四
行興寺	三六	光秀寺	三四
家原寺	三六	南溟寺	三四
華林寺	三六	阿彌陀寺	三四
圓通寺	三六	永福寺	三四
光明院	三六	勝基寺	三四
大野寺	三六	藥師寺址	三四
多聞寺	三六	妙泉寺	三四
高倉寺	三六	和泉寺址	三四
大庭寺址	三六	妙源寺	三四
大平寺	三六	禪寂寺址	三四
法道寺	三六	明王院(池田寺)	三四
感應寺	三六	普照寺	三四

國分寺	三三	七越寺址	三六一
智海寺	三五	冬堂址	三六一
淨福寺	三五	松尾寺	三六一
施福寺	三五	大威德寺、牛瀧山	三六一
阿彌陀寺	三六〇	轉法輪寺	三六一
觀自在寺	三六〇	勝福寺址	三六一
堯王院	三六〇		

四、古墳、經塚

乳岡	三六九	牛石	三七三
濱寺町大字下の古墳	三七〇	黒石の古墳	三七三
富木車塚	三七〇	三木の古墳群	三七四
信太の千塚	三七〇	玉塚	三七四
黄金塚	三七一	百舌鳥野古墳群	三七四
伯太の古墳	三七一	野園池古墳	三七七
荒墓	三七二	陶器の千塚	三七七
牛神塚	三七二	辻之古墳	三七七
御山古墳	三七三	鉢塚	三七八

經塚	三七八	經塚址	三七九
法華經塚	三七八		

五、墓 碑

源行家墓	三六〇	珂憶和尚碑	三六三
牛瀧塚	三六一	中野龍助碑	三六三
四十九山	三六一	三好實休塔	三六三
殿墓	三六二	和田家供養碑	三六四
目家	三六二	日相の碑	三六四
和田新發意墓	三六三		

六、國府廳址、陣屋址、古城址、古戰場等

國府廳址	三六六	宇多大津城山	三六二
伯太陣屋址	三六九	國府城址	三六二
陶器陣屋址	三六九	踞尾堡址	三六二
久世氏陣屋址	三六九	城山	三六三
千原城址	三六〇	觀音寺城址	三六三
大津城址	三六〇	坂本堡址	三六四

浦田城址	三三五	いば城址	三五六
切坂城址	三三五	深井城址	三五六
宮里城址	三三六	和田城址	三五六
箕形城址	三三六	陶器城址	三三九
春木城址	三三六	鼎城址	三三九
井堰城址	三三七	石津古戰場	四〇〇
大澤城址	三三七	大鳥古戰場	四〇〇
小野田城址	三三七	城神崎	四〇〇
東村堡址	三三七	横山村古戰場	四〇一

七、一里塚、其他交通に關する史蹟

伯太一里塚址	四〇三	女鹿坂	四〇五
助松一里塚	四〇三	七越峠	四〇五
長承寺一里塚址	四〇三	檜原路	四〇六
日下の蓼津	四〇三	千貫橋	四〇七
布引道	四〇五	兔寸河	四〇七
陶器山窯址	四〇八	行基燒	四〇八

八、窯址、其他産業に關する史蹟

彈藥調合所址	四〇九	伏屋新田	四一〇
夕雲開	四一〇	横山炭	四一〇

九、古邸宅址等

山之内屋敷址	四一二	僧似雪示寂地	四一六
阿栗氏舍址	四一二	契沖庵址	四一六
玉井山莊址	四一二	契沖阿闍利遺址	四一九
珍努縣主舊址	四一三	宮里四郎左衛門邸址	四二〇
佐久良東雄潛匿處	四一四	佐々木高綱遺址	四二〇
一路居士舊址	四一四	今井秀光屋敷址	四二〇

一〇、雜

濱寺公園	四二二	陶器十景	四二二
信太森	四二三	高石池	四二二
大久保甲東和歌碑	四二四	取石池	四二二
淺香山	四二五	阿闍梨池	四二三
高石濱	四二七	鶴田池	四二三
興津濱	四三〇	谷山池	四三三

大阪府史蹟名勝天然記念物

岸和田市
泉南郡
泉北郡
第四冊
目次
終

石津	踞尾村	大鳥郷	蜂田郷	日部郷	和田郷	美木多郷	池田郷	坂本郷	唐本郷	膳部ノ尾	山瀧村	土師郷
………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………
四〇	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三
毛須	百濟	深井郷	上神郷	大村郷	陶村郷	千兩松	檜柏	荒山の松	昔山の窟	國分の窟	鳥地獄	潮谷
………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………
四九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一

千體池	尾井清水	玉井	國府清水	深井	兒井	若樫の井	宿居川	益鏡川	石の尾	善福寺鐘	萬代八幡宮の古鐘	百舌鳥の精進	信濃堂址	兒松址	當摩岸	頼光塚	阿彌陀原	雷井	
………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………
四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三
鬼白	桃阪峠	梵字ヶ原	御茶山	菱城邑人鹿父	宮里	父鬼村	我孫子	高石	信太郷	宇多郷	上條	二田	輕部郷	大津	穴師	上泉郷	和氣	黒鳥	
………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………	………
四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一

岸和田市

岸和田市

大阪府史蹟名勝天然記念物

第四冊第一編

岸和田市

一、御駐蹕所址

明治天皇御駐蹕所址

岸和田市岸城町



岸和田中學の北隅にあり。明治三十一年十一月十五日、攝河泉陸軍大演習の舉行せらる、や、岸和田中學校を以て、午餉の處となし。明治天皇、文武百官を従へ、茲に駐蹕あらせられたり。此の大演習は、第三、第四、第九、第十の四個師團の兵、侵入國防の兩軍に分れ、三國の野に三日間に亘り、奮闘せしものにして、兩軍の疵跡、合せて六萬と稱す。此日明治天皇は、大阪城内なる大本營を出させ給ひ、城東の臨時軍用停車場より御車に召させ、午前八時半、岸和田驛に着御、直に演習地たる海岸寺山御野立所に向はせられ、親しく、兩軍の攻防作戦を御統監の上、正午を少し過ぐる頃、中學校に臨御し、午餉をきこしめされ、約一時間御休憩の後、還幸の途に就かせらる。明治三十三年、有志相謀り、資を醸し、豊碑を建て、以て聖址を不朽に傳へんことを期せり。又岸和田中學校に於ては、講堂の御座所を保存し、毎歲十一月十五日駐蹕記念式を舉げ、御下賜金を以て、光錫賞の制を設け、以て生徒教養の資に供し、空前の光榮を拜謝す。碑は、石疊を以て、高さ七尺、面積二十餘坪の臺地を作り、常綠樹をこ、かしこに配し、中央に、縦四尺七寸、横一丈、高さ二尺八寸の一大礎石を据え、其の上に、高さ一丈四尺三寸、底邊の中四尺五寸、中央部六尺三寸、上方尖端を爲せる、花崗石の

一、御駐蹕所址

一

豊碑を樹て、題して駐蹕記念碑といふ。元帥陸軍大將功二級大勳位彰仁親王の御染筆なり。碑裏に福井楠喜の撰文あり、左の如し。

明治三十一年十一月十五日、陸軍大演武于和泉之野、天子臨焉、駐蹕于岸和田、以第六中學爲午餉之處、泉南郡民羅列沿道、得以拜鹵簿、不獨中學之榮也、頃日有志者相議、樹碑于營内、表聖趾、元帥陸軍大將彰仁親王、題曰駐蹕記念碑銘曰、

駐蹕之處 肅有神儀 衆庶瞻仰

念茲在茲 豊碑隆然 石趺爲基

大書深刻 以永厥垂

明治三十三年十一月

和泉 福井楠喜拜撰并書

二、神 社

岸 城 神 社

岸和田市岸城町

素盞鳴尊、八幡大神を主神とし、別に天照大神社あり。創建の年代詳ならず。も宮寺日光寺の地藏石像に、正平十七年刻したるものありしを以て、當時既に存在したるもの見ゆ。社傳によれば、正平年間、邑長沼氏、素盞鳴尊を八坂の感神院より勸請し、後に別社を興し、天照大神と八幡大神との二神を祀れりといふ。小出秀政の岸和田城を起せしとき天照大神を城の鎮守と崇め、八幡大神を本社に合祀す。松平氏を経て、岡部氏、岸和田城主となるや、萬治四年、大に社殿を修築し、規模整ひ、崇敬淺からざりしが、維新後、岸城神社と稱し、明治六年、郷社に列し、四十年一月、神饌幣帛料供進社に指定せられ、大正四年八月十九日、大工町の無格社蛭子神社、大北町の同琴平社を合祀せり。境内五百三十一坪を有し、桁行八尺五寸、梁行七尺三寸五分、棟高十八尺四寸の本殿の外、拜殿、神饌所、社務所、繪馬舎、土藏等あり。末社に神明神社、春日神社、菅原神社、愛宕神社、日吉神社、住吉神社、嚴嶋神社、稻荷神社あり。神明神社は即ち岸和田城の鎮守にして、天照大神を祀り、城内に鎮座ありしを、廢藩後當社境内に移轉せるものなり。氏地は、市の南部一圓にして、九月十五日の例祭には、十數臺の地車が、笛、太鼓の響勇ましく、市中を練り廻り宮入りするを觀んきて、近郷近在より來り集るもの、肩摩轂擊も管ならず、社寶として、舊藩主岡部長職寄附の、無銘傳一文字作の刀劍あり。及渡り二尺三寸二分、建長前後に於ける名工の手に成りしものにて、地鐵の緻密と及文の鮮美とは、其の凡作ならざるを證するに足るこいふ。大正十二年三月、國寶に指定せらる。

維新前までは、宮寺として、日光寺あり。元祿七年の寺社員數帳に「天台宗、觸頭武州東叡山寛永寺、社僧樂王山、寶珠院、日光寺」とあり。大阪の役後、名僧澤庵の來り寓せしこゝ、澤庵和向紀年録、元和元年の條にあり、曰く

秋九月、師出京師、到泉南、綿蕪于南宗之燒地、直到岸和田、借日光教寺而寓居焉、十一月二十九日、本光祖三十三年忌、師領聚光院歸自泉岸、(中畧)至藤月、又抵泉岸、居日光寺、然此寺在州城之内、城主及侍士、日夜來訪、太妨禪寂、師深厭之、遷居于當國天下村、寓極樂寺。當時の城主は小出吉英なり。

三、寺 院

天性寺(蛸地藏)

岸和田市南町

南海鐵道蛸地藏驛を下れば、西北方に寶珠を戴ける巍然たる堂宇の聳つを見るべし。即ち護持山朝光院天性寺にして、蛸地藏の稱を以て普く世に知らる。淨土宗智恩院に屬し、蛸地藏菩薩を以て本尊とす。創立の年月詳ならず。天正年間、僧泰山得譽の中興せしものなりといふ。南町を貫通する紀州街道より岐れて、石敷に沿ひて西すれば、直に寺門に達すべし。門額「皇國春雋濠門龜鑿」は近衛家熙の筆なり。本堂は重層瓦葺にして、高さ六丈餘、桁行六間、梁行七間、上層椽間の扁額「護持山」は、智恩院順眞、堂前「蛸地藏」の扁額は、同順良の筆するところにして、銅製寶珠中に秘佛十一面觀音を安置す。もこ河内譽田八幡にありしもの傳ふ。縁起によれば、此の地に、地藏菩薩安置の靈場ありしが、兵亂に遭ひ、尊像空しく海中に委棄せられ、更に知るものなかりしが、後醍醐天皇の御宇、和田高家初めて城を構へし時、尊像大蛸の頭に駕して現はれしかば、高家篤く之を崇敬し、直に城内の淨地を擇び、新に一字を建て、之を安置せり。幾もなく世は戰塵の卷きなり、屢兵燹に罹らんせしかば、尊像を濠中に沈めたりしが、天正年間、松浦肥前守、根來雜賀の衆徒と戦ひし時、一大法師現れ、一個の錫杖を以て強敵を挫き、又數千の蛸、群り來りて之を助け、遂に大勝利を博せしが、忽にして、其の姿を失したり。其の後、肥前守夢告によりて、濠中に木造地藏尊を得、先の大法師は地藏の化身なるを知り、別殿を造りて、之を安置し、諸人の參拜を許せり。小出播磨守、新に城廓を起すに際し、尊像を城外に移さんとするを聞き、泰山和尚請ひ得て、今の地に安置せしものなりといふ。爾來靈驗赫灼として、其の名遠近に傳はり、崇敬日に月に篤く、毎年八月廿三、四の兩日の地藏會には、賽客絡繹として蛸集し、市中は、忽にして熱鬧の街化するを常とす。

正平石地藏

本堂の前側にあり、像の高さ三尺八寸、後背の高さ五尺一寸、巾一尺七寸七分、左右に「正平十七年四

月八日願主本阿」にあり。もこ岸城神社にありしが、神佛分離の際、こゝに移したるものにて、和泉志に「城隍祠在岸和田村」傍有石佛「勅曰正平十二年造」にあるもの是なり。其の十二年にせしは、十七年の誤なり。當時岸和田の地、官軍に屬したりしを知るべし。

四、墓 碑

松平廉重墓並陳阿上人墓

岸和田市南町字上堀

廢心蓮寺墓地にあり。康重は、康親の子にして、康親の時までは、松井を氏にせしが、勳功を以て徳川家康より、松平氏を賜はる。康重、父の後を繼ぎ、家康に従ひ、小牧、小田原の役に従事し、屢戦功あり、叙爵して、周防守となり、常陸笠間城を賜はり、後、丹波笹山に移り、五萬石となり、元和五年、岸和田城主となる。寛永三年、從四位下に叙せられ、八年三月、日根、南兩郡の良田なるに藉口して、一萬石の増高を幕府に請ひ、六萬石となり、十七年六月廿七日、七十三歳を以て、岸和田城に卒し、城外心蓮寺に葬る。墓域約三十五坪、老松一株、僅に存して、古を語るのみにて、轉荒涼を極む。墓は、高さ二尺三寸、面積二坪弱の石垣臺の上に、二重の蓮華臺石を置き、其の上に、高さ約九尺の五輪塔を置く。五輪塔の各部正面に、空、風、火、水、地の五字を、一字づつ、大書し、高さ二尺五寸、巾二尺三寸二分、厚さ二尺三寸一分の方柱の上部にある、「地」の字の左右下に銘あり。

寛永十七年

(庚辰)

長安院殿四品(前)防州大(守)

竜譽淨和居士

六月廿七日

と鑄す。此の五輪塔の側に、八角形の石柱ありて、其の各面に、

當寺者松平前周州太守四品

源康重公石塔場巴寛永十七

庚辰六月廿七日薨淨土

四、墓

碑

龍譽

長安院殿□□淨和大居士

當寺淨土宗旨高巖山心蓮寺

開山沙門前住光明寺心蓮社

在譽上人惠春月船隻建立

元祿十三辰年十月日

と刻す。

心蓮寺は、其の昔、境内約百八十坪、本堂、桁行六間半、梁行三間に、桁行二間、梁行一間半の角屋を有する小寺院なりしが、松平康重岸和田城主となりしとき、其の弘經寺となり、寛永十五年六月、其の女をこゝに葬り、ついで十七年六月廿七日、康重岸和田城に卒するや、たましく心蓮寺に西堂の外、住職なかりしを以て、京都黒谷忍譽上人を請じて、導師とし、こゝに葬りしといふ。康重の子、康映に至り、播州山崎に移りしより、寺運衰へ、元祿年間光明寺の隠居寺となりしが、明治のはじめ廢寺となり、光明寺に合さる。

陳阿上人墓 同墓地にあり。陳阿は、光明寺第十五世の住職にして、本居内遠に従ひ、和歌を能くし、特に曼茶羅の研究に於て、當時他に多くの匹儔を見ず。智恩院宮尊超法親王に召されて、弘化三年九月廿一日より、十月十二日まで、之を開講し、華頂王より、後曼茶羅院の号を受け、且後曼陀羅が講義をき、て題し「傳へこゝ法の言葉の露の玉みかく光りをあふくかしこさ」の色紙を給はりぬ。嘉永六年正月四日、七十六歳を以て、心蓮寺に入寂す。

相馬九方墓

岸和田市南町梅溪寺

梅溪寺は、香峯山ミ号し、曹洞宗、野州大中寺末にして、釋迦牟尼佛を本尊す。岸和田藩祖、岡部宣勝の母、洞仙院位牌所ミして、承應元年、鐵外和尚の中興せしころなり。其の境内墓地に、約四坪の地を畫し、相馬九方の墓あり。九方、諱は肇、字は元基、讚岐高松の人、性卓犖不羈細節に拘せず。詩文經術に長じ、兼て書に巧なり。嘉永三年、岸和田藩に聘せられ、講習館教授たり。幕末、岸和田藩の文物彬々たる、九方に負ふこころ少からず、其の著すこころ左氏春秋解史記定本、紀效新書私纂定本、箋註詩韻、立誠堂文存、白少傳詩鈔等あり。明治十二年三月二十八日、易實す、時に年七

十九。碑は塋域の中央にありて、位牌形を成し、高さ三尺四寸、巾一尺四寸一分、厚さ一尺三寸八分、之に冠するに、石蓋を以てし、三重の臺石上にあり。正面に「九方相馬先生墓」、右側に「孺人横井氏墓」と刻し、左側ミ、背面に、左の墓誌銘を鐫す。何れも、門人士屋弘の撰文并書するころなり。末文、明治廿九年六月十一日添書せしは、建碑の年月を示さん爲なり。

先生諱肇、字元基、号九方、相馬其氏、爲人卓犖豪宕、不拘小節、學博尤長於經術文章、少游京師、所交皆奇傑之士、常欲以功名馳聘當世而不遇、去往江門又不遇、晚應岸和田藩之聘爲教官、初開講習館、陶鑄群材、我泉之士至今彬々可觀者、實先生之功也、然竟不遇以歿、吁哀夫、世固有下婚庸庸致位崇、身飽寵利者、以先生之學之才而齟齬憾軻不得伸志於經世、抑何說也、先生讚岐高松人、明治十二年三月二十八日易實、時年七十有九、葬於和泉岸和田梅溪寺之塋域、配横井氏生三女、長適人、養村田氏子以次女配之、有故不嗣、末女貞承祀、弘嘗爲先生所子養、有師父之恩、謹奉遺命、經紀後事、先生嘗自錄文爲二卷、大和節齋森田翁、讀之歎曰、文氣豪邁、足壓一世、先生又妙於細楷、所述左氏春秋解、史記定本、其他諸選本百餘卷、皆所手書、精緻雅澹、不類其爲人云、銘曰

遇之厄如何于時 壽超古稀誰使之

經綸有志托文辭 傳諸後世莫窮期

明治十二年九月

和泉 土屋 弘 謹 撰

明治廿九年六月十一日

五、古城址

岸和田城址

岸和田市岸城町

維新のはじめ、歐米模倣の大勢に促されて、舊物破壊の風潮は、燎原の火の如く、都鄙を問はず、上下を論ぜず、其の猛勢を逞くしければ、岸和田城も、其の圏外に逸する能はず、破壊に次ぐに、破壊を以てし、高樓傑閣、一として、今に存するものなれども、本丸、二の丸、三の丸、及周濠の跡は、餘影歴然として、今日に遺れり。

本丸、東西三十八間、(六尺五寸を一間として)西方三十一間、南方四十九間、北方三十間、現在地積千九百九十一坪を有し、之に繞らすに周濠を以てす。其の中央に、東西九間五尺六寸、南北十間五寸の天守臺を設け、こゝに五層の天主閣、巍然として、半天に聳ちたりしが、文政十年の冬、雷火に罹りて燒失し、後再興せざりき。臺上に立ちて眼を放てば、攝播の連峯、河泉の群山、千古の態を改めず、淡鳴の暮靄、茅海の白帆、千態萬化、暫も凝滞せず。幾十の煙突は林の如く里煙濛々として天に漲り、騒然たる工場の汽笛は、時に鐘聲と相和して、幽韻を漣波に傳へ、工業都市の躍動に襟帶するに、海山の雅景を以てするを觀るべし。若し花時節を天主臺に曳かんか、櫻花艶を競ひ麗を争ひ、三百年の翠松之と相映して、一幅の繪畫、忽にして眼前に展開せるを覺ゆべし。天主臺上に、一段高く、三間四面の封土を築き、一大碑石の高く聳ゆるあり、題して「岡部氏紀念碑」といふ。高さ三間半、基底方四尺四寸五分、之に繞らすに鐵柵を以てす。碑の東方に、明治三十一年、攝河泉陸軍大演習に際し、明治天皇の御名代、閑院宮載仁親王殿下臺臨の舊跡あり。方二間、石柵鐵鎖を以て之を圍む。其の直下に、西北に面し、高さ六尺五寸、巾三尺三寸、厚さ二尺二寸の石面を剝り、高さ四尺五寸、巾二尺一寸六分の銅板を嵌入したる一碑あり。大正六年五月廿日、藩治記念會開催の記念として、建設したるものにて、舊臣土屋弘の撰文を刻す。曰く、

謹按建武中興楠公正成爲和泉河内兩國守護、使族和田高家城于和泉岸村岸和田之稱、始於是時云、永祿中、三好實休據此、豊臣氏時、小出秀政爲城主、元和五年、松平康重居此、寬永十七年、我藩祖岡部可堅公諱宣勝實封于此、大修城池、爾來繼承、歷十三世、至今敬堂公長職、明治四年、朝制廢藩置縣、公遂移住東京焉、回顧追思、曩昔方其城池未廢也、層樓傑閣、聳于天半、雉堞疊壁映帶助勢、上田堤綿亘西南、海岸泉光兩寺對峙東南、皆可堅公所親、倚山踞岡、隱然類障堡、西有潮入門、石堤壯宏堅牢、名爲防潮、其實以備海寇也、而北則僅繞以障壘而已、聞之故老、曰德川南龍公賴宣封于此也、以幕府親藩、占山河形勝、幕府慮其或挾異圖窺中上國也、故以我可堅公、當其衝路、此所以嚴備于西南一帶而略中北方也、夫紀大藩、南龍雄主、而以我公當之、則公之英武絕倫可知矣、加之二百餘年、賢公明辭前後輩出、治法得宜、風化斯行、則士庶之涵濡深仁厚澤、果何如哉、抑廢藩之舉、雖云時勢所致、及視其城池之壯麗者、寧無今昔之感乎、乃胥議樹一大碑、表城址、亦致甘棠追慕之情耳、若夫眺矚之美、東掬金剛山翠、西挹茅渚波光、遠之阿山淡鳴摩耶六甲等諸勝、苟來此者皆能知之、故不詳叙、獨記我輩所親聞而後人不及知之者、以告後人云。

大正六年一月

正五位勳五等舊臣 土屋弘 謹撰

二の丸 本丸の西北に接し、地積二千三百九十八坪を有す。藩主の邸宅及政廳のありし所にして、稚松簇り、本丸と共に、市人の遊樂場たり。

二の曲輪 濠を隔て、本丸を繞れる一區劃の土地にして、太鼓部屋は、元泉南郡役所の所在地となり、向屋敷は、岸和田中學校の敷地となり、中大夫邸は、其の運動場と變じ、御藥園の一部は、岸和田區裁判所の建築地となり、又侍屋敷にて其の昔摺を列べ臺を競ひたりし藩士の邸址は、久しく荒廢に委せられ、舊藩時代の建物の現存するもの、二三に過ぎざりしが、近來濠を埋め、堤防を破壊し、道路を建設して、再び住宅地と化したり。新御茶屋の清楚、復觀るに由なく、空

五、古城址

しく十数株の老松を、泉石の残影を留むるのみにて、久野邸址と共に耕作地となる。

三の丸 濠を隔て、二の丸を繞れる一區劃の地は、三の丸又は三の曲輪と稱し、二の曲輪と共に、重なる藩士に住し、其の數約八十を算したりしが、次第に退轉し、多くの邸址は、耕作地と化し、轉荒涼を極めたりしが、近年市の繁榮に伴ひ、好箇の住宅地として、諸人に歓迎せらる。之を舊記に徴するに、岸和田城は、東西三丁二十二間、南北五丁五十六間四尺、面積七萬二千三十六坪を有し、其の形勝に似たるを以て、猪伏山、藤城と稱し、矢倉十五、外曲輪の弓鐵砲の挾間、九百二十六を算したりといふ。

岸和田城の築造 年月明ならず。岸城古今記に、文祿四年起工、慶長二年竣工とし、一書に、天正十五年起工、慶長三年竣工とし、其の説異れども、小出秀政時代たるに於て、相一致せり。秀政は、天正十三年三月、豊臣秀吉の根來征伐後、中村一氏の跡を受けて、岸和田城主となりたれども、其の領するところ、岸和田及其の南隣の地、四千石に過ぎず。文祿三年六月五日、六千石の加増ありて、祿邑一萬石となり、文祿四年八月三日二萬石の加増ありて、祿邑三萬石となりたり。秀政は秀吉の郷を同じくし、大政所の妹を妻る。之を以て秀吉の寵淺からず、大阪城の南鎮として、天主閣を設け重廓を築くことを得たるものにして、文祿四年の祿邑の大加増は、其の前提と見るべく、岸城古今記の説、眞に近きに似たり。築城に用ひたる石材は、和泉砂岩、片麻岩、硬砂岩、花崗岩を主とす。和泉砂岩には穿孔貝附着の跡あり、其の採收の地、海岸地方たらざる可からず、西島取村大字波有手より、多奈川村大字小嶋に至る海岸一帯の地は、當時其の所領なれば、此等の地方より、搬出せしものなるべく、天主臺に最多き、片麻岩、硬砂岩は、内畑、牛瀧地方産出のものなるべく、花崗岩は、豊公築城の餘材と見るべし。

築城以前の岸和田城 天授六年、橋本正高、山名氏清と戦ひ戦死せしより、和泉に於ける官軍の勢、復振はず。氏清、次第に其の餘類を蕩掃して、和泉守護となる、明德の役、氏清叛し、京都内野に戦死し、大内義弘功により、紀泉兩國の守護となり、兩朝の講和を周旋し、威勢並ぶものなかりしかば、和田氏の古城は、山名、大内時代既に破却せられた

るもの、如し。應永六年、義弘叛し、堺に戦死するや、和泉は、細川氏の領國となり、其の北半は嫡流満元に歸し、南半は、支流頼有の有りなり、頼有、應永十五年八月、和泉半國守護に補せられ、岸和田城を以て居城とす。子持有、孫教春、有常、有常の子、政有、孫元有、相繼いで其の職を襲ぎしが、享祿四年、元有、細川高國に屬し、細川晴元と戦ひて敗死し、其の領晴元に歸し、和泉一圓を領し、三好長基を守護代とす。されば、應永より享祿に至る、百二十餘年の間、岸和田城は細川氏の居城たりしも、細川氏は、阿讃に領地を有したりしを以て、彼の地に亦城を構へ、岸和田城には、守護代を派遣して、政務を執らしめし場合多かりき。是を以て、應永のころ、信濃民部大夫泰義、正長のころ、同兵衛大夫泰連、嘉吉の頃、和田兵衛佐義明、寶徳の頃、同左衛門尉義基、享祿天文の頃、那和氏を以て、岸和田城主とするものあれども、何れも、守護代と見るべきなり。細川氏に代り、三好氏の勢を和泉に得るや、十河一存、安宅冬康の兄弟、相繼いで在城せしが、永祿五年、兄三好實休、久米田山の戦に死し、冬康岸和田城を退きてより、元龜天正のはじめまで、松浦肥前守、寺田又右衛門、松浦安太夫等、世に所謂、岸和田衆と稱するもの、之に占據し、ついで織田信長の上洛するや、朝日大藏、太田八彌、代官となりてこゝに住し、天正十一年、豊臣秀吉、家臣中村一氏をして之に代らしめ、根來雜賀の押へこす。敵即ち千石堀、積善寺、畠中、濱等の寨を築き、攻戰寧日なし。十二年、長久手の役、秀吉の東發に當り、根來寺、間に乘じ來り攻むるや、一氏、蜂須賀家政の援を得て、之を撃破して功あり。十三年三月、秀吉の根來征伐に従ひ、畠中城を攻む。戦終りて、江州水口に移り、小出秀政其の後を襲く。かくて岸和田城は、應永の昔より、小出氏築城まで、百八十餘年間、絶えず史上に其の名を遺すも、其の規模固より狭小なりしなるべし、其の位置が小出氏築城の何れの地點なりしか明ならず。伽李素免獨語に「松浦肥州、外廓をつくり、溝濶をほりて、や、莊大にこりたてつ、もこの城を、もこやしきさいへり。今もなほこの名のこれり」と記せり。もこやしきは二の丸あたりならんといふ。

築城後の岸和田城 小出秀政、岸和田築城の功を竣へてより、幾もなくして、關原の役起りぬ。秀政年老いたるを以て、次子秀家に軍兵を授けて、家康に従はしめしが、長子吉政は、石田三成の催促に應じ、細川幽齋を、丹後田邊に圍

みし罪ありしも、秀家從軍の功により、役後、父兄共に本領を全うするを得たり。秀政、慶長九年三月、年六十六歳を以て岸和田に卒し、大和守吉政、但馬出石より入りて封を襲ぎ、播磨守に改め、十八年十月に及びしが、卒後、長子右京大夫吉英、復出石城より來りて、父の後を嗣ぐ。伽李素免獨語に「吉英の代に、伏見の矢倉或は門なき、數々引うつしてぞ、巍然たる堅城はなりけらし。今に外形の御門の鬼板には、秀吉卿のおほむ紋きころ、そがまゝにてあり」と載す。獨り鬼板のみならず、五七の桐の紋つきたる伏見瓦を、葺きたりし見え、今に之を藏するものあり。慶長十九年、大坂冬の役起るや、岸和田は、阪南の重鎮たり、且小出氏は豊臣氏に姻戚たるを以て、城主吉英の外、松平信吉、幕命を以て、之に加はり、夏の陣には、信吉に代ふるに、金森可重を以てす。役畢り、元和五年、吉英出石に移り、松平康重、丹波笹山より來りて之に代る。康重の父を康親といひ、松井氏を稱す。三河以來の譜代にして、徳川氏に忠勤を勵みしかば、松平姓及諱の一字を賜はりしといふ。是の時に當り、二の丸、石垣下の葦原を拓き、こゝに傳馬口より、堺口までの新廓を作り、町家を建て並べ、城下の面目を一新せりといふ。康重、寛永十七年六月廿七日、岸和田城に卒し、城外心蓮寺に葬る、八月二十三日、子康映襲封し、九月十一日、播州宍粟郡山崎に移封し、同日、岡部美濃守宣勝、攝津高槻より入りて、城主となり、六萬石を領す。宣勝の父を、長盛といひ、其の先は、藤原氏に出づ。祖清綱、駿州信太郷岡部村に住せしを以て、岡部を氏とし、中世、今川氏の被官たりしが、正綱に至り、家康に従ひ、長盛に至りて、勳功益高く、家康に信任せられ、累進して、寛永元年九月、大垣城主となり、五萬餘石を領し、家康の養妹を妻り、九年十一月、大垣城に逝き、宣勝封を襲ひ、慶長十年三月播州龍野に、十三年六月攝津高槻に移り、こゝに至りて岸和田城主となる。時に和歌山城主徳川頼宣、雄志あり、幕府其の異心を疑ひ、宣勝をして之に備へしめしといふ。是を以て、宣勝海寇に名を籍り、城西に石垣を築き、或は城南津田川のほとりに、防障を設け、以て陰に之に備へしめしといふ。

宣勝、寛文元年、六十五歳を以て致仕し、可堅、又は愚昭と稱し、土生村に隱栖し、風月を友とし、餘生を送れり。子内膳正行隆、後を繼ぎ、五千石を弟高成に、二千石を豊明に譲り、所領五萬三千石となり、貞享三年、致仕し、備後守長泰、内膳正長敬、美濃守長著、内膳正長住、美濃守長修、美濃守長備、美濃守長慎、内膳正長和、美濃守長發、筑前守長寛を経て、美濃守長職に至り、明治二年六月、版籍を奉還し、城は岸和田藩廳となり、藩主は岸和田藩知事に任せらる。四年七月十四日、廢藩置縣の制布かれ、岸和田藩廳は、岸和田縣廳舎となり、十一月二十二日、廢縣と共に建造物は破壊せられて、墟址を存するのみ。

本丸、及二の丸の一部は、廢藩の後、官有地となりしかば、官に請ふて、公園として開放せしが、後、舊藩主岡部氏の有るなる。近年本丸の周濠に蓮を栽培し、花季には滿濠芙蓉の花に埋もれ、清楚愛すべし。本丸は一時名蹟保存上、毎年花季三ヶ月の外、之を閉鎖するを例したりしが、市制施行後再び之を開放して、市民遊樂の境地となしたれば、來り遊ぶもの日に少からずといふ。

和田氏古城傳説地

岸和田市野田町

野田池の西北、岸和田城外濠の東方二町餘に一城址あり。傳へいふ、和田氏の古城址なり。和田氏は、楠氏の一族にして、もみ泉北郡に住したりしが、後醍醐天皇の時より、高家、正武移りてこゝに居り、城を構へ、王事に勤めたりといふ。この地もみ岸と稱す。安閑元年紀に、「敕大河内直味張獻雌雄田地」と見えれば、雌雄、後に岸の字を用ひたるにや。高家、正武移り住みしより、世に之を岸和田氏と唱へ、以て宗家と區別したりしが、遂に邑名となりしなりと傳ふ。されば、昔は「キシノワダ」と稱へ、今日の如く「キシワダ」とはいはざりしなり。然らば、何れの時より岸和田と稱へしかといふに、南北朝講和後十六年、即ち應永十五年八月、細川頼長、和泉半國守護となり、岸和田城に居りしよし、細川系圖に見ゆれば、當時既に其の名ありしなり。然るに、吉野朝時代、高家の岸和田城に居りしこゝは、太平記評判に見え、又和田新三郎の和泉守となりしこゝ、同書に見えたれば、其の時の築城を見るの外、徳川期の記録、又は故老の傳説に存するのみにして、徵據ある文書記録に乏しきを遺憾なりとす。諸家系圖纂、和田文書等に、岸和田彌五郎治氏、同助

氏、同侍従房快智、同大輔房定智の名見え、何れも、吉野朝の爲に軍忠を抽んでたる事蹟、散見するを以て、此等の諸氏の居住地たりしを、後に高家正武と誤り傳へられたるにあらざるや、考へられざるにあらざるも、此等の諸氏と岸和田との關係につきては、之を徵すべき史料存在せず。將來の研究を待つの外なきなり。

元祿七年十一月中旬の見取圖に、「昔之岸之古城、和田居城の由」と題し、「明德三、南帝入洛、諸國官方の城廓悉没す、此城同前か、本城より二町計東に、昔東光寺と云ふ寺あり、今は田、和田菩提所の由」と記し、且本丸、及二の曲輪、並に周濠の現状及變遷を圖示せり。本丸、二の曲輪の名稱は、固より和田氏當時のものにあらず、畢竟元祿時代の推定に過ぎざるべけんも、其の廣茅は、之により略推知するを得べし。之によれば、本丸高さ二間、面積約六十坪、二の曲輪、面積約千五百坪、曲輪及濠の跡は、當時既に田或は畑に變せり。伽李素免獨語に「岸の和田、むかしは、岸のさこ、いふ、曆應のころ、和田氏城をこりたて、すめりしは、今の百姓町の東にて、方一町餘なりし、今は田となりて、字を城屋舖といふ。延文應安の程は、同苗正武なん住たりし。岸の里にすまへる和田氏なれば、きしのわだぎの申せしが、いつしか、里の名となりて、岸の和田はいひならはせるなり」と記せり。又古今寶記といふ舊記にも、「建武年中、和田新兵衛尉高家、初而城を築き在城也、當時の城、二三町東の由、小寺、池の尻邊と相聞ゆ」と見え、現に古城橋、古城川等の名、附近に存し、城址にあたるところは、古城の字地となり、又も岸城神社内にありし、地藏石像に、正平十七年四月八日の銘記あるを以て、この地方の、吉野朝に屬したりしを知り得べく、和田氏の古城址たること疑なきに似たり。大正十年、大阪府、「和田氏古城傳説地」と刻したる石標を建て、之を表せり。

六、學 校

岸和田藩學址

岸和田市北町

岸和田藩主、岡部長愼南山と号す。頗る學を好み、深く藩内子弟の教育に意を注ぎ、致仕の後、天保五年、岡部氏家訓を出版し、又小野蘭山の本草綱目啓蒙の刻本乏しきを患へ、侍醫井口望之をして訂正せしめ、弘化四年藩費を以て之を刻し、重訂本草綱目啓蒙といふ。嘉永二年本草綱目啓蒙に圖なきを慨し、侍醫井口三樂に命じ、圖譜を編輯せしめ、本草綱目啓蒙圖譜山草部四卷を刻し、世に裨益するところ少からざりき。三年、讃岐の人相馬肇を聘し、五年講習館を上砂町に新築し、肇及三宅源之丞を教官とし、士庶の別なく、志あるものに業を授け、素讀、講習の二科を受け、素讀科に於ては四書五經等の素讀を、講習科に於ては、小學、史記、左傳等の修身歴史に關する諸書を講ぜり。翌六年二月、森田節齋、吉田松陰の來訪あり、夜半を過ぐるまで、琉球縁無し六疊の間に於て、一盆の煎餅と一瓶の茶を以て、詩文、海防を談じたりといふ。松陰の日記に曰く、

二十三日晴、十四日至今日、滯富田林、又從節齋至和泉岸和田(戶數三ヶ許)中(略)夜訪相馬一郎、名肇、字元基、歸時夜已丑矣、相馬居教習館、館官新造營、以居二郎、許士農工商皆至受業、講堂有老侯手書額、曰文行忠信、今侯手書額、曰教習館、一郎本讃岐人、三年應藩命、來客于此、祿十口、外有五口、然不列臣籍矣

こ、以て開館當時の状況を知るに足る。元治元年より、春秋兩度の試験を始め、慶應二年、肇の建議に基き、講習館の南に、修武館を増設し、講習館に於ては、専ら文事を、修武館に於ては、専ら武事を研鑽練磨するところとす。是に於て、絃誦の聲は、劍槍の響と和して、一藩の士氣大に振興せり。明治三年二月、生徒増加し、狹隘を告げしかば、更に城内舊勘定所に、文學館を設け、又別に洋學科を置き、専門の學者を聘して、教授に當らしめしが、廢藩の後、講習館は、堺縣

立師範學校の分校となり、十一年閉鎖せられ、岸和田郡役所に轉用し、ついで岸和田區裁判所となり、更に堺區裁判所岸和田出張所となりしが、岸和田區裁判所復活し、岸和田町に移轉改築後は、私有地となりたり。修武館は、一時岸和田公立小學校たりしが、今は工場となる。文學館は早く廢せられて、亦私有地に變ぜり。

岸和田藩學上梁文

土屋弘

葛城之山、施其東兮、茅渟之海、帶其西兮、城府是定、廿紀系侯伯列、文武維揚、十世稱藩垣邦、邦治無缺、以承祖宗、學制未建、以遺孫子、伏惟南山先公、往年創修文館、絃誦之聲日興、南塘今公、今歲造演武場、弓馬之業月盛、文修武奮、學制創立、祖宗未完之業茲成、先公垂統之功斯繼、嘻々自今以後、邦内無事、我輩縫掖之徒、文講忠孝之道、域外有警、爾儕介冑之士、武奏斬馘之功、維子維孫、繼之守之、遠仰祖宗洪德、近戴兩公大惠、於是官吏相戒、斤築是務、令月吉日、將架脩梁、群臣躍舞、咸稱盛德、臣某等誠恐誠惶、謹誦此辭、以助輿頌

拋梁東 山摩碧落水連空、其間泮宮歸然起、朝霞夕雲佳氣葱

拋梁西 當年先公志夙齋、吾公今日茲繼述、他載悞乎觀聚奎

拋梁南 孝平維孝慈又含、愛育臣民不尙資、維孝維慈聲教覃

拋梁北 藩封百年在此國、祖宗勳業何曾忘、折衝禦侮竭其職

拋梁上 文藝武技齊習尙、忠節孝道同一歸、更講禮樂興揖讓

拋梁下 濟々群才受陶冶、恩惠山高又海深、永爲吾公祝純嘏

伏願上梁之後、邦内無虞、君公長保眉壽、藩士協和文武專修常業、無失忠貞之節、無曠藩屏之職、千秋萬秋、矢斷不易、臣某甲等敬白、

慶應二年龍集丙寅三月某日

七、雜

本町一里塚辨財天

岸和田市本町

本町を貫通する紀州街道の東側にあり。昔此の地の北二十五間許のところに一里塚ありて、辨財天を祀りしが、今の地に移して後も、もこの名を襲用したるなりといふ。

正覺寺彌陀石像

岸和田市

正覺寺地藏堂にあり。石像高さ二尺二寸五分、巾一尺七分、左右に「元龜四癸三月十日」「南無阿彌陀佛、大法師慶祐」を刻せり。元龜四年は、天正元年にして、七月二十八日の改元なり。和泉志に「正覺寺在岸和田村有彌陀石像」を記せり。其の文龜とあるは、元龜の誤りなり。

在岸和田村有彌陀石像
勒日文龜四年三月造

第二編

泉南郡

大阪府史蹟名勝天然記念物

第四冊第二編

泉 南 郡

一、宮址・行宮・陵墓・御野立所

菟砥川上宮址

東島取村大字自然田

日本書紀に曰く「垂仁天皇三十九年十月、五十瓊敷命、居於茅渟菟砥川上宮、作劍一千口、因名其劍謂川上
部、亦名曰裸伴藏于石上神宮也、是後命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神寶、

一云、五十瓊敷皇子、居于茅渟菟砥河上、而喚鍛名河上、作太刀一千口、是時楯部、倭文部、神弓削部、神矢作
部、大穴磯部、泊櫃部、玉作部、神刑部、日置部、太刀佩部、并十箇品部賜五十瓊敷皇子、其一千口太刀者、藏于忽
坂邑、然後從忍坂移之、藏石上神宮、是時神乞之言、春日臣族、名市河令治、因以命市河令治、是今物部首之
始祖也、

古事記に曰く「垂仁天皇御子印色入日子命者、坐為取之河上宮、令作橫刀壹千口、是奉納石上神宮即坐其宮
定河上部、

舊事紀に曰く「纏向珠城宮御宇天皇御世、五十瓊敷入彥皇子命於河內國幸菟砥四字關乃河上宮、作太刀千
口、名曰赤花之伴亦曰裸伴劍、今藏在石上宮、此後詔皇子命俾主石上神寶、

一、宮址・行宮・陵墓御・御野立所

右紀、記、及舊事紀により、五十瓊敷入彦命の宮居は茅渚の菟砥川の川上又は鳥取川の河上に在りしこ明なり。而して今の男里川は古の鳥取地方を経て男里に至りて海に入る川なれば一名鳥取川ともいひ、又菟砥川は、泉州志に、菟砥河或云鳥取河に見え、和泉志にも菟砥溪の名見え、大字自然田に今も宇度口の名ある所より推せば、異名同川なるを知り得べし。鳥取の名は垂仁紀二十三年十一月天ノ湯河板舉の、聖津別皇子の爲に鵠を捕へし功により姓鳥取造を賜ひ、鳥取部等の部民を従へ此の地に定住せしより起りたるものなるべければ、菟砥の名は之よりも古く、又單に川の名のみにはあらで、此の地方一帯の通名なりしならん、延喜諸陵式に「宇度墓五十瓊敷入彦命在和泉國日根郡云々あるは、墓名に古き地名を採用せられたるならん、かくて菟砥川上宮といひ、鳥取川上宮といふも、同じ宮居の二つの名にて、男里川の上流にしつらへて五十瓊敷入彦命のおはせしころたり。而して其の上流の何れの地點なりやといふに、泉州志に

菟砥河上宮舊跡、在自然田村東南。

宇度墓、同所、今謂玉田山、山上有小社、墓前田地字宇度口、

こいひ、和泉志に

菟砥河上宮、在自然田村、垂仁天皇三十四年印色入彦命居河上宮、作劍一千口即此、深日鍛冶谷亦其址。

宇度墓、五十瓊敷入彦命兆域東西三町、南北三丁、在自然田村東、宇度川上玉田山、土人建小祠于墓上。

こ記し、泉州志は玉田山を以て 宮址と宇度墓の所在地となし、和泉志は玉田山を以て、宇度墓所在地とし、宮址につきては、在自然田村とあるのみにて、其の何れの地點なりや明示せざるも、恐らく泉州志と等しく玉田山を以て之に擬したるなるべし。又後に記す如く、堺の人、源良材亦玉田山碑文に於て、宮居と御墓とを玉田山上と斷定したり。されど宮居の跡を直に墳とすは、國俗の許さざるのみならず、事實上實行し難かるべし。然らば玉田山は單に宮址なりやといふに、當時の建築術より考へ、又日常の御生活地として、鍛刀地としての適否より觀察すれば、玉田山の如き小高き丘上に、宮居を營みたりとは、遽に首肯し難し、果して然らば宮址を何れの地點に求むべきかといふに、こは有力なる史料の出でざる限り、憶斷による外容易に決定し難しとす。若し強ひて求むれば、自然田の東南、玉田山を背景とする、

山麓の一地點なりしなるべし。前の南東鳥取村長、先年此の山麓より、直劍一口を發掘し得たり、古墳地の出土品なるべしと考へられざるにあらざるも、周圍の地形より觀察して、さる形跡なし、或は宮址の所在地よりの出土品と觀られざるにあらず、大阪府、大正十年標石を玉田山麓に建て題して、「此附近菟砥川上宮址」といふ。

玉田山は三面開け、一面山に連り、老樹巨木鬱蒼として茂り、茅海を隔て、攝淡の翠黛烟霞の中に出没し、脚下には縁野遠く開け、背後には紀泉の山々一高一低、蜿蜒として盡くる所を知らず、眞に一勝地たり。山頂垣地を爲し、玉田神社あり、五十瓊敷入彦命を祀りしが、明治四十一年三月廿六日六字石田の鳥取神社に合祀せられたれども、舊址は依然として今に保存せらる。此の地は泉州志以下の諸書、五十瓊敷入彦命宇度墓と爲すも、現状を以てすれば、古墳とは認めがたく、且宇度墓は既に淡輪村に定められたれば從來の所傳は誤りたるものと見るべし。恐らく命の薨後、部民をはじめ、土民其の徳を慕ひ、此の勝地を卜し、神靈を奉安したるもの、即ち玉田神社の起源なるべし。歲月久うして命の御遺徳少しも衰へず、其の尊崇の極、或は墳墓地の傳説となり、或は宮址説となりたるにやあらん、一碑あり。高さ五尺巾二尺一尺の自然石に天保四年源良材の撰文を刻す、左の如し。

菟砥川上御宮の跡てふは此地になん侍る、こをわかつていへばふたつの御名なれど、いひもてゆけばひとつなり、いにしへ御代に五十瓊敷入彦命は高師池、茅渚池をほり給ふて、公民の今の世までも、ひたふるに、みたまのふゆによりて、こみたゆたひける。しかしてのち此の御宮にをはして、横刀一千口を作りまして、そを石上神宮にをさめ給ひつ。そが任に命のかむさり給ひければ、そこをしも御墓にきつきて、常宮の跡こそは定まりけれ。やがて菟砥墓兆域東西三町、南北三町、守口二烟と陵式にもいへり。こはいさかしくかこみたまふむべき御墓になんあれど、時代経て久しければ、今は御宮の跡なりとは更にもいはず、御墓なるたにもえしらず、いつの世ゆか玉田宮と稱へけるになん。さりけれど、玉もじをもて齋ひ祀るのをのづから奇しくあらたなりける。此國に勳の坐し、ゆえよしの、いこさだか

なるを、きく人にもしらせまほしくて、石にえりたりこいふ。

天保巳四年六月

さかひのうら みなもこの良材

尾崎邑

成子元貞謹建

茅渚宮址

上之郷村中村

字衣通姫二千七百四十三番地にあり。圓形を爲し、細溝之を繞りて、一小石橋を架す。址域十八坪、中央に一碑あり、高さ六尺、巾四尺、表面に允恭天皇の妃衣通郎姫の歌

等虚辭陪邇、枳彌母阿閑椰毛、異舎儺等利、宇彌能波摩毛能、餘留等枳等枳弘、

を、裏面に、建碑者岸和田藩士宮内清定の文を鐫す。曰く、

侯之封内、日根郡上郷、有允恭天皇之離宮之舊蹟焉、國史云、天皇興造宮室於河内茅渚宮、居衣通姫焉、於是也、元正天皇靈龜二年、分河内爲和泉國、當時宮地蓋潤、今千四百年、僅餘數十步之地耳、曩石橋氏、著泉州志、慨其址或爲蕪穢、余亦平生抱探勝之志久矣、嘗夢感其事、故不揣賤陋、故建碑以表之、蓋姫之高節貞操、才藻艷麗、在世之口碑、普莫弗知也、而叩其舊蹟、蓋知之者鮮矣、因姫之所詠識之云。

天保五年歲次甲午春二月二十一日

和泉岸城微臣 宮内清定謹誌

史を按ずるに、允恭天皇、寵姫衣通郎姫の爲に、殿屋を大和藤原に構へ、之に居らしむ、一日、妃、天皇に奏して曰く、妾常に禁闕に近く、陛下の威儀を視んじ欲す。然れども皇后は則ち妾の姉にして、妾あるに因り恒に陛下を恨み給へり、冀くは皇居を離れて、遠く居らんじ欲す。天皇則ち宮室を河内の茅渚に造りて、妃を居らしめ、屢行幸し給ひしこいふ、

當時和泉國未だ分國せず、河内に屬したりしを以て、河内の茅渚といひしなり。昔の賀美郷は地勢より見て、今の上之郷村、日根野村、新家村、田尻村、長瀧村、佐野町、南北中通村、大土村地方なるべく、泉州南部に於ける最も廣潤なる平野なれば、田園早く開け、日根縣主の居住地となり、日根郡治の所在地となり、上ノ村主、日根造、根使主等の豪族に、居り、日根遊獵地、日根行宮、日根野正倉等の設けられたる地なれば、茅渚宮の建設地となりしも謂なきにあらず。日本書紀に曰く、

允恭天皇八年二月、幸于藤原、密察衣通姫之消息、是夕衣通郎姫戀天皇而獨居、其不知天皇之臨而歌曰、

和俄勢故俄、勾倍枳豫臂奈利、佐瑛俄泥能、區茂能於虛奈比、虚豫比辭流辭毛。

天皇聆是歌、則有感情而歌之曰、

佐瑛羅俄多、邇之枳能臂毛弘、等枳舍氣帝、阿麻哆絆泥受邇、多儻比等用能未。

明旦天皇見井傍櫻華而歌之曰、

波那具波辭、佐區羅能海涅、許等梅涅麼、波那區波梅涅孺、和我梅豆留古羅。

皇后聞之、且大恨也、於是、衣通郎姫奏曰、妾常近王宮、而晝夜相續欲視陛下之威儀、然皇后則妾之姉也、因妾以恒恨陛下、亦爲妾苦、是以、冀離王居而欲遠居、若皇后嫉意少息歟、天皇則更興造宮室於河内茅渚、而

衣通郎姫令居、因此以屢遊獵于日根野。

九年春二月、幸茅渚宮、秋八月、幸茅渚、冬十月、幸茅渚。

十年春正月、幸茅渚、於是、皇后奏言、妾如毫毛非嫉弟姫、然恐陛下屢幸於茅渚、是百姓之苦、仰願宜

除車駕之數也、是後、希有之幸焉。

十一年春三月癸卯朔、丙午、幸於茅渚宮、衣通郎姫歌之曰、

等虚辭陪邇、枳彌母阿閑椰毛、異舎儺等利、宇彌能波摩毛能、餘留等枳等枳弘。

一、宮址・行宮・陵墓・御野立所

時天皇謂衣野郎姫曰、是歌不可吟他人、皇后聞必大恨、故時人号濱藻謂奈能利會毛也。

而して宮址の沿革を語るもの、其の資料缺乏して傳らず。泉州志に「在中村、俗爲衣通姫出生地非也、村老云、五十年前、有小社、社傍有池、境内方一町許、每歲正月、七月桃燈明、近來壞爲糞田、小社亦泯矣、暴汚之所爲、堪歎息也、今纔餘小池、池傍栽柿木一株」記し、衣通姫出生地といへる、從來の傳説を排して、茅渟宮址を斷じ、更に村老の説により、元祿を距る五十年前の状況を述べ、小社のありしこと、池のありしこと、方一町許の面積を有せしこと、每歲正月七月の兩度祭祀を行ひしことを明にし、進んで元祿時代の現況に言及し、廣大なりし遺跡化して耕田となり、小社亦湮滅して、僅に小池を存するに過ぎざるを歎息せり。是によりて之を觀れば、元祿の頃既にいたく荒廢して、大正の今日に大差なきを知り得べし。享保刊行の和泉志には、現況につきて何等の記載なく聖武天皇天平十六年、元正上皇の行幸ありたる、智努離宮の所在地も、同一なりを斷じたるのみ。續日本紀に曰く

天平十六年秋七月癸亥、太上天皇幸智努離宮冬十月庚子、太上天皇行幸珍努及竹原井離宮。辛丑、賜郡司十四人爵一級、高年一人六級、三人九級、行く所經大鳥和泉日根三郡百姓、年八十以上男女殺一人有差、

元正上皇の行幸に日根郡を經られ、日根郡の高齡者に恩賜を垂れ給へる點より見れば、珍努離宮、竹原井離宮中、少くも其の一つが、日根郡にありしものならんも、允恭天皇、聖武天皇とは、相距ること三百二十餘年なれば、衣通郎姫の茅渟宮同一なりとは、容易く斷定し難かるべし。寛政刊行の和泉名所圖繪は、其の記事 泉州志に同じく、唯「土人衣通姫の手習所といふ」小社も亦泯滅して所の惣墓とすといふを、異にするのみ。元祿時代に、衣通郎姫の出生地たる傳説が、寛政に至りて手習所となり、元祿時代に小社泯びて小池を餘すのみありしものが、享保に至りて小社泯びて所の惣墓となすもあるも、其の説遽に首肯し難し。和泉名所圖繪は泉州志に後る、こと 九十六年の刊行なり、而して茅渟宮址を叙するに當り、泉州志の記事を、其のまゝに用ひたるを以て、泉州志が村老の言により、元祿を去る五十年前の宮址の現狀を説きたるものが、寛政を去る五十年前のものとなり、殆んど一百年の差を生ずるに至る。杜撰なりといふべ

し。其の惣墓となりたりといふも、恐らく實地につき調査したる結果にあらざるべし。和泉名所圖繪の刊行に後る、廿年許の中盛彬の伽奈素免獨語に「衣通郎姫は、允恭帝の御おもひ人にて、上之鄉村珍努の宮に住給ひ、つねに行幸もありしよしは、紀に見ゆ。其の宮の跡のいさひろくも、ちかや生ひしげりたりしを、かこしめて足踏込むものなかりき。中葉尊崇のあまりに、しらずしてふみ込めもあるぞにて、其地の土三尺堀りて、上の山にあげしかば、あまは渟沼のやうになむなりしを、正保のころ糞田となしぬ。澆季のありさま、野人の無情い口ををし。こゝにありしるしの小祠も、こゝに泯たり。今日根村溝ノ口なる比賣神社は、この靈をまつるぞ」と記したるを見れば、今の小高き十八坪の臺地は其の昔、土を盛り、池を埋めて耕地となしたる、當時のものなるを思はしむ。其の後天保五年、岸和田藩士宮内清定建碑の事あり。史蹟保存の功、大なりを謂ふべし。大正十年、大阪府更に標石を建て、之を表す。聞く徳川時代、上之郷村民、毎年一回、宮址に於て祭典を行ひ、其の經費に充つる爲、址前の土地を共有したりしが、維新後、個人名義に書き替へ祭祀の恒例、今に至りて絶えず。泉州志に「池傍栽柿木一株」とある柿木の植繼したるもの今に存せり。碑を距る四五十間東方の御手洗池に、二坪許の巨石あり、茅渟宮泉池の遺址ならんを説くものもあるも、こは遽に信じ難し。

深日行宮址

深日村字滑

國玉神社の丘阜と千歳川の間に位する字滑、字久田と稱する一帶の耕地を、里傳深日行宮址とす。昔稱徳天皇紀伊國行幸に際し、天平神護元年九月庚戌、使を遣し、地を此地に相し、行宮を建てしめ、十月甲申、紀州海部郡岸村行宮より、御歸還の途次、行幸あらせられたる處なり。庚戌より甲申まで其の間三十五日とす。泉州志、和泉志共に所在を細示せず、和泉名所圖繪には、「所在定ならず」と記せり。又深日村舊記に、花山法皇行脚の時、暫く寓せられ給ひしとあるも、稱徳天皇より二百餘年の後に屬するを以て、果して此の事ありしや、同一の行宮なりしや、其の説遽に信じ難し。續日本紀稱徳天皇の條に曰く

一、宮址・行宮・陵墓・御野立所

天平神護元年九月庚戌、遣使造行宮於大和、河内、和泉等國、以欲幸紀伊國也。
十月癸未、遷到海部郡岸村行宮。甲申到和泉國日根郡深日行宮、于時、西方暗暝、異常風雨、紀伊國守小野朝臣小費從、此而還、詔賜施三十疋、綿二百屯。乙酉、到同郡新治行宮。

新治行宮址

麻生郷村字新井

續日本紀 稱德天皇天平神護元年九月廿一日の條に、

〔廿一日〕庚戌、遣使造行宮於大和、河内、和泉等諸國、以欲幸紀伊國也。稱德天皇紀伊國行幸のため、各地に行宮を造らしめ給ひ、十月十三日、車駕奈良を發し、大和國高市郡小治田宮に到り、夫より宇智郡、紀伊國伊都郡、那賀郡を経て、十八日玉津嶋に御し、駐るこゝ七日にして、歸途につかせらる。同書に、

〔廿五日〕癸未、遷到海部郡岸村行宮、甲申、到和泉國日根郡深日行宮、于時西方暗暝、異常風雨、紀伊國守小野朝臣小費、從此而還、詔賜施三十疋、綿二百屯、乙酉、到同郡新治行宮、丙戌、到河内郡丹比郡、丁亥、到弓削行宮。』

こ見ゆ、新治は「ニヒバリ」に訓し、新田の義なるべし。然るに日根郡には、「ニヒバリ」の地なく、又其の轉訛を見るべき地なし。麻生郷村大字新井は、慶長十八年九月の小出大和守知行目録には、新村こ見え、共に「ニキ」に訓するを以て、「ニキバリ」の省略せられたるものなるべく、從て新治行宮の所在地なりしなるべし。紀に日根郡こあるは、記事の誤りか、書寫の誤りか、或は此の地、日根郡界に近接するを以て、何れの時にか、郡界の變更ありしか、今之を明にする能はざるも、新井の地は、古の官道に近く、深日行宮こ、丹比郡との中間に位し、其の行程より推すも、此の地の行宮地たりしこ疑なきに似たり。然れども今日其の遺址の所在詳ならず。

日根行宮址

日根野村大字日根野

桓武天皇、延暦廿三年八月七日、和泉、紀伊行幸の準備して、征夷大將軍、坂上田村麻呂を遣し、和泉、攝津兩國の行宮地を定めしむ。同廿六日、和泉國行幸のため、裝束司長官、同副官、御前長官、同副官、御後長官、同副官の任命あり。十月三日、和泉國行幸の爲め、京を出て、難波行宮に至る。四日攝津國司に被衣を賜ひ、舟に御して江に泛ぶ。五日和泉國に至り、大鳥郡多美原に獵し、六日城野に獵し、日暮日根行宮に御す。七日垣田野に獵し、八日蘭生野に獵し、九日日根野に獵す。十日詔して和泉、及攝津一部の百姓に、今年の田租を免し、地方官の位階を陞叙し、行宮附近、八十歳以上の高齢者に物を賜ひ、和泉、日根二郡の諸寺に、綿を施さる。十一日、紀伊國玉出嶋に幸し、十二日、船に御して海に遊び、名草、海草二郡の百姓に、今年の田租を免じ、御座所附近、八十歳以上の高齢者に物を賜ひ、名草、海草二郡の諸寺に、綿を施さる。十三日、雄山道より、日根行宮に還御し、十四日、熊取野に獵し、十五日、難波行宮に御し、十六日西成、東生二郡の諸寺に、綿を施し、十七日京師に還幸せらる。其の往還に費す日數十五日、車駕過ぐるこころ、三ヶ國に跨り、或は遊獵に、或は賑恤に、或は民情視察に、宵衣肝食、一日の寧處なり、御精力の絶倫なる、英主の名、空しからずこ謂ふべし。

かくて、日根行宮の名は、正史之を傳へ、歴然として疑ふべき餘地なく、御駐蹕遊ばされし日數も、行文より推して、少くも七日を算し、陪從諸臣の宿舎、新に設けられ、奉仕の官人、地方官の往來、絡繹として、稀なる偉觀を呈せしならんも、其の遺址、所傳を失ひ、僅に和泉志に、日根行宮こ題し、日根野莊野宮其故址也こあるのみ。野宮は、大字日根野字東上こ西上との中間に位し、粉町街道より土地一段高く、近年まで小祠存在せしが、明治四十一年三月二十六日、日根神社に合祀し、今は其の遺址に一碑を存するのみ。左に煩を厭はず、日本後紀の一節を掲げ、参考に供せんこす。同書延暦二十三年の條に、

(七日) 八月己酉、遣征夷大將軍從三位行近衛中將兼造西寺長官陸奥出羽按察使陸奥守勳二等坂上大宿禰田村麻呂、從四位上、行衛門督兼中務大輔三島真人名繼等、定和泉攝津兩國行宮地、以將幸和泉紀伊二國也。

(廿六) 戊辰、天皇以自來冬可幸和泉國、參議式部大輔春宮大夫近衛中將正四位下藤原朝臣繩主爲裝束司長官、正五位上橘朝臣安麻呂、從五位下池田朝臣春野爲副、參議左兵衛督從三位紀朝臣勝長爲御前長官、從五位上藤原朝臣繼彥爲副、左大辨、東宮學士左衛士督但馬守正四位下菅野朝臣眞道爲御後長官、從五位下紀朝臣咋麻呂爲副。

(三日) 冬十月甲辰、行幸和泉國、其夕至難波行宮。

(四日) 賜攝津國司被衣、上御舟泛江、四天王寺奏樂、國司奉獻。

(五日) 丙午、至和泉國、遊獵于大島郡惠美原、散位從五位下、坂本朝臣佐太氣麻呂獻物、賜綿一百斤。

(六日) 丁未、獵于城野、日暮御日根行宮。

(七日) 戊申、獵垣田野、阿波國獻物、賜國司等物有差、左大辨、正四位下菅野朝臣眞道獻物、賜綿二百斤。

(八日) 巳酉、獵蘭生野、近衛中將、從三位坂上大宿禰田村麻呂獻物、賜綿二百斤。

(九日) 庚戌、獵于日根野、河內國獻物。

(十日) 辛亥、詔曰、天皇詔旨^{其萬}勅命乎、和泉攝津二國司公民陪從司々人等諸聞食止宣、今年波年豐稔^{其萬}且、人々產業毛取收且在此月波、閑時^{爾之}國風御覽須時^{止奈}、常毛聞所行須、今行宮所乎御覽爾、山野毛麗、海瀨毛清且、御意毛於太

比爾^且御坐坐、故是以御坐坐^世和泉國、并攝津國東生西成二郡乃百姓爾、今年田租免賜比、又勤仕奉國郡司及一二能人爾、等冠位上賜比治賜布、目以下及郡司乃正六位上乃人^爾、男一人爾位一階賜布、又行宮勤仕奉爾依且、三嶋名繼真人乎、

賜比治賜布、又行宮乃邊爾近岐高年八十以上并陪從人等爾、大物賜^{波久}詔布勅命乎、衆聞食止宣。授攝津守從三位藤原

朝臣雄友正三位、衛門督從四位上三嶋真人名繼正四位下、散位從五位下、坂本朝臣佐太江麻呂從五位上、攝津介外從五位下尾張連粟人、和泉守從五位下中科宿禰雄庭、攝津椽正六位上多治比真人船主、和泉椽正六位上小野朝臣木村、散位正六位上大枝朝臣萬麻呂從五位下。又皇太子已下賜物有差。遣使於和泉日根二郡諸寺施綿、播磨國司奉獻、奉風俗歌。

(十一日) 壬子、幸紀伊國玉出嶋。

(十二日) 癸丑、上御船遊覽、賀樂內親王、及參議從三位紀朝臣勝長、國造紀直豐成等奉獻。詔曰、天皇詔旨^{其萬}勅命乎、紀伊國司郡司公民陪從司々人等諸聞食止宣。此月波閑時^{爾之}國風御覽須時^{止奈}、常毛聞所行須、今御坐所乎御覽爾、磯嶋毛奇麗

久、海瀨毛清且^{爾之}、御意母於多比爾御坐坐、故是以御坐坐^世名草海部二郡乃百姓爾今年田租免賜比、又國司國造二郡司

良冠位上賜比治賜布、目已下及郡司乃正六位上乃人^爾、男一人爾位一階賜布、又御座所爾近岐高年八十已上人等爾大物賜

波久詔布勅命乎、衆聞食止宣。授守從五位下藤原朝臣鷹養從五位上、介外從五位下葛井宿禰豐繼、椽從六位下小野朝臣

眞野、刑部大丞正六位上紀朝臣岡繼、中衛將監正六位上紀朝臣良門從五位下。遣使於名草海部二郡諸寺施綿。

(十三日) 甲寅、自雄山道還日根行宮。

(十四日) 乙卯、遊獵熊取野。

(十五日) 丙辰、御難破行宮。

(十六日) 丁巳、國目奉獻。遣使於西成東生二郡諸寺捨綿。

(十七日) 戊午、車駕至自難波。

熊取行宮址

熊取村大字五門

熊取村は古の熊取野にして、延暦二十三年十月十四日、桓武天皇の遊獵し給ひし地なり。又寛治年間、白河法皇熊野御幸の時行宮を定められ、大字五門の中邸内の唐門は、當時の遺物なりといふ。

邸内に巨松あり、周圍一丈八尺三寸、樹齡約六百年を算し、亭々として空を摩し、郡内稀に見るころなりしが、數年前枯死し、今は軀幹を存するのみ。橋本曇齊和蘭始制の「エレキテル究理原に、泉州熊取谷にて、天の火を取る圖説」題し、莊官中氏が、庭内の巨松を利用し、十九間の高さより、針金を下し、電氣の發光を驗し、貝塚の人、岩橋善兵衛、其の狀況を描寫して、曇齊に贈りし記事あり。記事中善兵衛を指して「今は故人」とあるを以て、この實驗は、善兵衛死去の文化八年を距るころ、遠からざるべし。かゝる由緒ある老松も、今や僅に残骸を、邸の一隅に留むるに過ぎず、惜むべきなり。或はいふ善兵衛は中盛彬嘗て子弟の約あり、而して盛彬邸に巨松ありしこは、其の著伽李素免獨語に見ゆれば、此の實驗は盛彬邸即ち今の降井邸に於て行れたるやも知るべからず、暫く疑を存じて、後の研究に待つこと、せん。

厩戸御所

北信達村大字市場

中古、天皇、上皇の熊野御幸には、和泉紀伊兩國をして驛家雜事を勤仕せしめ、沿道の要地に新御所を營み、陪從の諸臣にも假屋を造るを例す。大字市場は山中を経て紀州に通ずる要地なれば、夙に宿驛の設けあり。後鳥羽院熊野御幸の時此の地に行宮を營み、之を厩戸御所いふ、大字市場を昔御所村と呼びしも之が爲なり。かゝる由緒ある地なれども、泉州志、和泉志共に市場村にありといふのみにて、其の何れの地點なるかを明にせず、徳川時代の本陣地を以て之に擬するものあれども、確實なる史料に乏し、藤原定家の後鳥羽院熊野御幸記建仁元年十月七日の條に曰く

(前畧) 先參厩戸王子、即馳入宿所、此御宿、惣名信達宿、此所厩戸御所云々、如例有萱葺三間屋、自國充行、

御所聊近、還懷恐、戌時許有召參上、被召入御前、被講二首、忽有定被書直題、次第雪爲先、如例讀上了、御製又以殊勝、

入夜二首當座

愚歌

曉初雪

色々のこのはのうへにちりそめて雪はうつますしの、めのみち

山路月

袖のしものかけうち拂ふみ山ちもまだすえこほきゆづくよ哉

希有々

讀上了、人々詠吟、即退出、

内府、宰相中將、大貳、三位中將、下官、定通、長房、通方、信綱、家長、清範等也。

同 建仁元年十月廿四日の條に曰く

廿四日、天陰、雨降間休、曉出道、超藤代山、雨甚、路頭失度、入藤代宿所小食了、又出道、凌雨超(乃)山、申時許入信達宿御所近邊也假屋也、國沙汰者送如菓子等之物、

五十瓊敷入彦命宇度墓

淡輪村

南海鐵道淡輪驛を下車すれば、驛に相對して濠を繞らし、松樹蒼然と密生せる、前方後圓式の墳墓あるを見るべし。即ち諸陵式に謂はゆる宇度墓にして、垂仁天皇の皇子、五十瓊敷入彦命の御墓なり。墓は淡輪村の中央に位し、西南に面し、俗に東のニサンザイと呼び、高さ十一間、兆域六千六百六十九坪、濠の總坪數四千八十九坪、周圍三百九十三間、俗に蓮

一、宮址・行宮・陵墓・御野立所

池三稱す。陪塚六個後圓の廻りに點在す、第一陪塚は淡輪遊園地に通ずる道路の側、後圓の北方にあり、面積百二十坪。第二陪塚は後圓の東北方にあり、面積九十坪。第三陪塚は後圓の東方にあり。面積六十坪。第四陪塚は後圓の東南にあり、面積九十坪。第五陪塚は後圓の東南にあり、面積百四十坪、第六陪塚は後圓の東南にあり、面積百四坪。何れも其の形飯を盛りたるに似たるを以て、小山ミ呼べり。もミ民有地なりしかば、第五第六の兩陪塚は、里人開墾したる形迹あり。中にも第五陪塚開墾の時古劍を得之を携へ歸りしに、忽ち怪異に襲はれたりしかば、戰慄き恐れて、原位地に藏めたりといふ。猶後圓の南方遙かに距りて、字才垣小山ミ稱する山林地目あり。面積僅に五坪に過ぎず。私有地に屬するを以て、開墾して、現在地域狭小なるも、或は陪塚の遺跡にあらずやとの説あり。

五十瓊敷入彦命は垂仁天皇の皇子にして、御母は日葉酢媛皇后なり。命嘗て弓矢を得んことを請ひて、備位を承け給はず。天皇の三十五年九月詔を奉して河内に往き、高石池、茅渟池を作り、十月倭狹城池、迹見池を作り給ふ。三十九年十月茅渟菟砥川上宮に居まして、劍一千口を作り、之を右神宮に藏す。天皇即ち命に命じて右神宮の神寶を掌らしめ給ふ。或は曰く、五十瓊敷皇子、茅渟菟砥河上に居まして、大刀一千口を作れり。是時楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊櫃部、玉作部、神刑名部、日置部、大刀佩部、あはせて十箇品部を五十瓊敷入彦皇子に給はるこ。延喜諸陵式 宇度墓五十瓊敷入彦命、在和泉國日根郡、兆城東西三町、南北三町、守戸二煙。

土生御野立所

土生郷村

中嶋池北の丘上にあり。明治三十一年十一月十五日、攝河泉陸軍大演習の際、明治天皇親臨、侵入國防兩軍の作戰を御統監あそばされたる處なり。是に於て、有志相謀り、聖址を永遠に記念せんがため、資を醸し、碑を丘上に建て、三十三年十一月十五日、除幕式を行ひ、爾來十一月十五日を以て、記念日となし、毎歲碑前に、式を擧ぐるを例せり。碑は、高さ一丈二尺、厚さ一尺一寸、巾下部五尺、中部稍廣くして六尺、上部尖端を爲す、元帥陸軍大將功二級大勳位彰仁親王、

題して駐蹕記念碑といふ。碑裏、福井楠喜の銘あり。左の如し、

明治三十一年十一月十五日、陸軍大演習武于和泉之野、天子臨焉、土生郷中嶋池塘、適爲駐蹕觀軍容之處、自古如斯盛且榮、吾州未之有也、頃有志者相議、建碑表聖址、元帥陸軍大將彰仁親王、題曰駐蹕記念碑、若其千軍縱橫、萬馬馳驅之狀、有司既有記焉、銘曰、
允文允武 至德先疆 澤被僻陬 衆庶大康
中嶋池上 駐蹕之場 茲樹豐碑 以鴻厥慶
明治三十三年十一月

和泉 福井楠喜拜撰并書

海岸寺山御野立所

麻生郷村大字半田

海岸寺址にあり。明治三十一年十一月十五日、攝河泉陸軍大演習の際、明治天皇親臨あらせられ、國防侵入兩軍の作戰を、御統監遊ばされし處にして、駐蹕記念碑あり。碑は其の形、方尖碑に類し、高さ一丈一尺、中央の巾一尺五寸七分、三重の臺石の上にあり。元帥陸軍大將大勳位功二級彰仁親王題して駐蹕記念碑といふ。側背兩面に福井楠喜の撰文あり、資は地方有志の酸金に成り、碑側に、建碑發起人、建碑委員の姓名を勒したる石標あり。碑銘左の如し。

明治三十一年十一月十五日、陸軍大演習武于和泉之野、主上臨焉、麻生郷海岸寺山、適爲駐蹕觀軍容之處、自古如斯盛且榮、吾州未之有也、頃曰有志者相議、建碑表聖址、元帥陸軍大將彰仁親王、題曰駐蹕記念碑、若其千軍縱橫、萬馬馳驅之狀、有司既有記焉、銘曰
允文允武 至德先疆 澤被僻陬 衆庶大康
海岸寺山 駐蹕之場 茲樹豐碑 以鴻厥慶
明治三十三年十一月

和泉 福井楠喜拜撰并書



二、神社、神社址

男神社

雄信達村大字男里

延喜式内の舊社にして、男里部落の南方字上之宮にあり、一に男森明神と稱し、國內神名帳に正五位下嘜於社前あり、嘜は嘜の誤りなるべし。祭神は彦五瀬命、神倭磐余彦尊にして相殿に熊野速玉大神、天兒屋根命を、境内末社に事代主命を祀る。舊記或は祭神を五十瓊敷入彦命、比賣神とし或は大山咋神、玉依姬とし、或は諾册二尊とし、或は八幡大神を以て之に擬するものあるも一家言にして取るに足らず。延喜式神名帳に男神社二座あるは、境外攝社濱の宮即ち俗稱濱の天神と、本社即ち男森明神を指したるものにて、共に小祀に預る定めなり。濱の宮には彦五瀬命を祀りしが、同所は海に近く時々風濤の冒す所なるを以て、社殿を當所に建て其の神靈を奉安し、併せて神倭磐余彦尊を合祀せしものなりといふ。歴代の皇室、世々の將軍の崇敬篤く、貞觀元年清和天皇は社殿を建築し、且勅使を遣はして奉幣せしめ、降りて寛正五年九月後土御門天皇奉幣の儀あり、文明年間足利義政は使を遣し、社殿を修理し、寛永十五年九月後水尾上皇は勅使を立て、奉幣し給ひ、慶安四年徳川氏は社殿の修補を爲し、寛政八年淀城主より神殿修理料として耕田七段歩を寄捨し、明治十三年三月堺縣令稅所篤は幣殿拜殿の新築料として金貳百圓を寄進せりといふ。昔宮寺ありしも沿革詳ならず、法蓮寺、光平寺共に社僧として關係ありしといふ。拜殿前に左右兩座の座壇あり、幕末までは毎年三回座式を行ひ、左右兩座共六長者六年毎に交代し、座式舉行後、勅使塚、大頭部、大年、ヤチヨバ等の七所詣をなすを例したりとぞ。縁起記録の存するもの殆んなく、寛政五年二月金田某の草したる當御社畧傳記の外、左右兩座の清算書あるのみ。

境内四千三百二十八坪を有し、賽路殆ん三町、老松道を挟みて、織塵を留めず、老樹巨木鬱然として高く聳え、碧行は蔓々として境を繞る。其の男森明神の稱ある蓋し之に内なるなり。本殿、拜殿は左右に瑞籬を繞らし、幣殿は廻廊を以て

神饌所に通ず。右手に神輿舎、寶庫、左手に社務所あり。本殿は南面し、流造り檜材を用ひ、桁行四間半、梁行二間半、軒高前面一丈二尺五寸、後面一丈三尺五寸、棟高二丈四尺、屋根檜皮葺、三方縁にして、二方濱縁、端兩妻高欄附、軒二重垂木、組物三ツ斗の出組、虹梁内部唐獅子、外部象鼻の彫刻、蛙股花鳥の彫刻、手狹菊の彫刻、内殿三ツ斗の組物、脇障、右は松下仙人、左は老松旭の彫刻、板珠輪、妻虹梁天女極彩色繪、正殿は五戸前、中央は主神二座、右は春日大神、左は熊野速玉大神を祀り、兩端二戸前は、空殿とす。其の外、殿の裝飾、中央は天井雲龍、左右板壁は、諾册二尊の極彩色、他の四殿の板壁は、花鳥の極彩色繪とす。

明治四年社格の制起り、當時堺縣の管下たりしを以て、縣社に列し、同七月縣社兼郷社に列せられ、後大阪府に移管せられて府社となる、氏地は男里一圓にして、例祭は十月十一日、神輿は濱の宮に渡御し、海を背にし安置するを例とす。濱の宮は南海鐵道樽井驛を距る四町、男里の北方に位し、松樹鬱鬱として風光明媚の地なり。濱天神といひ又下の宮ともいふ。下の宮は上の宮即ち男神社に對したる名なり。今は男神社の境外攝社なれども、彦五瀬命の雄詰し給ひし舊址にして、其の縁由により命を齋き給ひしが、海に近く波濤の冒す虞ありしかば、何時の頃よりか、神靈を男神社に遷し奉りたれども、史上の靈區は依然として今日に存したりしなり。されば毎年十月十日の男神社例祭には、神輿此の地に渡御し、必海を背にして安置する定なり。蓋し命の神武天皇と共に長髓彦を征し給ひて利あらざりし時、日神の子として日に向ひて戦ふことの不可なるをさきり給ひしゆかりなるべし。社殿は樹間にありて桁行五尺、梁行六尺、兩覆の設あり、境内七百九十七坪、境外地保安林を通じて二千九百五十八坪を算す。例祭は陰曆八月十五日なりしが明治四十三年陽曆五月八日に改めらる。五月八日は命の雄詰り給ひし日なるを以てなり。

雄水門碑 境内にあり、高さ四尺三寸、底邊の中二尺五寸、上方次第に狭く遂に尖端を爲す自然石にして、雄水門の故事を録す。文は堺の光源良材、書は 伯太呂菅淳一、而して碑は尾崎村成子爲徳の建つるころなり。碑文左の如し。

此國乃字ら和遠茅淳しもしいひ、こを雄水門といふは、かけ末くも安耶爾かしこ幾天つみ世つきまし、

天皇乃や末三仁、初國しらし、そのふしの御軍、茅渟の此水門爾いたるまき、五瀬命矢瘡痛甚乃撫劍て、をたけひして神さりまし、地奈るをもて、時人こそ雄水門なまひひ、やかて五瀬命を齋ひ祀る御社もありける、未だ茅渟てふ名なきも末さしくな、に見えたるなり、か、るゆえよしのある地になもあれき、くれ竹の世々経つれば、今波その布しきもしる人なく、神の御名さへたかひぬるを、いこも哀き成子爲徳の石にえ良ぬき、古布の末爾く、いさ、か書つ、なほくハしくハ、御國の文共を見るやこそあれ。

御世の名は天保三しハ四し月ハみな月

界浦 源 良 材 撰
伯大邑 菅 淳 一 書
尾崎邑 成子 爲 徳 建

日根神社

日根野村大字日根野

日根神社は日根野の東南、大井堰川畔にあり。一に大井堰日根大明神、又は大井堰大明神と稱す。延喜式内の舊社、和泉五社の一、日根野莊の惣社にして、國內神名帳に正四位下日根社とあり。社傳に祭神を鸕鷀草薙不合尊、玉依姫命の二神とす。曰く、仲哀天皇二年、白翁大鳥に駕し、日根野の空を、翱翔すること曰あり、神之に託して曰く、我は是れ鸕鷀草薙不合尊なり、宜しく祠を建て祀るべしと。ついで神女あり告げて曰く、我は是れ玉依姫命なりと、邑人即ち力を戮せ、祠を建て、二神を祀りしに創まる。然れども古來祭神につきて、所説一ならず、泉州志は天照大神なりと説き、伯家部類記、地理志料は、饒速日命となし、神名帳考證は火神軻遇突智命とし、或は新撰姓氏錄和泉皇別に「根連、布留宿禰同祖、天足彦國押人命之後也」とあるを以て、根連の祖神を祀るよし、或は茅渟宮を營まれたる允恭天皇なるべしと説き、神祇志料 大日本史神祇志 大日本地名辭書は、日根造の祖神 新羅の人 億斯富使主とす。新撰姓氏錄和泉國諸蕃に「日

根造、新羅國人、億斯富使主之後也」と見ゆるを以て、此の地は、日根造の居住地にして、子孫繁榮し、其の後裔、日根郡治に携はりしこは、天平九年の和泉監正税帳に大領日根造玉遷、主張日根造五百足とあるにより知り得べく、又天平十五年の優婆塞貢進解に日根造夜麻呂の名見え、鎌倉時代より職豐時代まで、此の地方の豪傑たりし、日根野氏も、其の系圖に日根野戸者造とあれば、日根造の裔と見るを得べく、日根造の勢力の強大なりしこは、是を以ても知ることを得べし。從て日根造が其の祖神を祀りしこの説は、有力なるものとして研究に値す。緣起中、和泉志に「社藏、天正十四年神殿式一卷、乃別當祐算録」とあるものは逸して傳らず。徳川期の泉州大井關記、寛文四年の大井堰大明神畧縁起、延享年間の日根大神御正躰記、目徳英の^{大井關大明神}御祭禮記録等今日に存せり。今其の沿革の大要を社傳により記さんに、天武天皇は大に神殿を修造し給ひ、河泉分國後、養老四年、大鳥、穴師、聖、積川、大井堰の、五大社の分靈を、井の八幡に祀り、之を五社惣社と稱し、毎年八月十五日、五大社の神輿を府中に會し、神事を行ふを垣例と定められ、聖武天皇は厚く、五社を崇敬し給ひ、天平四年の大旱に雨を惣社に祈らせられしに、忽ち其の驗ありしかば、神領を下し賜ひ、當社も亦其の惠に浴しぬ。正平八年三月兵火にかかり、神殿、拜殿等悉く烏有に歸し、八月十五日の、五社會合の神事を關がんとす。然れども五社の會合に、一社を關くの例、未だ嘗てあらざるを以て、餘社の神官、之を訴へ、官符頼りに下り、遂に神輿を府中に渡御せしむるを得たり。同十年八月、覺豪阿闍梨社殿を再興し、後龜山天皇、元中三年正月二十日、神領故の如く定めらる。正親町天皇、天正三年十月二十日、織田信長より朱印地を附せられ、後陽成天皇、慶長五年、豊臣秀頼吉田半左衛門を遣して、社殿を修理し、後西院天皇、寛文年中、岸和田城主岡部侯より、神祠修理料として、水田一町餘歩の黒印地を寄進せられしが、明治のはじめ、境内の山林十八町歩、及黒印地、悉く上地を命ぜられしも、猶一千六百九十五坪の境内を有せり。明治三十八年二月、上地林の特賣拂下を得たるを以て、現今實測三千六百四十四坪となる。社殿は、後に丘を負ひ、西南に、大井堰川を繞らし、社を距る東南、五町に、千石嵩と稱する、一大巨巖横はりて、大井堰川の水を分岐し、大井堰湯川を作り、其の流れ滾々として、社内を貫き、其の下流は、灌漑用水となりて、數部落其の惠に浴す。

而して巨巖の水を支ふるところ、たきつ瀬を爲し、銚子の口を稱して、恰も銚子の口より、水の落つる觀あり、今はセメント工事を施し、舊觀を存せず。蓋し大井堰の名は、この巨巖の、水を堰き留めしより起り、大井堰大明神の稱も、亦これより出でたるなり。社の東北は、梅林、及慈眼院に接し、西北は賽路一線、老松亭々として、左右に駢列すること、二町に達す。本殿は神明造、檜皮葺御拜附、木造平家にして、建坪十四坪餘、慶長五年の改築傳へ、結構壯麗なり。住吉神社・吉野神社・愛宕神社・八幡神社等十餘の末社は境内に散在し、その他拜殿、神饌所、御供所、廊下、南に南華門、北に北華門、正面に表華門及表門あり、聖武天皇の創建にして北朝文和中修補して今日に至るこいふ。神主・慈眼院寺僧、共に祭事に關りしが、維新後、神佛分離により、寺僧の手を離れたり。明治六年、郷社に列し、同四十年一月、神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十一月、大字日根野字八王子の無格社八王子神社、字野々宮の同福神社、上之郷村字新道の村社新道神社、同四十一年三月二十六日大字日根野字野口の野口神社、字野々宮の同丹生神社、字赤之宮の無格社丹生神社、大字俵屋字丸山の村社岡崎神社、同年四月十一日同大字々々下之御前の同比賣神社を合祀せり。大正十三年二月、府社に昇格す。氏は、日根野村にして、例祭は從來陰曆四月二日なりしが、陽曆發布の際、恰も五月八日に當りし以て、爾來五月八日に改めらる。社頭は、古來櫻花の名所として、花季大井堰川の奇勝相俟つて、觀客群を爲すを常とす。

比賣神社は日根神社境内にあり。大日靈貴尊、素戔鳴尊を祀る。一溝口大明神と呼び、俗に下御前といふ。延喜式内の舊社にして、國內神名帳に正五位下姫社あり。三代實錄、貞觀元年五月の條に「七日壬戌、和泉國比賣神、列於官社、」同八月の條に「十三日丙申、授垂位比賣神從五位上」とあり。泉州志に「余按茅渚宮舊蹟、近于此社、比賣神者、衣通姫歟、又曰溝口大明神、此社在溝口村前、故云爾、非神号とて、祭神を衣通姫に擬す。神名帳考證には「攝津國比賣許會同神乎」とし、神祇實典には伊弉丹尊とす。明治四十一年四月十一日、日根野社に合祀せらる。合祀後同一境内となりしが、其の以前は日根神社の西隣に位せしを以て、泉州志に「在大井堰社鳥居邊」とし、和泉名所圖繪に、大井堰社鳥居の南にありとし、日根野社の馬場前を畫き、比賣社をあらはせり獨り和泉志のみ所在未詳とす。

積川神社

山直上村大字積川

積川部落の南、牛瀧街道に接し、字馬場出に鎮座せる郷社にして、牛瀧川と、深山川と相會する地に位するを以て、つがはの稱あり。元祿七年寺社員數帳に、除地社平地三千四百十坪とあるも、今は境内二千二百五十三坪となり、老樹古木蒼鬱として、空を蔽ひ、特に石階左右の樟、及棕の如きは、樹齡數百年を算し、枝極深く垂れて、街道の上に堰塞す。創設の年月詳ならざるも、式内の舊社にして、和泉五社の一に數へられ、國內神名帳に、「正一位 積川社前」とあり。歴代天皇の崇敬厚く、聖武天皇、天平四年の大旱に、幣をさ、げて、雨を祈らせられ、十四年六月、京中に飯を雨らし、又靈夢を感じしかば、橘諸兄に詔して、飯山五饗を總社に渡して、五社に供し、餘贏を窮民に賑はしめ給ひしこき、五社の一として、之に加はり、嵯峨天皇、弘仁十四年七月丙辰、勅して幣を奉りて、雨を祈らしめ給ひ、仁明天皇、承和九年十月己巳、初めて神階從五位下を授けられ、清和天皇、貞觀六年三月二十三日、從四位下となり、同十五年四月五日、從四位上に進み、其の後累進して、正一位となりたり。社傳に堀河天皇、寛治四年のはじめ、白河上皇、熊野御幸のとき、八木村大字額原に於て、本社を遷拜あらせられ、芝草を積みて、舞臺を築き、舞樂を奏せしめ給ひし時、上皇傍の鳥居に掲げたる、扁額の筆蹟の拙きをみそなはせられ、親ら筆を報りて、「正一位 積川大明神」の八字を大書して、之に代へさせ給ひしこいふ。泉州志に、

北額原村 古有積川大明神鳥居、今舊礎而已、相傳紀貫之書額掛于鳥居故爲村号、其額今在積川神主之家、と記し、之を紀貫之の書となし、和泉志に

華表礎石在額原村、村民呼曰伏拜所、祠官藏其額、

と記し、筆者を載せず、其の眞否は將來の研究に俟つの外なし。北朝明德三年正月廿日、所領安堵の國宣を下し給ひしこき、總社神主田所氏所藏文書に見え、天正三年十月廿日、織田信長、社領安堵山林竹木伐採停止の狀を下して、保護を加

へられしが、十三年、豊臣秀吉に社領を没収せられてより、漸次衰微し、慶長五年、神主積川彌五郎、増田長盛に屬し、鳥居元忠を伏見城に攻め、戦死したるを以て、長盛、父四郎右衛門に感状を下し、銀子十枚、知行百石を増加して、之を賞せられしも、長盛、關ヶ原に敗れてより、昔日の社運、復觀るに由なく、以て維新に及べり、明治六年、郷社に列し、四十年十一月九日、宇宮地の村社八坂神社、宇向ひ出の同菅原神社、宇白髪と同白髪神社を合祀し、四十一年一月、神饌幣帛料供進社に指定せらる。

祭神は生井神・榮井神・綱長井神・阿須波神・波比岐神の五座にして、神殿の外、拜殿、神輿庫、神饌所、社務所あり。文化二年十一月、寶庫、社務所共に、火災に罹り、焼失したるを以て、古記を失ひ、其の沿革明ならず。雖も、神殿は西に面し、流造檜皮葺なり、桁行二十七尺五寸、梁行八尺六寸五分、棟高二十尺、軒高十三尺二寸、前拜の出六尺九寸、三方濱縁高欄附にして組物あり、彫物あり、彩色美麗を極む。慶長七年豊臣秀頼、片相且元に命じて、大修理を加へしめしが、大正三年七月、特別保護建造物となる。神像數體あり、古體を存す、數百年を経たるものなるべし。社前に古石築二基あり。寶珠より笠まで一尺二寸、火袋九寸、中臺九寸、棹石二尺、圓球形の棹石を除く外、すべて六角形にして、「正平七年」施主大阪加賀屋三右衛門と鑄す。大阪府誌に楠正行の寄進もあるも、正行は正平三年正月、四條畷に於て、戦死したるを以て、其の説一顧に値せず、社傳に楠木正儀の寄進とするも、施主の記銘あるを如何せん。攝河泉金石文に、大阪なる地名、及屋号の初見とするを得べしといへるも、其の本質に於て疑なき能はず。或は正平の模造石築なるやも知れず、尙研究の餘地存すべし。

社寶には、前記の扁額、神輿、古鏡あり、扁額は豎三尺二寸、横二尺三寸、正一位積川大明神の八大字を鐵板に寫し、之を額面に釘附す。も八木村大字額原の鳥居に掲げたりしを、天正以後本社に神輿内に藏めて、寶物となせしものなり。神輿は、慶長七年十一月、豊臣秀頼の生母、淺井氏の寄附せしものと傳へ、鳳輦造の優秀品なり。古鏡五面あり、其大なるもの、徑六寸一分、小なるもの五寸八分、共に神佛の立像、座像をあらはせり。

境内神社として、若宮社、八坂社、白鬚社、大海社あり。祭祀は、例年八月十五日、總社に於て、五社會合の神事を行ひ、放生會を爲したりしが、天正以後、この事廢れて、今尙社北の白鬚社に、神輿の渡御を行ひ、之に擬せり。氏地は、山直上村、直山下村、八木村、北掃守村にして、例祭は、舊曆八月十五日なりしが、陽曆十月十五日に改めらる。増田長盛の書狀左の如し。

今度伏見之城乗崩候刻、其方子、彌五郎令討死、忠節無比類候、爲優美銀子拾枚、知行百石、加増、令扶助候愈忠功專一候也。

八月廿日

右衛門尉 長盛 (花押)

積川四郎右衛門殿

阿理莫神社

麻生郷村大字久保

久保部落の西北端、宇夏目にあり。泉州志に阿理莫神社と題し「在瀧村、今稱雨近明神、者阿莫轉也」とあるは、有眞香村大字土生瀧の意賀美神社と本社とを混同したる著者の誤りにして、大阪府全志亦之を襲用す。和泉志に「阿理莫神社在麻生莊久保村」とあるを正しす。但し其の阿間河郷とあるは阿間河莊なり。延喜式内の舊社にして、祭神詳ならず、渡會氏神名帳考證に、阿利眞公命とするも、新撰姓氏錄和泉國神別に「安幕首速日命七世孫十千尼大連之後也」と見ゆるを以て、安幕氏が其の祖饒速日命を祀りしにやあらん。神社數録、大日本史神祇志には安幕首祖神歟と記し、神祇志料、特選神名牒吉田氏大日本地名辭書には饒速日命となり、此の地も阿間河に屬したりしが、新井池築造の時、脱して麻生莊に入りたりといふ。國內神名帳に「從五位上安幕社」とあり。明治六年、郷社に列し、四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、四十一年二月八日、宇鳴神の村社加茂神社、大字小瀬字午神坂の無格社、牛神社、大字津田字鱧崎

の村社鯉崎神社、大字新井字薬師田の無格社大神神社、同十一月二十五日、大字堀天神の村社菅原神社、同十二月二十三日、大字麻生中の同中村神社、同四十二年一月十二日大字鳥羽の村社鳥羽神社、同大字字北宮の同天照大神社、同大字字西宮無格社西宮神社、同四月十六日、大字半田字麻生川の村社麻生川王子神社、同大字字辨天の岩瀧神社、同十月三十日、大字海塚字番神の村社神明神社、同大字字堂中の同菅原神社、同大字字中の同八幡神社、同大字字宮山の同海門神社を合祀せり。本殿、桁行二間、梁行一間半。境内八百三十三坪を有し、東南の二面に石柵を架し、土地高燥にして、老松古杉繁茂し、茅海の一碧、樹間に隠見し眺望佳なり。合祀の結果、氏は麻生郷村全部となり、例祭は九月二十五日、夏祭は七月二十五日に行はる。本殿の外、幣殿、拜殿、神樂所、社務所を有す。

感田神社

貝塚町大字貝塚中

元感田瓦大明神と稱し、貝塚町の産土神なり。創建の年代詳ならず、天照皇大神、素盞鳴尊、菅原道真を祭神とす。惟ふに、貝塚は麻生郷村大字海塚の出村にして、其の開発遅く、一寒村に過ぎざりしが、顯如上人の留錫、願泉寺の隆昌につれて、戸口繁殖せしかば、海塚と區別する爲に貝塚の字を用ひ、又新に瓦製の神祠を、宗福寺境内に設けて、産土神と爲し、所在地神田の地名を冠して、神田瓦明神と稱せしが、後神田瓦大明神となり、更に感田瓦大明神と呼びしなるべし。慶安元年、本社一棟、小社一棟を再營し、宗福寺の往職社僧として祭祀にあづかり、三年閏十月、吉田家に申請して、和泉國式内六十二座の列に準ぜられ、明和三年三月三日、吉田家より大明神の号を授けらる。文化十年五月二日、雷火に罹りて焼失したるを以て、十一年、現在の社殿を再營せり。本殿、桁行一丈一寸三分、梁行一丈一尺一寸五分、檜皮葺流造の外、幣殿、拜殿、神饌所、神輿舎、木馬舎、社務所を有す。末社に、一之社、二之社、三之社、四之社、五之社、六之社、七之社ありて、八品大明神、惠比須大神、淡嶋大明神等を祀る。明治五年、郷社に列し、四十年一月、神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十二月十一日、大字貝塚北字荒子の無格社海幸神社を合祀せり。境内七百二十七坪、三方に小濠

を繞らし、西に樓門高く聳え、南に南門のあるあり例祭。は陰曆六月十四日なりしが、明治のはじめ陽曆七月十九日と定めらる。ト半了諦の春生隨筆に、貝塚寺内感田瓦明神之社と題し、左の記事あり。

慶安元年六月十一日、爲三氏子奉再興之、彌在所繁昌、可有神慮納受者也、

慶安三年閏十月吉曜日

神道長上 卜部 朝臣 判

明和三年三月三日大明神之号奉細也(此ゆゑに三月三日を春の神事とす)

波太神社

東鳥取村大字石田

波太神社は、明治四十一年三月東鳥取村各大字の神社を合祀し、同四十二年五月十日新一社を創建したる後も、もこの社名を襲用したるものにて、以前は波太神社の外に、鳥取大宮又は波太八幡宮の稱あり。波太神社は鳥取氏の祖角凝命を祀り、延喜式内の舊社にして、國內神名帳に正四位下波太社とあり、もこの大字桑畑字奥の宮に鎮座ましまし、を、今の處に遷し奉りて後も、もこのま、其の名を波太神社と稱し奉りしなり。波太は畑の義にて鎮座地を社名とせしたるなり。鳥取大宮の稱は鳥取郷の總社たるを以て、波太八幡宮の稱は下花村大字貝掛指出森神社の祭神品陀別命を相殿に祀りしを以てなり。境内二千三百坪、飛地境内五百四十坪を算し、山林一萬七千坪、田七千二百坪を有す、賽道の左右には老松巨檜蒼然として天に沖し、數十の石梁整然として相對し、一步を境内に運べば、敬虔の念勃然として起り、思はず衣襟を正さしむ。鼓橋を渡り石礎を上げば、舞臺あり、寶藏あり、左右に廻廊あり、更に石礎を上げば正面に本殿あり、桁行四間梁行二間半、春日造檜皮葺にして、三方に高欄を附し、丹彩を施し、頗る雅致に富めり。本殿に隣して三社神社あり、一に南殿といふ。中央に神功皇后を祀りて王太神、左に武内宿禰を祀りて若宮、右に角凝命三世孫天湯河板舉を祀りて今宮と稱す。その他、山神社、門前社、嚴嶋神社等の末社あり。本殿の右方に神饌所新に成り、拜殿、參籠所、神樂所、神輿舎、社務所、土藏等各所に散在す。縁起の現存するもの、沙法院宮二品堯延親王の撰したるもの、寛永廿一年九月社僧

神光寺尊昭の記したるもの二あり。今二者の所説を經し、他の史書に散見するところを俾し、其の由來を案するに、垂仁天皇の時角凝命三世の孫、天湯河板舉、皇子譽津別の爲に鶴を出雲（或はいふ但馬）に捕へて之を獻せしかば、天皇其の功を賞し、鳥取連の姓を賜ひ、且鳥取部、鳥養部、譽津部を定め給ひき、時に鳥取地方は天湯河板舉一族の居住地たりしを以て、其の祖角凝命を大字桑畑の奥宮に奉祀す、これ波太神社の起源なり。昔神功皇后新羅を征し凱旋のとき、偶忍熊王反し住吉に屯するを、武内宿禰に命じ、皇子を懷きて南海に趣かしむ、宿禰御船を鳥取の玉津に繋ぎ、皇子を懷にし海邊を逍遙せられしゆかりにより、其の地に社殿を設け品陀別命を祀れり、下莊村大字貝掛の指出森神社是なり。貞觀年間南都大安寺行教和尚故ありて鳥取郷を過ぎけるを、鳥取隼人佐及郷の耆宿と圖り、地を南山に相し、社殿を造營し、大字桑畑の波太神社をこゝに移し、併せて品陀別命の靈を指出森神社より勸請し、且つ宮寺神光寺を建て、こゝに波太八幡社の創立を見るに至れりといふ。一説に、弘和年間鳥取氏吉野朝に屬し、桑畑の波太神社兵火に罹りしを以て、郷の耆宿三十六人力を戮せ私財を抛ち、今の地に社殿を造營し、其の神靈を遷す共、品陀別命を相殿に合祀したるなりといふ。當時神領數箇所ありしも、歳月のうつりゆくまゝに、社運漸く傾き、元龜年間に至りて最甚しく、殿堂いたく朽裔せしかば、公方の保護の下に再興し、仁和寺宮一品仁助法親王を導師として、遷宮式を行へり。天正年間織田信長紀州征伐の時當社をよぎり、内陣に入らんといふに、社殿大に震動し其の目的を達し得ざりきといふ、後豊臣秀吉の根來征伐に際し、其餘殃にかゝり、殿堂重寶一時に灰燼に歸し、昔平重盛熊野詣の時、當社に奉納したる大刀をはじめ其の他の什寶悉く此の時に失せたりといふ。夫より纔に一基の社壇と一字の護摩堂を營みたるのみにて、慘狀目もあてられぬさまなりしが、寛永十五年郷の耆宿等相謀り、再興に力を盡し、面目を一新せり。（一説に慶長年間豊臣秀頼片桐且元を奉行として營繕せしめしといふ）されど社領の多くは收公せられ、僅に御供田を社域の一部に遺し以て維新に至る。昔鳥取郷の總社たりしを以て、今も尙其の地域に屬する東鳥取村、西鳥取村、尾崎村、及下莊村大字貝掛を氏地とし、例祭は四月十五日、秋祭は十月十一日に之を行ふ。以前は二月初午の日に、大字貝掛の玉津浦に神輿の渡御ありしが今は其の事止み

たれど、毎年秋祭に尾崎村海老野の海濱に渡御式あるは其の名残なるべし。社掌兩家あり、一を木村、一を山本といひ、共に鳥取氏の裔にして代々の祠官たり。明治四十一年三月二十六日十垣外の村社菅原神社、字庵の後の同神明神社、字神谷の同午神社、大字山中字向井田の同山中神社、同大字々王子原の同馬目王子神社、同大字々八王子山の無格社八王子神社、大字自然田字玉田の村社玉田神社、同大字々平見の無格社、牛神社大字鳥取中字西原の村社乳守神社、大字下出字反甫の同八坂神社、大字黒田字神明の同神明神社、同大字々カイトの無格社稻荷神社、大字桑畑字奥宮の村社波太神社を合併し、同四十二年五月十日新に一社を創立して鳥取神社と稱し、同月二十八日更に大字鳥取中字平野山の村社八幡神社を合祀せり。

社寶 後西院天皇の宸筆壹軸、三十六歌仙額（肖像は土佐光成 歌は妙法院宮堯延法親王、久我大納言通誠、以下十六人の筆）興甫筆龍虎畫三對幅、貞享享保年間の繪馬額等なり。

慶長の石築 社殿の前面、石礎下にあり、高さ六尺五寸、臺石の高さ一尺、棹石の周圍三尺九寸五分、其の表面に波多神八幡御寶前、裏面に慶長五年庚子十一月吉日と刻す、火袋は後に改造したるもの、如し。

手水鉢 縦二尺九寸五分、横六尺、高さ二尺、其の前面に洗心と大書し、次に盥漱豈手口而已乎哉、元祿癸未秋と刻す。傳へいふ祇園南海の筆なりと。

國玉神社

深日村字里山

國玉神社は延喜式内の舊社にして、大國魂命を祀り、大神社・出雲神社・住吉神社・大山祇神社・大鳥神社の五末社あり。創立の年月詳ならず。國內神名帳に「正五位下國玉社」と記す。昔は九頭大明神と稱し、境内三千四十五坪を算し、千歳川其の丘麓を繞り、樹木鬱蒼として、近く深日の曲浦を俯瞰し、遠く攝津連峯を煙霞の間に望むを得べし。本殿は、合祀後、元賀茂神社の本殿を遷して之に充てたるものにて、梁行二間、桁行二間の檜皮葺流造にして、外に拜殿、幣殿、廳舎

等を有す。明治六年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛供進社に指定せられ、同四十一年十月十二日字濱山の加茂神社と共に、其の末社なる八幡神社・若宮八幡・惠比須神社の三社を合祀し、元國玉神社の本殿を相殿として、之に充つ、氏地は深日及孝子村にして、大祭は十月三日、中祭は五月十日に行はる。「大國玉神」の四字額は、其の落款剝落して識別し難きも、深日村に存する、故事直解といふ舊記によれば、門巖の書なるべし。深日庄は、堀河天皇寛治四年より、後柏原天皇大永年間まで、京都賀茂神社領たりしを以て、濱山の加茂神社の隆昌に反し、次第に衰微し、徳川期に至りても、本殿の結構之に及ばず、維新前まで山林を資に供し、明中（キョウチュウ）十五軒にて之を保存したりといふ。現に石槩中明中（キョウチュウ）刻したるもの數基あり。

大森神社

熊取村大字久保字宮

創建の年代詳ならず。事代主命、及菅原道真を祀る。社傳に天正十年四月、中氏の一族、根來右京藤原盛重の再建にして、大字野田、字川向いの野田神社、同大字字成合の雨山神社と共に熊取の三社と呼ばれ、旱天の際には、三社に雨を祈るを例したりといふ。ほハ明神（ミ）呼び、其の大祭を穂波祭（ミ）いふ。伽李素免獨語に「隅取谷宮村の社を、ほハ明神（ミ）いへるは、いかなる（ミ）こにや、訪波のかくなまれるにはあらずや（ミ）、いへる（ミ）ひもあれ（ミ）、さにもあらず、今の神體は、のちに僧の手になりしもの（ミ）こみゆ（ミ）とあり。神輿の渡御地は、紺谷山、及湊村にして、兩地共巨松ありしが、今は何れも枯死せり。正保年間より、熊取の總社（ミ）なり、明治六年村社に列し、同十年郷社に昇格し、同四十一年一月、神饌幣帛料供進社に指定せられ、同九月廿六日、大字大久保字高田の村社菅原神社、同牛神社、同金堂神社、同牛神社、無格社大將軍神社、大久保の村社菅原神社、同牛神社、字和田の同八阪神社、同牛神社、同琴平神社、同熊野神社、無格社大將軍神社、字大浦の村社牛神社、同八幡神社、無格社福神社、字宮村の村社福神社、同熊野神社、大字小谷字奥出の同菅原神社、無格社菅原神社、字神子岡の同牛神社、大字小垣内字北山の村社八坂神社、字山田の無格社春日神社、同牛神社、字又谷の

同幸福神社、大字大久保字西宮の村社事代主神社、字野田傍示北川の同北川神社、字福神の同福神社、字住吉の同住吉神社、字坂上の同坂上神社、字牛神の無格社牛神社、大字野田字成合の村社雨山神社、同塞之神社、無格社福之神社、同菅原神社、同成合神社、字谿の村社住吉神社、字川向いの同野田神社、字山の岡の同菅原神社、字朝代の同東宮神社、同塞神社、同清原神社、無格社藤原神社、同菅原神社、同荒神社、同福之神社、同菅原神社、大門の同威徳神社、字野田の村社琴平神社、大字五門字若宮の同若宮神社、字春日の同春日神社、字牛神の無格社牛神社、字愛宕の同愛宕神社、大字紺屋辨財天の村社菅原神社、字福神の同菅原神社、大字七山字坂口の同坂口神社を合祀せり。境内千三百坪を有し、本社二殿の外、拜殿、舞臺、神輿庫等あり、氏地は熊取村全部にして、例祭六月十二日なりしが、今は九月二十八日となる。

合祀社中の野田神社は、泉州志に「野田村天神、峯中記云、野田山、本尊毘沙門、同五大尊、薬師、辨才天、天神二社鎮守也」とし、和泉志に「大森神祠（在久保宮邑）峯中記」とし、大森神社（野田神社）を混同せり。伽李素免獨語に「野田村天神のこは、峯中記、泉州志、見聞録なごに、あらまはしはしるせり。此境天正酉（十三年）の兵火の後、慶長に今のこころに、かたばかりに取たてぬ。時の地司根來大納言あらたに、法度定規をしるして出されぬ。このふみ左近か、はたあが家にあるべきに、いかなるゆえにや、久米田寺にのこれり。たゞし、本紙はこ、にてひきうしなひ、かしこのは、下案にやあらむ。もらはまほしくハ、をもひしかぎも、よしや寺院は興廢のゆるやかなるものなれば、かくてあらむも、よく不朽に傳ふるの、一計ならじ（ヤ）をもちぬねバやみぬ。その法、閑易、その言質素にて、なに（ミ）やらむいさましく、今のものにハかはり、時勢を想像するにたるものなれば、しるしつけてみす。用あらぬ日は、もらひて證すべし」と記し、次に其の文書を臨模したるものを掲ぐ。之を見るに、大日本史料十二編二十二の附録に載せたる、久米田文書に異らず。左の如し

野田之宮座、宮役、何も諸法度之事、

一御くう、朔日、廿五日ニ、兩社へ一升宛、月ニ貳升、合一年ニ二斗四升の事。

二、神社、神社址

四九

- 一 一石八升、坊首の飯米之事。
- 一 五升、五節句の御はんの事
- 一 三やう寺の正月四日のおこないニ、米五升の事。
- 一 同四日の座衆中江の酒米、二斗の事。
- 一 神事のをきな米、一斗の事。

右此外少も遺申間敷者也、但秋の打物の義者見合、重而可申付者也、仍而如件、

慶長十八年二月廿八日

根來大納言 (花押)

△中 左 近 殿
△中 左 大夫 殿

野田 宮 座衆 参る

追而米ノ利ハ二ツニ可仕者也、二わりニかして無之候ハ、我等の米かし可申候以上。

書中の三やう寺は東永寺の轉訛にして、今は更に訛りて三よ寺といひ、七堂伽藍の巨刹たりし傳説存し、野田神社は、合祀前まで、二座ましまし、を以て、泉州志の天神二社鎮守也とあるは、東永寺の鎮守たりしなり。天正の兵火に、盡く烏有に歸せしを以て、鎮守野田宮は、他に轉じ、東永寺は再興の期なく、野田宮の宮寺として、東圓寺ありしが、維新後廢寺となり、本尊は南近義村正福寺に遷されたりといふ。

兵主神社

南掃守村大字西之内

西之内部落の北、字蛇淵にあり、春木川、其西南をめぐる。延喜式内の舊社にして、俗に大宮と稱し、昔は掃守郷の

總社として、西之内、上松、下松、尾生、包近、藤井、別所、沼、野、春木、加守、額原の十二ヶ村を氏地とし、各村より禰宜一人宛を出して奉祀せしが、天正の兵火以後は、各村は各別に氏神を勧請しければ、當社は、西之内のみにて祭祀を行ふこととなりしも、早天に際し、雨乞を行ふ時には、尙從前の十二ヶ村より、庄屋年寄の出仕するを例せり。從て往時の境内は、今に比し遙に廣く、字宮城に一の鳥居、大橋に二の鳥居あり。近年まで、北掃守村大字春木にありし、禮拜塚は、紀州街道を往來する人々の遙拜所にして、塚は、華表の基址なりといふ。基址は、和泉紡績會社の敷地となり、僅に其の片影を留むるに過ぎず。

賽道は春木に沿ひ、櫻樹の並木路を行くこと二町餘にして、神域に達す。祭神は、大阪府神社明細帳に主神を八千鈿大神とし、相殿に天照大神、八幡大神を配祀すとあるは、明治初年神社調の際誤りしものにて、應永の古記の寫、及寛保三年、節齋陶國興の草したる、藩主岡部長富の奉納文により、天照大神、八幡大神、菅原道真なること明なりとす。明治六年、郷社に列し、四十二年六月二十八日、大字下松字北出の村社八幡神社、同大字々射場の同菅原神社、同大字々明神の同殿嶋神社、同大字々八坂の同八幡神社、同年七月二日、同大字々山下の上の同勝尾神社を合祀し、四十二年十月、神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内地積千九百二十九坪なるも、實測面積三千九百八十八坪に達すべく、往古より荒神と稱し、境内の樹木を傷くるものなかりしかば、古松古木天を摩し、翁齋たる幽境を爲す。本殿、桁行一丈一尺、梁行八尺、木造大社造萱葺にして、丹彩を施し、十年毎に屋根の葺替を爲すを恒例とす。建設の年代詳ならずと雖も、鎌倉期の特徴を有し、特別保護建造物となる。本殿の外、拜殿、繪馬堂、社務所を有し、末社に、殿嶋神社、稻荷神社あり。氏地は、現今西之内、下松の兩大字にして、例祭は十月十日、夏祭は七月十日、冬祭は十二月十日に之を行ふ。末社殿嶋神社の傍なる、長さ三十間、巾三間の小池は、蛇淵と呼び、昔は大蛇之に棲みて、久米田池に通ひたりと傳ふ。社前に舞臺の跡あり、往時祭禮の時、舞樂を奏したるころにして、其の爲に用ひし古面を有し、之を天降の面と稱す。舞樂廢せられて後は雨乞祭の飭面として貴重せらる。

社實ミして、武器二十餘點、笛一管、及前記の古面九個を藏す。古面は、製作の年代明ならずミ雖も、其の形尙の古奇なる、千有餘年前のものなるべしといふ。岸和田藩主岡部長富、爲に錦囊を寄す。其の文左の如し。

泉州南郡西内邑有祠配享

天照皇大神宮

八幡宮

天滿天神宮而爲一社、其神寶素藏古作面子九枚、凡經歷數百年、雖邑人而無知何人之所獻者、就視之、粉黛湮滅、而其爲老爲壯爲男爲女者會意可知矣、實古物也、顧往古宴舞之假面也、

藩主岡部美濃守藤原長富公、則見以爲其類襲不敬也、非所以貯神物也、因欲錦囊以裝其外、於是遣臣乾新作延章、降屋右衛門頼頭等謹承

誠意、更用紅欄鳳桐金紋者、製九袋子、各襲而納諸神殿、便命臣國興記其事、嗚呼神靈所感、

藩主所裝、不朽萬年、維邦之祥、

岩

寛保三年歲次癸亥六月穀旦

節齋 陶國興謹識

火走神社

大土村大字大木

火走神社は、延喜式内の神社にして、國內神名帳に「從五位上火走社」あり。一に瀧大明神といひ、軻遇突智命を祀る、社名は祭事に男巫カシキの火上を走りしによるなり。泉州志に「五十年來此祭祀」あれば、元祿を去る五十年前までは、

此の神事ははれたるならん。宮寺に瀧本坊ありしが、維新後廢絶す。明治五年村社に列し、同四十一年九月二十三日字日谷の村社八坂神社、字壘之上の同御年神社、字アンの同山神社、字トガ木の同山神社、字東の同竈神社、字大和の同山神社、字自岩嶽の同八幡神社、字東の同八坂神社、字ヤナブの同大年神社を合祀し、大正元年十二月六日更に郷社に昇格し、同二年一月、神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内五百十六坪を有し、本殿、幣殿、拜殿、長屋、表門、裏門を存す。末社に、春日神社、幸神社あり。氏地は、もみ大土村全部なりしが、明治二十八年後は大字大木のみなる。例祭は九月二十四日なり。

蟻通神社

長瀧村

紀貫之家集、枕草子に出てたる、古來有名の神社にして、長瀧村南村の東方、字蟻通にあり。祭神詳ならず、社傳には大己貴命なりあるも、或は某中將なる人の歿後社に祀られたるなりとも傳ふ。社域三千百坪、外に接續保安林八千三百二十五坪、老樹古松森然として柯を交へ、百千鳥の此處彼處に囀づる外、境内寂として、人寰を絶す。賽道二あり、紀州街道よりするものを、裏馬場と稱し、長瀧方面よりするものを、表馬場といひ、數町の間、老松左右に駢列し、處々に石檠を置く、境内清泉の湧出するところ、石橋を架し、之を渡れば直に拜殿に至る。拜殿は、桁行十一間半、梁行三間、本殿は南面し、桁行二間、梁行一間、萬治年間、拜殿と共に、岸和田藩主岡部宣勝の造營するところなり、但し今の拜殿は其の後の再建す。多智神社、愛宕神社、住吉神社、五社神社、市杵嶋神社の五末社は之に隣り、神饌所、三間四面の舞臺、六間四面の繪馬所、桁行五間半、梁行二間の社務所等の建造物は、附近に點在し、配置宜しきを得、結構壯麗なり。宮寺宗福寺には、毘沙門天、不動尊を安置し、神主と共に、社僧祭祀にあづかりしが、維新後神佛分離により、廢寺なる。萬治三年四月吉日、岡部行隆寄附の鳥居には、泉州日根郡長瀧庄蟻通大明神廟前と刻し、同年岡部氏寄附の眞鍮燈籠二對あり。貞享四年四年岡部長恭、新田二町歩を寄附し、以て維新に至る。社は明治五年村社に列し、同四十年九月十九日、

字中の宮の村社春日神社、字高木の同高木神社、字中路の同中小路神社、字東の同白鬘神社、字天野の無格社天野神社を合祀し、大正六年八月二日、郷社に昇格し、同年九月、神饌幣帛料供進社に指定せらる。氏地は長瀧一圓にして、例祭は陰曆八月二十七日なりしが、明治四十三年より、陽曆九月二十四日となる。

慶長石燈籠 本社玉垣内、右手にあり、慶長十二年の寄進にして、高さ五尺三寸、其の棹石に、

泉州日根郡道瀧庄

蟻通大明神石灯籠

尾張春日井郡山住人

□□衛門尉寄進

慶長十二丁八月吉日

未 五行に刻す、大阪府誌に傳豊臣秀吉寄附あるは、この石槩を誤り傳へたるなり。

昔紀貫之、紀州よりの歸途、騎して社前を過しに、馬忽ち病みて進まず、蟻通の社にき、一首の歌を詠し、拜謝して去りしこきは、貫之家集第九に見ゆ。曰く、

紀の國に下りて、歸りのぼりし道にて、俄に馬の死ぬべく煩ふ所にて、道行く人々立ち止りていふ、是はこゝにいますなる神のし給ふならむ、年ごろ社もなく、しるしも見えねど、うたてある神なり。さきくもかゝるには、祈りをなむ申すこいふに、みてぐらもなければ、何わざもせで、手洗ひて、神おはしけもなしや、そもく何の神か聞えむと問へば、蟻通の神といふを聞きて、詠みて奉りける。馬の心地已みにけり。

搔曇り文めも知ぬ大空にありと星をば思ふべしやは

又昔唐國、我國を犯さん欲し、先試に、七曲の玉環の、上下相通するものを贈り、緒を以て之を貫かんことを請へり。人々爲す所を知らざりしに、某中將蟻を捕りて、細糸を其の腰にかけ、蜜を環孔の他の口に塗りて、蟻を入らしめ、遂に

緒を貫くを得て、唐人を驚かし、かば、歿後明神として、祀られけり云々。枕草子に曰く、

ありとほしの明神、貫之が馬のわづらひけるに、この明神のやませ給ふとて、歌よみて奉りけむに、やめ給ひけん、いよをかし。このありとほしにつけたる心は、まことにやあらん、昔をはしましける帝の、たゞ若き人のみ、おほしめして、四十になりぬるをば、失はせ給ひければ、人の國の遠きにいき隠れなごして、更に都の内にさるものなかりけるに、中將なりける人の、いみじき時の人にて、心なごも賢かりけるが、七そぢ近き親、ふたりを、もたりけるか、かう四十をだにせいあるに、ましていとおそろしき、をぢさわぐを、いみじう孝ある人にて、まほき所には更にすませじ、一日に一度見ては、えあるまじとて、みそかに、ようく家の内の土を掘りて、其の内に屋を建て、そのれに籠めすえて、いきつゝ見る。おほやけにも、人にも、うせかくれたるよしを、しらせてあり。なきてか家に入るらん人をば、しらでもおほせかし、うたてありける世にこそ、おやは、上達部なごにやありけん。中將なご、子にてもたりけんば、いよ心かしこく、萬の事しりたりければ、此中將わかれき、ざえあり、いよ賢くして、時の人に、おほす成けり。もろこしの帝、この國の帝を、いかではかりて、此の國うちこらんて、常に試みあらがひ事をして、贈り給ひけるに、つやくと、まろに美しげに削りたる木の、二尺ばかりあるを、之が本末、いづ方ぞ問ひ奉りたるに、すべて知るべきやうなければ、帝思しめし、煩ひたるに、いよほしくて、親のもこに行きて、かうくの事なるあるこいへば、たゞ早からん川に立ちながら、横さまになけ入みに、かへりて、流れんかたを、末こしるして、つかはせと教ふ、まろりて、我知り顔にして、試み待らんて、人々具して投げ入れたるに、さきにして行く方に、しるしをつけて、つかはしたれば、誠にさなりけり。又二尺ばかりなる、くちなはの、同じやうなるを、是がいづれが、男女とて奉れり。又更に人得知らず、例の中將行きて問へば、二つをならべて、尾のかたに、細きすばえを差しよせんに、尾はたらかさんを、めしれいひければ、やがてそれを、内裏のうちにて、さしければ、誠に一つは動かず、一つは動かしけるに、又しるしをつけて遣はしけり。程久しうして、七わだに曲りたる玉の、中こほりて、左

右に口あきたるが、ちひさきを奉りて、是に緒通して給はらん、此國に皆し待るこゝなりきて、奉りたるに、いみじからん物の上手かようならん、そこらの上達部よりはじめて、ありこある人、しらすいふに、又いきて、かくなんこいへば、大きな蟻を、二つ捕へて、腰に細き糸をつけ、又それに、今すこしふきをつけて、あなたの口に蜜をぬりて、見よ云ひければ、さ申して、蟻を入れたりけるに、蜜の香をかぎて、誠にいこ、う、穴のあなたの口に出にけり。さて其の糸のつらぬかれたるをつかはしたりける後になん、なほ日本の本は、賢かりけるきて、のちくは、さるこもせざりけり。此の中將を、いみじき人に、おほしめして、何事をし、如何なる位をか、賜はるべきを、仰せられければ、更につかさ、位をも賜はらじ、只老いたる父母の、隠れ失せて待るを、尋ねて、都にすまふこゝを聽させ給へし申しければ、よろづの人の親、これをき、て、喜ぶこゝいみじかりけり、中將は、大臣までになさせ給ひて、なんありける。さて其の人の、神になりたるにやあらん。此の明神の許へ、詣でたりける人に、夜あらはれて、のたまひける。

な、わだに曲れる玉の緒をぬきてありこほしこも知らずやあるらん
この給ひけるこ、人のかたりし。

林羅山の神社考に曰く

此社者在和泉國、世傳昔支那將伐日本、試贈七曲玉環、且告以貫繩之事、朝廷問群臣、群臣不知所爲、時有中將某者、係絲于蟻、塗蜜于玉孔、蟻聞蜜香、引絲而入、遂得貫徹、因返之于支那、支那知日本國之有深智而不能伐也、其中將擢大臣位、薨爲神焉、紀貫之、歸自紀伊國、馬病不行、人曰神爲祟、貫之洗手詠倭歌代幣帛、古事談云貫之自泉州還時事也、

羅山詩集に曰く

元和元年辛酉孟夏十九日、自泉堺至信達、其道中有蟻通神廟焉、昔孔子以絲繫蟻貫九孔螺事、在祖庭事苑、

神社考云、豈聖人拘々而爲之哉、蓋好事者、以小知託之聖賢、以誇於俗而已、然智計之關于世、亦必不爲不、然矣、夫此神之著名也、亦以此、其後紀貫之之在於泉州也、遇此不下馬、馬忽不進、貫之詠倭歌馬不斃、爾來靈名益著云、

一螺九穴蟻貫絲 外國彌知我計奇
知亦多端何足怪 卻思齊后破環時

西峯今在記に曰く、

蟻通事、雖未詳時世及中將父子名、舊俗土記之傳、其來尙矣、或又曰唐求灰繩、此神燒繩而不散付之焉、其博識居多、獨以蟻通、名其社者、蓋以其最在後而禁非望在也、

泉州志に曰く

余按歌林良材、神社考、載蟻通事者、本雖依枕草子、闕疑取其餘也、如別蛇雌雄知木本末、釋迦既所說禰寶藏經也、見法苑珠林六十三、唯蟻通曲環事、爲此神絕妙歟、

- 蟻通祠 細井斗南
- 叢祠背海面 蕨薦教明神 威屈楔前馬
- 智通環孔綸 帆低淡路喚 網舉茅渚濱
- 詩就塊靈感 暎雲懷古頰
- 紀貫之 小林畏堂
- 蟻通祠外夜三更 匹馬驚惶鞭不行
- 一詠纔成土神感 的然不負貫之名
- 二、神社、神社址

けんくま雉子なまかめそ蟻通

木

因

(和泉名所圖繪)

矢代寸神社

有眞香村大字八田

延喜式に、矢代寸神社二座あり。一座は、則ち本社にして、一に一の宮と稱し、大字八田字宮内にあり。一座は、諏訪宮と稱し、又矢代寸下神社といふ。大字神須屋字諏訪にあり。明治四十年十二月九日、本社に合祀せらる。國內神名帳に、「從五位上屋氏村社前」とあり。氏は代の誤にて、村は其の半體、寸と等しきを以て、其の當社なることは、既に大日本史の神祇志に説きたるころなり。祭神は、武内宿禰、及波多八代宿禰とす。蓋し八田は、其の音波多に近く、而して古事記、考元天皇の條に、「建内宿禰之子、波多八代宿禰者、波多臣之祖也」と見え、其の後裔も、歴史にあらはる、を以て、此の地、波多氏の居住地にして、其祖神を祀りたりと爲す。渡會氏神名帳考證、神社叢錄、神祇志料、大日本地名辭書の諸書、概ね其説を等しくす。社記に、祭神不詳の爲め、元文二年八月、京都吉田家に願出て、一宮牛頭天王の神号を、授けられたるこを見ゆるを以て、一時祭神の名を失して、牛頭天王としたりしなり。明治六年、郷社に列し、四十年一月、神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十一月十一日、大字眞上の村社彌榮神社、土生郷村大字流木字福塚の同嚴嶋神社、同字鹿嶋の鹿嶋神社、同字落成の四十九神社、四十五年二月二日、大字神須屋無格社天神社を合祀せり。境内千九十二坪を有し、本殿、拜殿、神饌所、神輿舎、寶藏、社務所を存す。氏は大字八田、神須屋、眞上、土生郷村大字、流木、極樂寺、畑の六部落にして、夏祭は六月十九日、例祭は十月一日なり。

急賀美神社

上之郷村

字上村の天神代にあり。武塔山麓に位するを以て、俗に武塔天神と稱す。延喜式内の舊社にして、祭神は、神祇寶典に伊弉諾尊、式社考に素盞鳴尊とすも、神名帳考證、神祇志料、特選神名帳、大日本史神祇志の諸書に、龍神とし、社傳

亦之に同じ、古は社司拾軒ありて、年齒を推して祭主とせりといふ。創建の年月詳ならず。本殿、桁行一間、梁行一間四尺、檜皮葺にして、室町時代の建造に屬し、丹彩を施し、臺股其の他の彫刻に特色を有し、大正十三年四月十五日、特別保護建造物に指定せらる。末社に奥神社、猿田彦神社、大國神社あり。奥神社は、字宮の谷にありて、元奥の院と稱せしが、後當社に移轉せられたり。明治五年、村社に例し、四十年一月、神饌幣帛料供進社に列せられ、四十一年六月四日字池尻の村社若宮神社、字正法寺の同彌榮神社を合祀せり。大正十四年七月十日、郷社に昇格す。境内官有地二千七百七十八坪の外、二萬九千七百七十七坪の社地を有し、老樹叢々として頭を覆ひ、幽邃閑寂の氣社域に充つ。本殿の外、拜殿、寶藏、納屋、參集所、社務所を有す。氏は上之郷村一圓にして、九月廿五日を例祭とす。

夜疑神社

八木村大字中井

中井部落の北、字後橋にあり。式内の舊社にして、布留多摩命を祀り、八幡、春日、菅原の三神を配祀す。文祿四年八月小出播磨守知行目録に「なかい村」と見えれば、當時既に中井村の名ありしなり。されど和泉志に「中井名とあるを以て、文祿以前には中八木と呼びしなるべし。中八木は、昔の八木郷の中心地を意味し、新撰姓氏錄右京神別に「八木造 和多罪豊玉彦命兒布留多摩乃命之後也」とあれば、八木一族の居住地と見るべく、從て夜疑神社は、其の祖神布留多摩命を祀りしなり。社域八百二十三坪を算し、境内に雨淵あり。昔旱害の時、神詣により、こゝに地を穿ち、幣帛を藏めしに、忽水出で、雨を降らし、により、此名ありといふ。明治五年、村社に列し、四十一年十一月二十五日、大字池尻字持の木の村社春日神社、大字小松里字宮の前の同八幡神社、同大字大字額原との立合なる、字風呂尻の同菅原神社、大字大町字福知山の同八坂神社、同大字々里井の同豊受社、同大字々宮の内の同菅原神社、大字西大路字土井の同嚴嶋神社、大字箕土路字大飼の同大飼神社、同大字々宅地の同菅原神社、大字下池田字二十四の坪の同菅原神社、大字荒木字二十四の坪の同八幡神社、同四十二年十月十九日、北掃守村大字吉井字宮の前の同菅原神社、同年七月十六日、泉北郡忠岡

村大字高月字高畑の同菅原神社、同郡同村大字北出字前の同産土神社を合祀し、同四十三年三月、神饌幣帛料供進社に指定せらる。本殿、桁行一間 梁行五尺拜殿、神饌所あり。氏地は合祀の結果、從來よりも廣まり、八木村の外、北掃守村大字吉井、泉北郡忠岡村大字高月、同北出になる。例祭は十月十五日、夏祭七月十五日、冬祭十二月十五日に行はる。

古來此の神社の氏子等、唐臼を忌みて、一切之を使用せず、手杵臼を専ら用ひたりしが、不便甚しきを以て、櫻町天皇の時、神祇菅領卜部兼雄にはかり、寛保元年八月九日、特に祭事を行ひ、初めて唐臼を使用するに至れり。當時の祝詞の寫今に存す。左の如し。

維寛保元歲次辛酉八月九日辛丑吉日良辰乎擇定豆、和泉國八木莊中井村仁鎮座須、掛毛畏幾夜歎大神乃廣前爾、恐美恐美毛申賜波久止申佐久、抑當社此所爾降臨志賜豆以后、御嫌物止傳豆、御産子等乃中仁、唐臼於用留事乎惡賜布止、是定豆往昔禁賜布故有平、然止毛民乃業爾障有仁依豆、御産子等戮力一心志豆、神祇菅領卜部兼雄仁、先豆此事乎免賜陪止乞故、神傳乃例仁任世豆申行比、宇津乃幣帛於調豆、内陣乎飭利、稱辭竟奉留、此狀乎平个久安个久所聞食豆、從今以后乃事乎成止毛廣大乃神德乎以豆、無咎久無崇久神直□大道□仁受幸賜比豆、彌一天泰平、社頭康榮、神道興隆、産子等平安於始豆、五穀能成豆、民豐樂乃御助乎加賜陪止、恐美恐美毛申賜波久止申壽、

菅原神社

山直下村大字三田

大字三田、字小倉の飛地、オクンドにあり。大字新在家の人は、オカンドと稱す。祭神を菅原道真とし、社名を菅原神社とせしは、昔天神又は天神社と稱へたるを以て、後にかく定めたるものなるべし。社域八百二十一坪、老松疎生す。本社と拜殿と一直線を爲さず、各方向を異にせるは奇と謂ふべし。明治五年、村社に列せられ、十月十五日を例祭とし、大字三田を氏地とす。泉州志、和泉名所圖繪は穗椋神社とし、延喜式内の舊社に擬するも、和泉志をはじめ、神社叢書、神祇志料、大日本史神祇志の如き、他の諸書、多く泉北郡南池田村大字和田廢穗椋神社を以て、式内のものとす。蓋し泉

州志の著者は、三田の御田に通ずるを以て、安閑紀の茅淳山屯倉の所在地を三田とし、而も小倉は穗椋ホクラに通じ、穗椋は屯倉の義なるべければ、かく斷定したるなるべし。茅淳山屯倉は、安閑紀、元年十月庚戌朔甲子に、「以櫻井屯倉一本云、淳山與每國田部、給賜香有媛」加三取茅屯倉とあるものにして、香香有媛は安閑天皇の妃なり。

路淡神社

山直下村大字摩湯

字宮の前にあり。延喜式内の舊社にして、國內神名帳に、從五位上淡路社とあり。祭神古來一定せず、神社叢書、大日本史神祇志に、水の靈ならん歎と説き、神名帳考證に大國御魂神とし、或は摩湯古墳と、社名とを關聯せしめて、不破内親王と爲す。而して大阪府神社明細帳には伊佐奈岐命、菅原道真とす。本殿の外、拜殿あり。元祿の寺社員數帳に、天神社除地六千坪とあるも、現境内千六百六十四坪を有するに過ぎず。明治五年、村社に列せられ、摩湯一圓の産土神として、十月十五日を以て例祭を行ふ。

意美賀神社

有眞香村大字土生瀧

土生瀧部落の南方、字社平山に鎮座せる、式内神社にして、境内三千八百十三坪を有し、老樹森然として、天空を摩し津田川の清流、直下を流れて、琴々の響を傳へ、幽邃閑寂の境地を爲す。本殿の外、神饌所、饗舎、社務所、土藏等あり。本殿桁行一間三尺八寸、梁行一間三尺四寸の檜皮葺にして、闇クラオアミ加美神を祀る。俗に雨降大明神の稱あるは、昔陽成天皇元慶八年、天下大に旱するや、菅原道真、奉幣便して、雨を祈りしに、靈驗忽ちしてあらはれたるによるといふ。岸和田藩主、岡部氏、領内旱害ある毎に、必幣帛を捧けて、祈願するを常とす。よりて寶曆十一年六月、畑地及山林の寄附あり。天保の寺社改帳に、社平地二萬六千二百五十坪とあり。今に至るまで、三伏の侯、旱天打つゞき、稻苗枯死せんことを恐るは、近郷の農民、雨を祈り、其の驗を仰ぐといふ。國內神名帳に「從五位上意神社」とあるは、本社を指せるな

るべし。以前は、満願寺といへる、宮寺ありて奉仕せしが、維新後、神佛分離により廢寺となる。明治五年、村社に列し、四十年十一月十一日、字一瀬の村社一瀬神社、字古元の同古元神社を合祀し、四十三年三月、神饌幣帛料供進社に指定せらる。社殿の造立、修補は、元龜元年八月廿一日、天正十八年八月十三日、元和二年八月十日、寛永十二年卯月吉日に附ある、十八枚の棟札によりて、畧其の沿革を知るを得べし。何れも雨降大明神に記せり。今の社殿は、文化九年三月十八日の造立にして、末社に、嚴嶋神社、天照皇大神宮社、春日神社、熊野神社、住吉神社、吉野神社、八幡神社あり。夏祭は七月十三日、冬祭は十二月十三日にして、例祭は十月一日とす。

雨降瀧 本殿の直下にあり、津田川の水勢岩を衝いて溝を作り、曲折又曲折、遂に落下して、瀑布となる。高さ約五間、巾約六間、老木古樹之を擁して、聲々の響あり。早天に瀧を浚へて、神前に雨を祈れば、霧立ち登りて雨となるといふ。土生神の名之に基く。社寶として、天保年間、花山院厚卿筆、神号額一面を有す。

波多神社

土生郷村大字畑

畑部落の邑中、字上ノ段にあり。祭神は、社傳に素盞鳴尊とし、渡會氏神名帳考證に、埴安神とあるも、特選神名帳、大日本地名辭書、神祇寶典等の諸書に、波多八代宿禰とす。蓋し波多氏は、古事記、孝元天皇の條に「建内宿禰之子、波多八代宿禰者、波多臣之祖也」と見え、畑は即ち波多なるを以て、此の地波多氏の居住地にして、其の祖神を祭りしものなるべし。有眞香村大字八田は、此の地に近く、其の矢代寸神社の祭神も、波多八代宿禰なれば、同族の分布したるものと見ゆ。延喜式内の舊社にして、國內神名帳に「從五位上波太岐社」とあるは、此の社なるべし。泉州志に、山瀧村大字内畑山直神社を以て、之に擬するも、和泉志をはじめ、神社叢錄、神祇志料、大日本史神祇志等の多くの諸書に、畑村とせるは、さもあるべし。明治五年、村社に列せらる。境内百十一坪、境外七十五坪を有し本殿拜殿あり。氏地は大字畑一圓にして十月一日を以て祭日とす。

南近義神社

南近義村大字王子

王子部落の東方、字明神にあり。もも丹生神社と稱し、彌都波能賣神を祀れり。由緒詳ならず。惟ふに近義郷は、弘安の役、敵國降伏の祈請をこめし勳功により、正應三年三月廿七日、院宣を以て、丹生高野社に寄附せられ、長く高野領たりしを以て、其の分靈を勧請せしが、遂に産土神と崇めらる、に至りしものなるべし。早天に雨を祈れば靈驗あり、又安産の神として崇拜せらる。明治五年村社に列し、同四十年十月二十八日、大字王子字馬郡の村社八幡神社、同字戎の同出口神社、同字權現の同熊野神社、同字新宮の同市杵島神社、同字宮脇の同神明神社、同字明樂寺の同住吉神社、同字船戸の同春日神社、同字氏神の同加茂神社、同年同月三十日、同字厚宮の同市杵嶋神社、大字澤字堂の坂の同五社神社、同年十一月十六日、同大字字高林の同加茂神社、大字王子字貝田杜の同加支多神社、同四十一年九月五日、同字新出の同加茂神社、同四十二年五月十八日、大字橋本字小名城の同小名城神社、同大字字梅宮の同北野神社、同大字字嶋ヶ崎の同嶋崎神社、同大字字野口の同藤の木神社、同大字字出原の同神明神社、大字窪田字東の同市杵嶋神社、同大字字西の無格社市杵嶋神社、大字堤字宮の久保の村社嚴嶋神社、大字地藏堂字權現の同熊野神社、大字澤字八品の同八品神社を合祀し、同日、南近義神社と改め、同四十四年五月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀社の中、字馬郡の八幡神社は和泉志に其の名見へ、國內神名帳に從五位下馬郡社とあり。大字王子字權現の熊野神社は、近木王子又近木新王子と呼び、大字地藏堂字權現の熊野神社は鞍持王子と認められ、又八品神社は、和泉志に「櫛代祠在澤村、相傳古昔調進」と見え、櫛の神として崇敬せらる。泉州志に「近木櫛、藤原明衡新猿記、載諸國土産曰和泉櫛、余按、近木郷造櫛者年既尙矣明衡所謂和泉櫛乃是歟」と記せり。近木郷及其の附近は、今に櫛作りを以て、家業とするもの少からず。古の遺風の傳はりしものなるべし。八品神社は、明治四十年十月二十九日、大字浦田字氏神の五社神社、同年十月三十日、大字澤字ウべの同熊野神社、同大字字半戸の無格社道陸神社、同大字字高林の村社加茂神社、同大字字堂の坂の五社神社、同年十一月十一日、

同大字四社の無格社菅原神社を合祀せしものなり。境内千八百五十一坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。氏地は、南近義村全部にして、例祭八月二十二日なりしも、明治四十二年九月二十二日に改めらる。

春日神社

佐野町字坂口町

社傳によれば、光仁天皇の寶龜年間、坂上田村麻呂の、春日四座の神を勸請せしにはじまる。天授二年、坂上正澄、社殿を造営したりしが、後小松天皇の應永六年、大内義弘の亂に、神殿を除く外、悉く兵燹に罹りて焼失し、降つて正親町天皇天正十三年、根來征伐の時再び兵火にあひてより、これまで各座別に奉祀したりしを、神殿一字に、齋ひ奉るこゝなりたり。其の後寛永八年、慶安四年、寛文十一年、元祿五年、正御二年、明和九年造営の事あり。明和以後、廿年毎に改築するを例す。享保十二年十一月九日、宗源の宣旨を以て、極位を授かりしが、明治五年、村社に列し、同四十一年一月、神饌幣帛料供進社に指定せられ、同月七日、字末廣の無格社牛神社、同月九日字中西町の村社今村神社、字大引の同大引分神社、字大門の同射牛弦神社、字土山の同沖洲神社、字車町の同濱出神社、字籠池の同水分神社、字椋山の同椋山神社、字東千振の同神引分神社、字加護池虹の同猿田彦神社、字今王子の同佐野王子神社、字小森山の同小森神社、字大森山の同大森神社、字西出の同西出神社、字祇園町の同八坂神社、字松崎の同松崎神社、字高松の同若宮神社、字車町の無格社西村神社、字千振下の同新道神社、字大門前の同日吉神社、字元若宮の同熊野八幡神社、字西出の同牛神社、字加護池西の同牛神社、字時雨林庵の同牛神社、字妙光寺上の同牛神社、北中通村字田出鼻の村社中宮神社、同四十二年五月二十八日、東鳥取村大字鳥取中平野山の村社八幡神社、稻荷神社を合祀せり。合祀中の大引分神社、中宮神社、射牛弦神社、西村神社、若宮神社は、何れも北中通村大字中莊の大宮神社より、新引分神社は、大引分神社より、今村神社は、西村神社より、分祠せられたりといふ。宮寺は、遊觀寺と稱し、今の繪馬堂のところにありたり。境内二千二百二十二坪を有し、春日森と呼び、老松蒼然たり。本殿の外、拜殿・神饌所・神樂所・繪馬所・神輿庫・及社務所等境内に並び建ち、佐

野の總社として、氏地は佐野町全部に及ぶ。往時は、正月十一日に結陣祭^{ケシチ}を行ひ、十七歳以上の氏子は、残らず社頭に詣で、射弓の技を闘はし、且競馬を催したりしが、維新後以來廢絶せり。例祭は、七月廿四日、秋祭は、十一月十一日之を行ふ。

永和石築 棹石に「永和第三丁十二月日」泉州井原春日御寶前「願主坂上正澄」刻す。その他、寛文十年九月、唐金屋助次郎、寛文十二年八月、氏子寄附の塔形石燈籠あり。

葛城山八大龍王社

東葛城村大字塔原

葛城山は、塔原部落の南に聳え、西は犬鳴山に接し、東は牛瀧山に連り、標高八百五十七米、實に和泉葛城連峯中の高峯なり。塔原より登るこゝ一里餘、路峻峻を極む。山頂、絶泉の國境を爲し、一石祠あり、八大龍王社、又は葛城の石の寶殿と呼び、別に高麗神社の名あり。傳へいふ、岸和出藩主、入國のはじめ、こゝに狩して、白鹿を獲たりしに、偶雷鳴震動して、士卒生色なく、纔に山下に逃れしが、藩の老臣、中俊晴、後に巨石を持って、石祠を作り、葛城一言主神を奉祀す。そは石の寶殿の銘記により、正保二年の中興造營たるを知り得べし。寶殿を圍む、方形の石柵中、一角を缺きたるは、紀藩所領を侵すの故を以て、岡部侯に異議を稱へたる爲なりといふ。

山頂稍平坦にして、南は紀ノ川平原を隔て、高野の連峯を望み得べく、北は攝河泉の平野、烟霞の中に展開し、西は茅海を挟みて、阿淡の連山双眸に入り、其の風光の雄且大、眞に偉觀なりと謂ふべし。而して幾多の溪流、相集りて幾條の瀑布をつくり、津田川、近木川の水源を爲す。又山頂附近に、簇生せる毛櫛は、樹齡平均百年を算し、其の分布上の極限を示すものとして、學術上の價值少からず。大正十二年三月、史蹟名勝天然紀念物保存法により、天然紀念物として指定せらる。

八大龍王社は、岡部侯の尊信厚く、寛文七年、社料として、西葛城村大字木積字下河原の新田五反歩を寄附し、年貢諸

役を免ぜられしを始とし、或は山道を修築し、或は鳥居、石梁、寶篋印塔を奉獻し、又藩主親ら登山參拜せられしこと、文政より、嘉永年間に至るまで、十九回の多きに達したるを觀れば、其の崇敬の厚かりしを察するを得べし。嘗々藩主の崇敬篤きのみならず、役行者の修法に擬し、葛城入峯と稱し、行者の來りて、金剛供を修するもの亦尠からざりしなり。元文四年の春、藩主岡部長富、將に城東に狩せんを欲し、八大龍王社に晴を祈りて靈驗あり、同年夏、旱天幾旬、稻田將に枯死せんをす。即ち雨を祈りしに、豪雨沛然として至り、民爲に喜色あり、侯いたく神徳の大なるを感じ、燈檠一雙、石門一基を奉獻し、報養の誠を表す。人若し登山して、八大龍王を拜せば、侯の撰文を刻したる石門の、今に存するを觀るべし。左の如し。

泉州葛城山、屬南郡塔原村、在州城之東四里、嶺有

八大龍王祠、邑人歲次事之者舊矣、其爲神也甚靈、凡其所求未嘗不應、而禱雨最驗、昔我高祖考、就封斯土以來、百年于此矣、其際天旱則必祈、祈則必雨、民到今稱之、吾豈獲不尊信而景仰乎哉、今茲之夏、封內旱久、將請雨於葛城山神祠、時予政事不憚不遑親行、於是六月九日、夙沐浴、自命侍臣而代禱焉、及其歸也、玄雲四合、澍雨連日、枯苗歛蘇歲亦豐熟、神之爲功、吁不亦大哉、天古昔清穆之世、猶不無水旱疾疫、饑饉盜賊之災、况末世之民、雖欲免斯患、其可得耶、而疫疾吾知爲之施、我醫藥可以救之、饑饉吾知爲之發、我倉廩敢我府庫汲々賑恤可以救之、盜賊吾知爲之命、我將士喻之導之懷之攻之捕之放之戮之、惠威該行可以救之、至於如水旱則人力之所不可救、而吾靡如之何、唯人有至誠以接神、神有靈應以助人、而後可得而救之也爾、予雖不敏、其恤民奉神之誠、耿々乎不能自已焉、今也神之有助如此、民之有免如此、而自喜救之似有得其道者亦如此、浩然有養神之志、正保中我家臣中俊晴造石祠及神門、使民益厚其祀焉、石祠猶新矣、神門已摧矣、故今新立石門而易其舊、且自作銘以傳神功乎不朽云、

藏雲霽雨 葛嶺之職 行之施之 龍王之力

施而節之 維厥靈德 既烝既享 載稼載穡
民顏愉々 吾心翼翼 爰設神門 爲防穢惡
改故圓新 尙質厭飾 工能審時 石豈恐泐
不崩之壽 與山罔極 彌堅之嘆 斯祠共得
庶幾朝野 祥臻灾息 堯日千秋 舜風萬國
累々我財 薤々我稷 子孫臣庶 蒙禱如式
借樂太平 永保封域

元文四年歲次巳季夏穀旦

泉州岸和田城主岡部美濃守 藤原長富謹撰

奉燈檠記

今春予有出獵講武之志、惟三月十六日壬戌、使近臣久野政幸於葛城山、豫祈晴八大龍王祠、越三日甲子、大獵城東、及其鼓蓋響野列卒匝山、冷雨俄至、左右不樂、予及盥漱東向心禱以誠少焉、雲開雨止、天色霽明、遂得徑峻赴險卒獵而歸、於戲神之至靈、其應如此、茲命石工、造燈檠壹雙、銘而勒之、以報神德、其辭曰、

日未出兮在東隅、日已入兮光在桑榆

神明不明兮來也去也燈煌々、惟茲燈火兮正神明之餘光、

元文四年巳夏六月下澣

泉州岸和田城主岡部美濃守 藤原長富謹撰

維新前までは、社山七萬六千八百坪を有せしが、今は境内六千八百二十五坪に過ぎず。藩主は社領の外、時々修繕費、祭祀料を下附し、降雨祈禱中には、毎日家老、又は郡代の如き重職をして、代參するを常とし、文化十三年以後は、毎年代參三度、神饌神酒料金貳兩に定められしといふ。其の尊信の篤かりしを知るべし。明治五年村社に列せられ、本殿の外、拜殿、社務所を有し、例祭は八月二十二日にして、塔原、相川、河合、木積、齋原を氏地とす。大阪府誌以下の諸書、石祠を藩主の造立とすも、石祠中の銘記により、老臣中俊晴たること明なりと雖も、更に左の文書寫により之を證せん。

奉寄進

八王龍王

岡部美濃守内

中興左衛門尉俊晴

正保二乙酉年五月吉日

信達神社

東信達村大字金熊寺

信達神社はもこ金熊權現社と稱し、神武天皇を主神とし、金峯熊野の兩神を配祀し、信達十三ヶ村の産土神なり。社傳によれば、昔樽井の濱に神武天皇の神像出現し、奇瑞をあらはし、かば、里人神慮をトし今の地に社殿を建て、遷し奉りたりといふ。以後は毎年九月十六日の大祭には神輿樽井の濱に御し、國一場十二本松に於て座祀を行ふを例とす。國一場は嘗て奉遷に際し、神輿のしばし休らはせ給ひしころなりとぞ。天正十三年三月豊臣秀吉の根來征伐に際し、社殿舊記悉く焼失したりしが、神像は幸にして全きを得たりき。其の後六十餘年を経て、慶安元年に至り、神主矢野家次、東西に奔走し、桁行四間一尺五寸六分、梁行一間四尺六分の社殿を再興せり。現存のものこれなり。本殿の外、拜殿、神饌所、神樂所、神輿舎を有す。末社に金刀比羅神社、疫神社、日夜神社、市杵嶋神社あり。疫神社は延喜式臨時祭に「畿内堺有

十處疫神」、和泉與紀伊堺一座」にありしものなるべしといふ。もの今の金刀比羅神社の所にありしが、近年本殿の側に遷せり。日夜神社は岸和田藩岡部氏の祖神を祀りしものなり、明治五年郷社に列せられしも、翌六年四月村社となり、四十年九月神饌幣帛料供進社に指定せられ、四十一年二月五日大字童子畑の村社諏訪神社、同下諏訪神社、同殿嶋神社、無格社上道祖神社、同下道祖神社、大字葛畑字西垣外の村社八坂神社、同大字々上の山の同山神社、大字榎畑字モチヤキの山の神の社、同字上之山の大山咋神社、雄信達村大字馬場字殿垣外の同高城神社、同村大字幡代字大垣内の同稻荷神社、同村、同大字々宮之久保の同久保神社、同村同大字々堀口の同牛神社、同月二十四日、大字金熊寺字寺内の同日吉社、同字下ヤ谷の同西山神社、同年五月二十一日、大字六尾字市の宮の同一の宮神社、同大字々天神の同菅原神社、同大字々幸神の同竈神社、同四十三年九月十二日、北信達村大字岡中字長前寺の同神明神社、同村同大字々走り掛の無格社王子神社、同村同大字々雨山の同意加美神社、同村大字牧野字日念田の村社住吉神社、同村同大字々場的場尻の同鹿嶋神社、同村同大字々日念田の同八幡神社、同村同大字々向い山の無格社牛頭神社、同村同大字々長藏の同神明神社を合祀せり。境内千九百十三坪を有し、氏地は東信達村、北信達村、西信達村、樽井村、雄信達村、大字幡代、同馬場にして、例祭は從來陰曆九月十六日なりしが、明治四十三年より陽曆十月十六日となる、賽道の入口に寶永四年五月唐金梅所寄附の石槩あり。信達神社々記一折は慶安元年神主矢野家次が當社再興の由來并に棟札の寫を記録したるもの、金熊大權現畧縁記一冊は明曆二年矢野光吉の編したるもの、金熊宮社傳記一冊は明治のはじめ矢野左倉大夫の撰したるものなり。

里外神社

西信達村大字岡田

里外神社は岡田驛の東方宮脇にあり、素盞鳴尊を祀る。和泉志に「岡田祠稱吳服神」に見え、もこ吳服神社と稱し、西方七町許りの氏の松附近にありしが、靈劍出現の瑞により今の地に遷し奉りしといふ。社側の蝶淵は後鳥羽院熊野御幸の際、里民此の池に遊泳せる蝶を捕へ奉獻したる舊蹟地なりとて、王餘魚淵の記念碑あり。明治五年村社に列し、同四十年

二、神社、神社址

六九

一月神饗幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年十二月二十六日古苗代の村社岡田神社、字下井の同大浦神社、無格社琴平神社、字正法寺の同幡守神社を合祀せり。境内八百五十八坪、本殿、拜殿、社務所を有す。周圍三丈に餘れる老松ありしが、先年落雷の爲に枯死せりといふ。氏は岡田一圓にして、例祭は十月十一日なり。宮寺を長安寺といひ、分離後今に存せり。

西信達村岡田、北野、中小路の三大字に荒神塚、牛神塚、界塚、大塚、牛神塚、河原塚、氏の松塚の七塚ありて、和泉志に「大塚 道家俱在岡田村」と記したる道家は七塚の何れを指したるや明ならず、荒神塚は里外神社境内に移されて廢墟となり、其の他のものも耕作となりて僅に封土の一部を遺すに過ぎず、古墳としての面影を留めず。

一岡神社

北信達村大字大苗代

字一丘にあり、國內神名帳に正一位一岡社あり、當時舊日根郡中正一位の神階を有する唯一のものなり。本殿桁行三間五寸、梁行一間四尺、健速須佐之男命を主神とし、相殿に稻田姫命、八王子命を祀る。もこ海會寺の鎮守なりしを以て、海會宮と稱し、俗に祇園といふ。同寺全盛時代には、例年舊六月七日寺僧神輿を奉じて京都八坂神社に至り、同月十四日遷御ありしといふ。今も八坂神社に當社の御休息所存せり。境内神社に市杵嶋神社、白山神社、日吉神社の三社あり。天正五年織田信長の紀州征伐に際し、海會寺と共に鳥有に歸し、後村民相謀りて再建せしが、今の本殿は大正十二年十月二十五日舊位置の稍後方に移轉したるものなり。本殿の外、神饗所、神輿社、幣殿、社務所あり。境内地三千二百三十八坪、境外地六千七百六十五坪を有す、蓋し舊海會寺の境内地なり。明治五年村社に列し、同四十年一月神饗幣帛料供進社に指定せられ、同四十年十二月九日字城山の村社稻荷神社、字若宮の同若宮八幡神社、西信達村大字中小路字筆王子の同厩戸王子神社、同村同大字々中之宮の同菅原神社を合祀せり。氏は大苗代、西信達村大字北野、同中小路にして、例祭は七月十四日なり。社の東方一町半に字御供田と稱する地千五百坪許存するは、海會寺の盛時、其の鎮守たりし一岡神社の神

田なりしなるべし。

加茂神社

下莊村大字箱作

加茂神社は字下松にあり。玉依比賣命、及高靈神を祀る。高靈神勸請の年月詳ならざれども、本社の一町許り南に赤掛山、俗に宮山と稱する地ありて、里人高靈神の舊地なりとて、今尙之を尊崇す、箱作は新撰姓氏錄和泉國神別にある、石作連氏の居住地なるべく、赤掛山の舊祭神は石作氏の祖神を祭りし當地最古の産土神ならん。玉依比賣命は京都賀茂神社を勸請したるものにて、其の勸請の年月は之を當地の賀茂社領となりし昔に溯らざるべからず。之を百練抄、吾妻鏡、賀茂注進雜記、賀茂舊記等に徴するに、箱作深日兩庄は堀河天皇寛治四年より後柏原天皇大永年間に至るまで、四百有餘年間、京都賀茂社領なるを以て、(深日村加茂神社社參照)其の創立も深日村加茂神社と畧同時代と見るべく、而して深日村加茂神社の創立を同社舊記に、後醍醐天皇文保二年四月朔日とあれき、寛治より文保まで約二百三十年を算するを以て、社領内に於ける加茂神社の創立餘りに後れたるやの感あり。少くも鎌倉開府以前にあらざるか。暫く後考を俟つ。

かくて箱作庄に高靈神と、加茂神とを祀る兩社並び存じたりしが、京都賀茂神社の祝、稱宜等の社領を支配するもの、勢力次第に強く、高靈神に奉仕する氏子の勢、日を追ふて衰へ、遂に加茂神社に合祀し、以て今日の加茂神社を爲したるものなるべし。末社に川合神社、神明神社、池嶋神社、若宮神社あり、若宮神社は明治のはじめ字龜井にありしを移したるものにて、明治四十一年十二月二十三日濱田の無格社戎神社(命)、大正五年五月三十日字宮池の無格社池嶋神社を境内末社池嶋神社に合祀せり。明治五年村社に列し、同四十年一月神饗幣帛料供進社に指定せらる。境内一千八百八坪を有し本殿、幣殿、拜殿、廳舎、神饗所、社務所を有す。例祭は十月十一日なり。

慶長石槩 本社内庭の一隅にあり。高さ石臺共六尺、其の棹石の中央に「奉寄進當社大明神御寶前」左右二行に「慶長十五年」十二月吉日と刻せり。

指出森神社

下莊村大字貝掛

指出森神社は字西出の指出森にあり。傳へいふ神功皇后新羅を征して凱旋し給ひし時、應神天皇の庶兄忍熊王反すに聞
き、武内宿禰に天皇を奉じ南海に赴かしむ。宿禰御船を玉津嶋につなぎ、しばし上陸あらせられし地にして、其の所縁に
より、應神天皇を奉祀し八幡宮と稱したりしが、天授年間劫火の燒くところとなり、東鳥取村大字石田の郷社波太神社に
移したれば、其の舊地に小社を建て、應神天皇を祀りしもの即ち本社なり。も貝掛神社と稱し、境内四百七十二坪に過ぎ
ざるも、土地高燥にして樹木に富み、目通り一丈六尺許の巨樟、鬱然として聳つあり、眺望亦佳なり。明治五年村社に列
し、同四十年十一月十一日今の名に改め、同四十三年八月二十五日大字舞字湯の谷の村社谷神社を合祀せり。本殿の外社
務所を有し、末社に嚴嶋神社あり、例祭は十月十一日とす。

船守神社

淡輪村

船守神社は字堂にあり。紀船守外二神を祀れり。武内宿禰の母は紀ノ國造菟道彦の妹(紀には子あり)山下影日賣(紀
には影媛)にして、宿禰の子、角宿禰は姻戚關係により紀ノ角と稱し紀氏の祖たり。是を以て角宿禰の子孫紀伊に住する
もの多く、而して和泉は紀ノ國と隣接するを以て其の南部に古來紀氏の移り住するもの多く、紀小弓の墳墓を此地に定め
たる、紀角宿禰の曾孫根使主の日根に據り暴威を振ひたる、新撰姓氏錄に紀直、紀辛梶臣の名ある、天平寶字四年日根郡
の人に紀朝臣小揖のある、皆之を立證するに足るなり。船守は紀角宿禰十世の孫、猿取の子、天平寶字八年の亂に惠美押勝
を射殺して功あり。大納言近衛大將に累進し、延暦十一年四月二日年六十二にして薨す。桓武天皇大に哀悼し、事を視ざ
る三日、正二位右大臣を追贈せらる。朝野群載康和二年七月十七日諸陵寮の解狀に「右大臣船守卿墳墓也」とあり、記事に
誤脱ありて解しがたき點あるも、船守薨後三百餘年、今を距る八百餘年の昔、船守の墳墓の此の地にありしこと、其の墳

墓の當時に於て著名なりしことは、これによりて明なりとす。かくて小弓より船守に至る八百餘年間、紀氏中の錚々たる
偉人の墳墓が、此の地に定められたることは、往古より此の地、紀氏の采地となり、勢力地となりしことを示すものにし
て、從て其祖神并に此等の偉勳者を奉祀するは自然の勢なりと謂ふべし。泉州志に「紀船守ノ社」、和泉志に「紀船守祠」、明
治四年三月社寺繪圖書上寫に「船守大神社」と記し、社前の元和八年の石燈銘に「三社大明神」とあり。本殿梁行二間半、桁行
三間、神明造木造檜皮葺、桃山式建築にして、大正十三年四月十五日、特別保護建造物に指定せらる。本殿の外、拜殿、神
饌所、舞臺、神輿舎等あり、末社に八幡神社外四社あり、境内五百六十二坪。本殿に通ずる養道の側に四樟樹あり、互に
愈着して、恰も一本の如く、其の中最大なるもの周圍一丈二尺二寸、高さ約八間、石柵を繞らし、神木として敬せらる。
本社前に元和の古石築一基あり、高さ五尺九寸、火袋六角形をなし、日月松竹を刻し、棹石に「當三社大明神御寶前」、「元
和八年三月吉日」、「泉州日根郡名内中敬白」と鐫す。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。
氏地は淡輪部落一圓にして、例祭は從來陰曆九月九日に行ひ、神輿黑崎濱に渡御したりしが、今は十月十五日に改めらる。

廢犬飼神社

八木村大字箕土路

字犬飼にあり。天手力男命、犬養宿禰を祭神とす、和泉志に「河内川縣の犬養神祠在箕土路村今稱犬養堂」とあり。箕土路は、文
祿四年八月、小出播磨守知行目錄に「八百九十六石五斗五升泉州南郡八木郷之内、なりい村みころ村」とあれば、文祿年
間既に箕土路の稱存せしなり、されど和泉志に「箕土路舊名犬飼」と見えれば、文祿以前に犬飼といひしなるべし。新撰姓
氏錄和泉國神別に「若犬養宿禰、火明命十五世孫古利命之後也」とあり、而して、此の地舊名犬飼より推して、古代犬養
氏の居住地たりしなるべく、從て犬飼神社は、其の祖神を祀りしならん。久米田山に橘諸兄墓と傳ふる古墳存し、諸兄の
母は、縣犬養氏にして、此の地、も犬養氏の居住地とせば、橘氏と關係あるを連想せしむ。日本地理志料に、大字池尻、
傳橘諸兄墓を叙して曰く、

箕土路舊名大飼、有河内縣大飼祠、今稱大養堂、諸兄始名葛城王、和銅中、賜姓橘宿禰、母縣大養氏、葬此抑有緣也。

ごあり、參考の爲にここに掲ぐ。社域百六十八坪を有したりしが、明治四十一年十一月二十五日、夜疑神社に合祀後、耕地なる。

池田王子址

八木村大字下池田

小栗街道の西、字三十六の坪にあり。面積約三百四十坪、松樹雜木竹叢茂生す。下池田の菅原神社に對し、上の宮といひ、又熊野權現社と稱す。泉州志に、

積川王子、或云池田王子、余按、昔此邊、積川社領地也、伏拜鳥居在額原村、故曰積川王子、相傳白河法皇、幸熊野、到積川王子、奏舞樂、其地今日草舞臺。

と記し、後鳥羽院熊野御幸記に、

建仁元年十月七日、參池田王子於此處、琵琶法師賜物。

ごあるもの是なり。明治維新後、字二十四の坪の菅原神社に移され、明治四十二年十月、更に大字中井の夜疑神社に合祀す。因にいふ、此の地方は、一の坪より、三十六の坪までの、小字存し、古の條里の遺制を見るべし。

麻生河王子神社址

麻生郷村大字半田

半田部落の南に接し、小栗街道を距る二町餘、字麻生川にあり。祭神詳ならず。半田部落の氏神なりき。半田は和泉志に「半田ハシノ」と見へ、慶長十八年九月三日の小出大和守知行目錄に、秦村ハシノあり、新撰姓氏錄和泉國諸蕃に「秦忌寸大

秦公同祖融通王之後也」又「秦勝、同祖」ごあれば、秦氏の居住地なりしなるべし、果して然らば、麻生河神社は、秦氏の祖神ご祀りしものご見ゆ。麻生の名も、麻の栽培地たりしより起り、之を栽培して、秦氏の製織用に供せしに似たり。

明治四十二年四月十六日、阿理莫神社に合祀し、遺址は耕作地ご變ぜり。もご社域三百坪を算し、奈良朝以前ご認むべき瓦片の發掘せられしごあり。之に隣して、寺前の地名存するを以て、この瓦片は、秦氏の建立したる寺院の、遺物なるやも知り難し。其の熊野九十九王子の一なりしごは、熊野王子記に「淺字河王子或曰鹿王子」と見え、後鳥羽院熊野御幸記にも、淺字河王子ごあるによりて明なり。御幸記建仁元年十月七日の條に曰く、

競出騎馬、參池田王子、於此所、被彈琵琶、法師給物、小袖從是先陣參淺字河王子、不待御幸、又前陣參鞍持王子、

神崎神社

北近義村大字畠中

神前部落の西、近義北尋常高等小學校の西隣、字長樂寺山にあり。俗に妙見ご稱す。式内の舊社にして、國內神名帳に正五位下神前社ごあり。祭神詳ならず。或は少彥名命ごし、或は武甕槌神ごす。社域五百四十六坪を有したりしが、明治四十年十一月十八日、高靈神社に合祠後開墾して耕作地ごなり、僅に一對の石槩を存するのみ。

近木王子址

南近義村大字王子

善正寺の東隣に、字權現ご稱し、面積約三百坪の一區劃を爲したる地あり。之を近木新王子、又は近木王子ご稱す。元祿の寺社員數帳に、王子權現社ごあり。俗に熊野權現ごいふ。明治四十年十月二十八日、南近義神社に合祀後、耕地ご變ず。後鳥羽院熊野御幸記、建仁元年十月七日の條に曰く、

又馳入_三畫養所_一、_コ木_ノ二王堂云々_{食了、參}胡沐新王子_一

鞍持王子址

南近義村大字地藏堂

泉州志「余未詳_三鞍持王子所在_一」に記し、和泉志、九十九王子記共に、橋本村原宮を以て之に擬す。原宮は大字王子字原宮にあり。明治四十年十月三十日 南近義神社に合祀せらる。其の位置大字橋本に近きを以て、兩書共に橋本に誤りたりと見ゆ。而して原宮を以て鞍持王子に擬したるは、如何なる根據ありしか、詳になし難きも、恐らく其の位置小栗街道に近きと、其の社名より推してのわざに過ぎざるべし。然るに大字地藏堂正福寺に近く字權現あり、こゝに奉祀せる熊野神社は、明治四十二年五月十八日、南近義神社に合祠して、廢墟を存するに過ぎざるも、今猶松林を遺せり。伽季素免獨語に、正福寺の將軍地藏を記せし後に、

此寺の北の小岡を近木の王子といふ。この岡にて、こゝし刀劍大小長短九柄をえたり。かたちあるのみにて、一本ももちひらる、はなし。天正の頃、うづもれしにやあらむ。

に記せり。近木王子は、後鳥羽院熊野御幸記の順路より推して、大字王子たるべきは明なるを以て、近木の王子にせしは、記事の誤りなるべけんも、此の時まで、王子の傳説のありし證をすべく、恐らく鞍持王子の所在地なりしなるべし。

後鳥羽院熊野御幸記に、「過_三御所書御宿_一」_{鶴子此、野云々} 九十九王子記に、「貝田端王子」にありは、世に貝田王子又は鶴原王子と稱し、天皇上皇の熊野御幸に際し、御書食所に充てさせられしころなり。然るに建仁元年十月七日の後鳥羽院御幸の時、如何なる故にや、吉祥園寺二王堂を以て之に充られ、ついで、建仁三年九月近木新御所造營の企あり、其の經費は、段別五升米の官物を以て、之に充てられしこと、田代文書に見ゆ。されば近木新御所は、從來熊野御幸の畫食所たりし、鶴原王子を廢して、新營御所を以て之に代へられしもの、如し。而して近木新御所の位置、并に之に關する史料逸して傳

らず。大字地藏堂の廢熊野神社を以て鞍持王子址なりとせば、原宮は其の名より推すも、近木新御所の遺址にあらざるか後考を俟つ、

加支田神社址

北中通村大字貝田

延喜式内の舊社にして、國內神名帳に從四位下垣田社あり。一に八幡宮と稱し、もこ社域四百四十二坪を有したりしが、明治四十二年七月十二日、今の加支田神社、即ち元の俗稱、新宮に合祀後、廢墟となる。然るに南近義村大字王子の南方貝田社に、八大龍王を祀る一社あり。社域百十餘坪、南近義神社に合祀後、遺址を存するのみ。この社亦古來式内の加支田神社なりとの説あり。泉州志に貝田神社と題し「余按貝田加支田和訓相近今稱_三八幡社_一」に説き、神祇史料、特選神名帳、大日本地名辭書の諸書之に説を同じくし、和泉志は加支多神社と題し、「在_三王子村貝田森_一」といひ、神社叢錄、大日本史神祇志、日本地理志料亦之に同じ。伽季素免獨語に、「延喜式に加支多の神社とあるは今の貝田村八幡の社なりと、泉州志にはしるしたれど、この地を遊覽してみるに、_{カキタ}鍵田の森ちふ處あり。神祠にてはあらねど、鍵田は、加支田なれば、神名帳に記せしはこの森にや云々」にあり。伽季素免獨語は文化文政頃の書なれば、其の頃に果して神祠なく單に鍵田といふ森の存在せしものとせば、畢竟森の名を立論の基礎となすに過ぎず、貝田村説の方正しかるべし。後考を俟つ、

佐野王子址

佐野町

山中街道の西側、字今王子にあり。明治四十一年一月九日、春日神社に合祀後、廢墟を存するのみ。王子記、後鳥羽院熊野御幸記に、其の名見え、元祿の寺社員數帳に「佐野村王子社」にあり。泉州志に「在_三田出村南海道西側_一」和泉志に「在中莊田出邑_三舊屬_一佐野」にあれば、この地行政區域の變更ありしを知るべし。後鳥羽院熊野御幸記、建仁元年十月七日の條に

参升野王子

櫻井王子址

南中通村大字櫻井

櫻井部落の東北端にあり。一に王子權現社いふ。熊野九十九王子の一にして、泉州志に「櫻居王子ウシトラ王子記在在村良路傍」和泉志に「櫻井王子祠在櫻井村」九十九王子記に「櫻井王子又櫻井王子ト在櫻井村」もあるもの是なり。櫻井城址に於て述べし如く櫻は櫻を誤寫せしものなるべく、而して櫻は邦字櫻なるを以て、櫻井とする方正しかるべし。元祿七年の寺社員數帳櫻井村の條に「王子權現社」あり。大正四年十一月九日、日枝神社に合祀し、其の遺址に、近年櫻井王子之跡ミ題し、一碑を建つ。後鳥羽院熊野御幸記、建仁元年十月七日の條に曰く、

参ミ櫻井王子ニ相待御幸、良久臨幸了、御奉幣、里神樂詠、亂舞拍子及桐府、次又白拍子加以ニ五房友重二人舞、次相撲三番詠、競ニ出騎馬、先参ニ厩王子ニ。

厩戸王子址

西信達村大字中小路字筆王子

厩戸王子は王子記に「馬戸王子或云馬留王子」あり、後に筆王子いふ、山中舊街道に沿ひ、稻荷山の東北に位し、俗稱御見取場あり、も石禿倉ありて之を厩戸王子神社又は筆王子神社ミ稱したりしが、明治四十年十二月九日一岡神社に合祀し、社の一隅に禿倉現存す、社域三百六十坪を有したりしも今は數坪をあますのみ、轉荒涼の感を懐かしむ、後鳥羽院熊野御幸記建仁元年十月七日の條に曰く、
競ニ出騎馬ニ先参ニ厩戸王子ニ。

一の瀬王子址

北信達村大字岡中

牧野部落より岡中部落に通ずる山路、即山中街道の右側に、東西二間半、南北二間半、廣さ約六坪のところに一基の地藏石像ミ、明治三十七八年戰役記念碑あり。此の地は、一の瀬王子のありしころにして、元祿七年の寺社員數帳に「中村 王子庭瓦小社」あり。三十年前までは一老松あり、王子松ミ呼ばれ、夏季通行の旅人、樹陰に休みて涼を取りしこいふ。社は、明治四十三年九月十二日、東信達村大字金熊寺信達神社に合祀せらる。

泉州志に「信達王子王子記在牧野村南口」長岡王子王子記 在岡村北坂中岡村在中村内 此王子不見御幸記ミ記し、一の瀬王子ミ、長王子を別個のものとし、和泉志に「一の瀬王子祠在信達莊市場村民家後」ミ記し、長岡王子を載せず、和泉名所圖繪亦之に同じ。王子庭瓦小社の所在地は、牧野に近く、其の南口にあるを以て、泉州志に牧野ミし、且其の前面に通ずる山中街道は、坂路を爲し、俗に長岡ミ稱するにより、一名を長岡王子ミ呼びしを、別個のものミなしたるべし。和泉志の市場村民家の後にありミするは 九十九王子記に「在信達莊市場村」ミ記したるミ共に、所在地を誤りたるものにて、長岡王子は一の瀬王子の別名なるべし。後鳥羽院熊野御幸記、建仁元年十月の條に

八日、天晴、佛曉出道、参ニ信達一之瀬王子ニ、又於ニ坂中ニ被、次参ニ地藏堂王子ニ。

廢八王子址

東鳥取村大字山中

白河天皇承曆三年八月八日、紀伊國岡崎の人、澤四郎善真いふもの、故ありて此の地に來り、應治元年新に小社を建て携へたる神靈を奉安す。爾來善真の子孫代々神主たり。應永年間免田の古文書あり、夫より由緒地ミなり、延寶七年岡部内膳正國內檢地に際し除地ミなり、以て明治維新に至る。明治四十一年三月二十六日鳥取神社に合祀し、遺址を存するのみ。

和泉國鳥取庄八王子免田事

奥田

壹段

己上

所被聞召之也可專祈禱之狀如件

應永廿七年閏正月晦日

正三位(花押)

地藏堂王子址

東鳥取村大字山中

琵琶岸懸の南に舊址あり。後鳥羽院熊野御幸記の地藏堂王子は即北にして。廢頽後本尊地藏菩薩は大宇山中地福寺に移し、子安地藏にて平産を祈るに靈驗ありし、近郷より參拜するもの多し。後鳥羽院熊野御幸記、建仁元年十月八日の條に曰く、

八日天晴拂曉出道、參信達一之瀬王子、又於坂中祓次參地藏堂王子

馬目王子址

東鳥取村大字山中

山中の北方に字王子ヶ原あり。路傍に小祠あり。後鳥羽院熊野御幸記の所謂ウマ目王子にして、土人足神と稱す。明治四十一年三月二十六日大字石田の鳥取神社に合祀せられ、僅に石の禿倉と鳥居を存するのみ。後鳥羽院熊野御幸記建仁元年十月の條に曰く、

八日天晴拂曉出道、參信達一之瀬王子、又於坂中祓次參地藏堂王子、次參ウマ目王子、次參中山王子

加茂神社址

深日村字濱山

濱山は、飯盛山嘴の、深日浦東北海岸に、突出せる尖端に位したる一小丘にして、深日海岸中、最も風光に富む勝地たり。加茂神社は、里傳に曰く、後醍醐天皇文保二年四月朔日、深日莊刀禰入道覺道といへるもの、神白龍に駕して或る巖上に降り、側に鴨羽箭ありしと夢み、因りて叢祠を建て、賀茂別雷神を奉祀したるなりと。されど深日庄は、堀河天皇寛治年間既に京都賀茂社領たり、其の所縁によりて文保以前既に分靈を奉祀せしものならん。覺道は深日村舊記に、正中三年四月十日、深日莊檢斷職に任せられたる刀禰又次郎入道覺道と、大日本史料岡本貞熊所藏文書に、後村上天皇正平八年三月九日、楠木正儀が本領安堵を以て、御方に招きたる、深日又二郎入道と同一人なるべし。明治四十一年十月十二日、國玉神社は合祀前までは、本社の外、廻廊、拜殿、應舎、舞臺を有し、鳥居には紀州侯儒官李梅溪の扁額を掲げ、其の結構、式内國玉神社に越ゆるものあり。蓋し深日庄は箱作庄と共に、和泉庄と稱し、堀河天皇寛治四年より後柏原天皇大永年間に至るまで、四百有餘年の間、京都賀茂社領となり、時に盛衰ありし雖も、世々朝廷幕府の保護を受け、社司其の地を管したるを以て、加茂神社の威勢、遙に國玉神社に越ゆるものありし爲なるべし。今百練抄、吾妻鏡、賀茂別雷神社舊記、賀茂注進雜記に散見する、當社關係の記事を左に採録すべし。

堀河天皇寛治四年七月十三日宣旨を賀茂上下社に下し、諸國の社領四十二箇所、田地六百餘町を以て、神社の日供、并に年中祭祀料に宛つ、深日箱作兩庄は、即ち社領四十二箇所の一なり。安徳天皇壽永三年四月廿四日、源賴朝、後白河上皇の院宣を奉じ、賀茂社領四十二箇所を對し、武家の狼藉を停止し、命を用ひざるものは、重科に處せしむ。其の後諸國の賀茂社領は、社司之を管治し、深日庄箱作即ち和泉庄は、建久二年正禰宜賀茂家能、建仁二年正禰宜賀茂康、弘安九年貴布禰禰宜賀茂遠久、永仁元年正祝賀茂保弘、延慶年間、保弘の子正禰宜保成其の任に當る。其の後屢武家の狼藉蒙りしを以て、足利義滿令を下して、所領を安堵せしむ。これより賀茂神社正祝、林氏其の管治を世襲す。後土御門天

皇寛正五年十二月廿六日、淡輪庄の人淡輪次郎左衛門尉、賀茂社領深日箱作兩庄に對し、違亂の行爲あり、應永七年十一月十四日附、守護下知狀を證左として、之を訴へしに、幕府令して所務を全ふし、神事懈怠なからしむ。文明四年深日庄、箱作庄の公文、百姓と争ふ、正祝林重修滞留三年之を和解す。後柏原天皇大永六年四月五日、賀茂社領、深日、箱作庄は往古より諸役免除の地、社家知行之地たるに拘らず、深日公文、鳥取彈正忠、箱作公文新三郎、謂れなく押妨を逞くするを以て、幕府令して之を停止せしむ。

豊岡神社址

多奈川村大字谷川

豊國神社は豊國崎にあり。豊臣秀吉薨後、領主桑山法印其の舊恩に報せんとして、慶長九年神社を造營し、豊公の像を安置したりしが、桑山氏他に轉し、徳川氏の直轄地となりてより振はず、加之、寛文十二年四月、火災にかゝり復再興せず、唯遺址を存するのみ。今理智院に存する豊公木像、及秀頼自筆の豊國大明神の神号一鋪は元本社にありしものなりといふ。

三、寺院・寺院址

久米田寺

八木村大字池尻

久米田寺、又久米多寺とも書く、龍臥山、隆池院と号し、久米田池の西北畔、字持の木にあり。久米田池開鑿の工事、まさに成らんとするに當り、曠世の偉人、僧行基、橋諸兄を大檀越として、天平六年十一月二日に開創したる舊刹にして、謂はゆる行基四十九院の一なり。

行基自筆と稱する、當寺縁起によれば、聖武天皇神龜二年二月五日、久米田池開鑿の工事に着手し、天平十年七月其の功を成し、所願を滿したるにより、五間四面の堂、一字を池畔に建て、釋迦如來、普賢、文殊の像、各一軀を安置し、塔婆一基、鐘樓、經藏、僧房二字、餘房二十字を設らへ、行基、父高志定知と共に、朝廷に奏し、四至を定む。即ち東は角河ノ流、春木ノ峯、并に上津川ノ東峯、七層ノ峰を限り、南は葛木ノ横峯を限り、西は松村ノ登路、并に延々年峰、又坂切上を限り、北は熊野詣大道を限り、この四至内の田畠地利を擧げて、佛聖の燈油、住僧の依怙となさしむるに共に、其の水田三百町、山林千町の利は、久米田池の修理費に充て、灌漑の恵に浴する民をして、廣大無邊の佛恩を仰がしめんせしものなり。天平勝寶元年十一月十三日、久米多寺領流記坪附には、「院内地渠段、田貳町伍段、伍段在嶋池尻、林壹所、寺院西北在、惣合寺領田伍拾陸町參百歩」とあり。かくて聖武天皇は、紫泥を降して、臨幸を促し、光明皇后、丹府を凝して、歸依を致し、庶民の崇敬淺からざりき。鎌倉時代のはじめ、寺領二十六町四段百二十歩を有し、文治四年十二月、藤原兼實、久米多寺を、九條堂の末寺と爲したりしが、其の後、頼慶次第に甚しく、後宇多天皇の御宇に至りて、最も荒涼を極め、寺院悉く傾危し、残るところは、釋迦三尊、塔婆一基、地神所現の黄牛像、本願の眞影に過ぎず。鐘樓、經藏、僧房、禪室、二十餘宇の如き、僅に礎石の累々たるを見るのみ。加之寺領の田疇、亦殆んど盡き、奈良時代の昌隆尋ぬる

に由なし。是に於て弘安五年五月三日、後宇多天皇、官符を下し、先規に準じて、勅願寺をなし、保護を加へられしかば、既滅の法燈、再び光を放ち、かくて大覺寺統を、久米田寺の宿縁は、こゝに結ばれたるなり。

元弘二年、後醍醐天皇、隱岐に遷幸せらるゝや、官軍各地に蜂起し、護良親王、亦兵を吉野に擧げ給ふ。即ち令旨を久米田寺住僧、明智上人に下し、御祈禱の忠勤を致さしむ。蓋し久米田寺の勢力を驅りて、北條氏に當らんし給ひしなり。北條氏滅び、足利尊氏、反旗を翻し、官方、武家方、各地に衝を争ひし時、久米田寺は、常に南朝の爲に、忠勤を抽んで、山直、八木、掃守、木嶋、四郷内に有する寺領を全ふするを得たり。されど南風競はず、河泉に於ける勢力次第に衰るに至るや、足利氏は、久米田寺を自家藥籠中のものたらしめんを謀策し、興國四年、一國一基の塔婆を立て、足利直義、佛舍利を塔中に安置したるが如き、或は寺領を保護し、或は祈禱を命じ、或は殺生を禁じたる如き、皆其の一端を見るを得べし。元中五年八月、足利義滿、紀州和歌浦に遊び、歸途久米田寺に宿し、降りて文明元年三月、細川持久の祈願寺となり、諸役を免ぜられしが、永祿五年三月五日、三好實休、畠山高政と久米田山に戦ひし時、堂塔樓閣、悉く兵燹に罹りて、鳥有に歸せしが、所藏の寶器古文書は、横尾寺に移し、幸に厄を免れたり、其の後微々として振はず、百餘年を経て、四方に勸進し、淨財を募り、再興に努力し、延寶二年、稍舊觀に復するを得たりといふ。尋て寶曆年間修理の事あり、明和七年本堂の再建成り、大正八年、本堂に大修繕を行ひ、以て今日に及べり。今は眞言宗高野派寶性院末にして、中世に於ける支院の沿革は詳ならざれども、延寶二年三月廿一日、開山堂棟札に、一老延命院と共に明王院、五大院、寶藏院、阿彌院、多聞院、五智院、花嚴院の八院をのせ、天保三年鑄鐘銘には五大院、明王院、花乘院、多聞院、花嚴院の五院となり、明治七年の調査には、五大院、多聞院、華嚴院、明王院、阿彌院となりて今日に至る。而も今日住職を有するものは華嚴院、明王院の二院のみにして、他は兼務住職をす。就中阿彌院は本堂のみ存し庫裡を有せず、惜しむべきなり。明治四年二月、上申書控によれば、伽藍及鎮守敷地、七千三百六十五坪、墓地八百四十八坪、橋諸兄公塚并堀地三千六十坪、不動堂敷地二百四十三坪、志阿彌塚四十九坪、行基淵即放生池百五十坪、尊塚千七十五坪、山林五千五百五十一

坪、寺脇百姓屋敷千七百坪、古畑六千五百十五坪、新畑一萬五千八百十坪、合計四萬二千二百七十六坪の寺地を有したりしが、多くは收公せられて、今は境内千九百三十一坪、境外地と共に約七千坪に過ぎず。前には久米田池を控へて、萬碧に一輪の月を宿し、後には林丘を負ふて、松籟常へに幽韻を弄し、老樹巨木參差して、堂塔を帶映し、幽雅清寂の境、人をして低回去る能はざらしむ。重なる建造物左の如し。

金堂 五間四面、單層四注造、瓦葺にして、本尊釋迦如來、脇立文殊普賢の兩菩薩を安置し、明和七年十一月の再建を傳へられ、堂内に松平定信筆「隆池院」の三字額を掲ぐ。

開山堂 桁行三間、梁行三間半、文政五年十二月の再建を傳へられ、行基菩薩の像を安置す。

御影堂 三間四面、文政七年十二月の建立を傳へられ、弘法大師の像を安置す。

聖天堂 方二間、嘉永七年八月の建立を傳へられ、大聖觀喜天を安んず。

毘沙門堂 明治七年三月の建立にして、本尊毘沙門天は、稱正成の深く尊信せしものを傳へ、以前は寶藏に收め置かれしが、僧淨心のとき、一字を建て之を安置せしものなりといふ。

厄除觀音 三間四面、行基菩薩四十歳のとき、災厄を除かんがため、自ら刻みたりといふ、千手觀世音を安置す。享

和三年十一月の再建を稱せられ、扁額「厄除觀音」は徳大寺實祖の筆なり。

樓門 二間四面、久米田池に臨み、寶永三年十一月の再建を傳へらる。扁額「龍臥山」は徳大寺實祖の筆なり。此の外鐘樓、茶場等あり。

鎮守社 春日神社を稱し、國內神名帳に「從五位上久米田社」あり。春日、八幡大神、菅原道眞を祀る、春日神の主神たるは、弘安五年五月三日の太政官符に、「春日神之爲鎮守也」云々あるにより明なりとす。大字池尻の村社たりしが、明治四十一年十一月二十五日、夜疑神社に合祀せらる。

當寺所藏の古文書類は、世に久米田寺文書と稱し、上は奈良朝より、下は足利末期に至るまで、各時代を通じ、國史の

徴證として、貴重すべきもの少からず。其の中にも、左の二十九通は、何れも國寶に指定せらる。

紙本墨書楠家文書、左の日附あるもの七通

- 正月五日 正平十二年九月二十日
- 正平十六年六月十九日 正平十七年五月三十日
- 七月十九日 延元三年三月十日

興國二年三月二十九日

紙本墨書久米田寺文書、左の日附あるもの十六通

- 文治三年八月日 同四年十二月日
- 同五年正月十一日 正治元年九月日
- 文曆二年二月十五日 正和五年十一月日
- 同五年十一月日 二月十日
- 正和五年十一月二十四日 同五年後十月十六日
- 八月七日 七月十七日
- 文保二年十一月日 元弘三年十一月二十六日
- 六月二十九日 正平十二年九月十七日
- 紙本墨書大塔宮令旨、後村上天皇繪旨、吉野朝將軍宮令旨、左の日附あるもの五通
- 正平十二年九月二十日 元弘二年十二月二十六日
- 九月二日 元弘三年十月三日
- 八月十三日

紙本墨書北畠覺空書狀、左の日附あるもの一通

十一月十五日

右國寶に指定せられたるもの、外、左記の古文書は、寶曆八年九月、大坂長堀茂左衛門町、奈良屋山邊彌兵衛雅詮が、多聞院亮雅の手を経て表装を寄附し、以て今日まで保存を全ふするを得たり。

- | | | | |
|--------------|----|-------------|----|
| 傳行基自記縁記 | 壹卷 | 白紙御繪旨 十九通 | 壹卷 |
| 薄墨御繪旨 十六通 | 壹卷 | 公武諸家書 十四通 | 壹卷 |
| 足利家累世君臣書 廿三通 | 壹卷 | 武家文及禁制札 十九通 | 壹卷 |
| 鎌倉下知狀 | 壹卷 | 太政官符 | 壹卷 |
| 舍利添簡 | 壹卷 | 安東氏寄附狀 | 壹卷 |
| 中興勸進狀 | 壹卷 | 沙門禪爾勸進牒 | 壹卷 |
| 隆池院鐘縁記 | 壹卷 | 寺領坪付 三通 | 壹卷 |
| 寺領流記坪付 | 壹卷 | 小出氏 書 八通 | 壹卷 |
| 寄進狀等 十五通 | 壹卷 | 根來氏 | |

右の外、佛畫、古經、古器物中著名なるものを舉ぐれば左の如し、就中仁王會曼荼羅、星曼荼羅、涅槃像等は明治廿四年七月三日、九鬼寶物取調委員長より優等の鑑査狀を受けたるものなり

- | | | |
|---------|--------|----|
| 傳唐一行禪師筆 | 仁王會曼荼羅 | 一舖 |
| 同 | 星曼荼羅 | 一舖 |
| 傳日兆筆 | 涅槃像 | 一舖 |
| 傳巨勢金岡筆 | 兩界曼荼羅 | 二舖 |

三、寺院・寺院址

- 傳宅摩法眼筆 同 二鋪
- 傳智證大師筆 不動明王八大童子 一鋪
- 傳明惠上人筆 華嚴會曼荼羅 一鋪
- 弘法大師墨跡瑜伽論第六十七之卷 覺深添簡 一通
- 同 一部八軸
- 紺紙金泥法華經 傳光明皇后 二二
- 紺紙金泥開結經 二粒
- 佛舍利 添簡附 六領
- 開祖行基遺服

國寶文書中著名なるもの二三、當寺に久米田池との關係を知るに足る禁制を左に示すべし

○大塔宮護良親王令旨

和泉國久米田寺住僧等、抽御祈禱之忠勤之上者、於當寺并寺領者、可被停止官兵狼藉者、依大塔二品親王令旨、執達如件、

元弘二年十二月廿六日

左少辨隆貞奉

明智上人御房

○楠木正成書狀

當寺并於寺領等、不可有官兵之狼藉由事、令旨申進候、此上者彌可令抽御祈禱之忠勤、賜候哉、恐惶謹言、
(追筆) 一元弘三 正月五日

左衛門尉正成(花押)

進上 久米田寺侍者

楠木正儀奉書

和泉國久米多池堤興行事、任先例、可被加修固也、仍執達如件、

正平十六年六月十九日

(正儀) 左馬頭(花押)

隆池院長老

小鳥備中守禁制

禁制 久米多寺

一不可山林之用木任雅意伐取、若池大破時任往古之例、可經寺家於案内事、
一魚川水事、任被定置本願行基菩薩之分量、專可被守其跡事、
一殺生禁斷事、勅裁并關東六波羅之御下知明鏡也、然而放逸之輩、不憚寺邊、或臨池水捕魚鳥、或入山林狩猪鹿云々、自今以後堅可有禁遏事、
右條々且守本願菩薩之御意趣、且任公武代々之支證、當寺四至之内、堅可被制斷、若於違亂之輩者、嚴密可處罪科之狀如件、
應永參年六月日 備中守(花押)

久米田寺觀楓

石橋雲來

一夫如洗寸眸中

不似牛山醉對楓

晴色映衣秋澗水

奇香撲鼻露柑風

三、寺院・寺院址

祇園松老髯猶錄 寶井魚肥鬚更紅
我興寺僧原有舊 假來獅座好參同

久米田寺境内、境外地の古碑

天正地藏石像 本堂の南にあり。蓮華臺と共に一體を爲し、高さ四尺一寸、巾中央部一尺七寸三分の浮彫にして、左側に、天正三年乙亥十一月□日、右側に、久米田寺云々の文字見ゆ。

永祿板碑形碑 寺後の墓地にあり。高さ二尺九寸、巾一尺四分、厚さ二寸六分、表面中央上部に、圓を描き、其の中に梵字を刻し、下部に「(印カ)感大徳」、左右に「天文九年庚子卯月五日」を鐫す。

天文板碑形碑 同所にあり。高さ一尺八寸二分、巾八寸五分、厚さ二寸、表面中央上部に圓を描き、其の中に梵字を刻し、下部に「(雨カ)實大徳」、左右に「永祿九年」(四カ)(廿七カ)「月□日」を鐫す。

天文供養碑 久米田寺の南、牛瀧街道に接し、板碑形の一碑あり。高さ三尺、巾一尺六寸五分、厚さ二寸七分、上半折れて所在を失ふを以て、全文明ならず。雖も、中央に、妙典奉南無妙法蓮華經一千部供養の文字見え、其の左右に、天文六年丁酉三月廿四日を鐫し、更に月日の上に、井上民部兼氏、逆修等の文字あり、も溝石として使用したりしを、大正五年の夏、之を發見し、現今の位置に据へたるなり。

三石塔 天文供養碑に並びて、三基の五輪塔あり。何れも同形にして、一字を刻せず、和泉名所圖繪に、「聖武天皇、光明皇后、龜山禪定の墳墓也」あり。蓋し追福の爲に建てしものなるべし。

正福寺 北掃守村大字春木

遍照山攝取院西福寺は、淨土宗智恩院末にして、阿彌陀如來を本尊とす。創開の年代詳ならず、或はいふ、邑の南方

の額塚は、當寺創開の檀那の墳墓にして、寺はも三里春木にありしが、天文年間、重蓮社燈譽上人今の地に移し、之を再興せり。上人は伊勢國山田の人にして、かつて胎内にありし時、其の母歿せしかば、或人鎌を以て腹を斷ち、上人を出せり。故に出家の後、人呼んで鎌上人といへり。當代の碩徳にして、天文十三年正月、宗祖三百三十三回忌の唱導師となり、紫衣の勅許を蒙り、智恩院一日住持格となる。上人久しく和泉に留錫して、感化教導につこめ、本寺中興の外、堺の旭蓮社、大澤の轉法輪寺、佐野の上泉寺、極樂寺の極樂寺、王子の長泉寺、名城の安養寺等を中興、又は創建し、後攝州太田の安養寺を開基し、永祿二年二月晦日を以て入寂せり。再興當時は、寺域方二町を超え、濠を設け、堤をしつらへしが、豊臣秀吉に境内を縮小せられて、二町餘歩となり、大坂の役、大野道天の兵火にかゝり、方丈一字を除く外、悉く鳥有に歸したり。延寶年間、法譽上人の時、永壽院僧存貞、祠堂金拾貫餘を寄附し、之に四十五ヶ村の檀徒の奉加を加へて、桁行九間、梁行十間の本堂を建てしも、寺域は昔時に比し減少せり。玉譽上人に至り、四方に土壁を築き、建築物の新營修補行はれ、則譽上人の時、庫裡、書院、鐘樓、表門成り、寺觀一新したるもの、如し。現在境内千五百坪、本堂の外、庫裏、書院、集會所、土藏、鐘樓、表門、地藏堂、鎮守堂、納屋、廊下等相連り、粉壁は四方を繞り、本堂は巍然として中空に聳え、結構壯麗にして、泉南に於ける巨刹の一なり。境内老木二あり、一は老松にして、花立松又一本松を呼び、周圍一丈六尺、高さ八間、沿海航行者の目標となる。一は伊吹柏楨にして、周圍一丈、高さ七間、堂前に亭々たり。寺寶に應永三十年の裏書ある十六羅講像十六幅、文明十四年の裏書ある十六善神壹幅、天文十八年燈譽上人自講自講讚像壹幅、天文廿四年の裏書ある曼荼羅壹幅、傳惠心僧都七幅三尊壹幅等あり。

泉光寺

土生郷村大字土生

土生部落の東方、字山下にあり。天瑞山を号し、臨濟宗妙心寺末にして、觀世音菩薩を本尊とす。寛永十年三月、岡部美濃守宣勝、濃州大垣より、封を播州龍野に移すや、臨濟宗の精舎を創建して、菩提所をなし、雄心寺といひしが、十三

三、寺院・寺院址

年六月、攝州高槻に轉ずるに及び、寺亦移されて、高槻にあり、十七年九月、更に岸和田に移封するに共に、復たび移されて、岸和田にありき、然るに宣勝は、寛文元年十月、六十五歳を以て致仕し、別邸を此の地に構へ、愚眼を號し、専ら讀書風月を友として、餘生を送りしが、八年十月死に臨み、遺言して、骸をここに葬り、且邸を寺になし、以て菩提所となさしむ。其の子行隆、遺命を奉じ、雄心寺を移し、宣勝の法号、泉光院殿鐵外可堅大居士に因みて、泉光寺と改稱す。されば人若し此の地を訪はば、一見して、其の建築の、寺院様式にあらざるを奇すべし。天保年間の調査によれば、寺領百石、寺域四千三百七十七坪を算す。喬々たる老松、半空に聳え、蒼々たる老樹、一區の幽境を劃し、土地高燥にして、眺矚亦捨てがたきものあり。

岡部氏墓地 寺の東南に、花崗石を敷き詰めたる一區劃は、岡部氏累代の墳墓地にして、岸和田藩主にして、寛永より、明治初年に至る、十三代中、七代の英靈、并に一族功臣の魂魄、靡々たる松聲を耳にしつゝ、長へに眠れるところなり。

- 第一代 美濃守宣勝、法号泉光院殿鐵外可堅大居士、寛文八年十月十九日卒、七十二歳、
- 第二代 内膳正行隆、法号最乘院殿仁叟紹慶大居士、貞享四年十二月廿五日卒、七十一歳、
- 第三代 備後守長泰、法号雲祥院殿靈嚴瑞應大居士、享保九年七月十七日卒、七十五歳、
- 第四代 内膳正長敬、法号峻徳院殿義山崇信大居士、享保九年七月廿五日卒、四十五歳、
- 第七代 美濃守長修、法号大慈院殿仁溪智謙大居士、寛政七年十一月廿五日卒、五十歳、
- 第十代 内膳正長和、法号源量院殿寛道宗惠大居士、嘉永三年九月廿四日卒、四十四歳、
- 第十一代 美濃守長發、法号要立院殿諦道宗觀大居士、安政二年二月十四日卒、二十二歳、

願 泉 寺

具塚町

金原山真教院願泉寺は、一に貝塚御坊といふ。本願寺東派に屬し、又西派を兼ね、阿彌陀佛を本尊とす。貝塚は、往古五町餘の松原にして、白砂に一字の寺院ありしが、年久しく、住僧を缺ぎ、法燈漸微にして、唯僅に餘光を保つに過ぎりしが、天文十九年、僧卜半齊了入りて之を中興す。了入姓藤原氏、日野權大納言内前の次子にして、幼名を幸丸といふ。大永七年二月十三日、父内前の洛西川勝寺に戦歿するや、新井川宰相唯光の從臣、菊川隼人佐宗輝に伴はれ、和泉國日根郡佐野川村に隠れ、享祿四年、紀州根來寺福永院に入り、出家して右京坊と改む。其の門葉の高きと、才徳の勝れたるにより、貝塚の住人富田頼雄に招かれ、當寺の住職となり、卜半齊了入と稱す。了入拮据經營、再興の目的を達するや、深く本願寺顯如上人に歸依し、これまでの密宗をすて、真宗に移り、寺号を願泉寺と改め、大に宗風を作興せり。適本願寺の織田氏と兵を構ふるや、兵禍にかゝり、堂宇民屋烏有に歸せしが、和議成立したるを以て、天正八年、一旦離散したる老若、了入と共に、志を勵まし、新に本堂を建て、板屋道場といふ。天正十一年七月、顯如上人紀州より來りて、宗祖の畫像をここに安置してより、十三年八月、大坂天滿に移るまでの三年間は、門徒の渴仰甚しく、門前市を爲し、住來織るが如く、貝塚の戸口次第に繁榮したる時なり。上人滯在中の日記は、世に貝塚日記と稱し、現に東本願寺にあり。上人此の地を去るに臨み、親鸞、證如兩上人の繪像を寄せ、且將來席を一家に同じし、式を本寺に準すべき命あり。是に於て貝塚御坊の基礎鞏固なる。豊臣秀吉、天正十年、柴田勝家と争ひ、十二年徳川家康と長久手に戦ひ、十三年紀州根來寺征伐の擧あり。卜半此の間に介在して、折衝宜しきを得、秀吉より、願泉寺内に於て軍人の狼藉を停止するの令を受け、境内の秩序を維持するを得たり。徳川家康の勢を得るや、了入故ありて、其の殊遇を受け、方四町の坊境を得、慶長七年七十七にして入寂す。是より貝塚は卜半領となる。慶長十五年、改めて貝塚本願寺卜半寺内諸役免許の状を受け、大坂の役前、火藥を集め、濠を設け、陰に徳川氏の爲に圖るところあり、元和元年四月、淺野長晟、兵八千を率ひて紀伊を出で

大坂に向はんこするや、大坂城より、塙直之等を先鋒として、榎井に遯へ討たしめしが、主將大野主馬助、願泉寺に宴し、時機を失し大敗す。こゝを以て更に徳川氏の恩賞にあづからんこせしに、家康の薨去にあひ、其の事を果さざりしこいふ。以來法燈相受くるここ十數世、以て今日に及べり。寶永六年三月、輪王寺宮の院家となり、世々其の得度を受け、眞宗教義の外、總て其の指揮を仰ぐ。幕末維新の際、住僧了諦あり、學に篤く、春生隨筆を編し、和宮東下に關し、岩倉具視塾居するや、其の徒、富小路政直を寺内に保護し、明治元年、玄米を朝廷に奉り、王事に勤む。境内三千七百八十坪を算し、寛文年間造營の本堂は、方十三間の廻縁付にして、高く半天に聳え、傳行基作の阿彌陀佛は、錦帳綾纒の裡にあり。脇壇には、聖德太子、親鸞上人、及七高僧の畫像を掲げ、「金涼山」「泉南無雙禪刹」の二扁額は、金色燦として、堂内に輝けり。本堂の外、四脚門、鐘樓、鼓樓、茶場、志納所、經藏、土藏、庫裡等各處に點在す。庫裡は、嘗て紀州侯參勤交代の本陣たり。願泉寺は寺格の高きのみならず、貝塚の地頭として、政務を處理するを以て、其の結構壯大なり。堂後に一小池こ、巨松こあり。小池には、昔顯如上人、滯留の際、双岐の蓮を生ぜしを以て、人皆之を奇こせしに、幾千もなくして、本願寺東西に分れしかば、初めて其の前兆たりしを知りたりこいふ。巨松、名を姫松、又は千古の松こいひ、周圍二丈、高さ十一間、枝極疎々として、廣く地上に垂る、六百年の樹齡を保つこいふ。毎歲十一月報恩講を行ふ。幾萬の信徒、途の遠近を問はず、車馬絡繹として、來り詣し、市街は不夜城こ變じ、讀誦の聲遠く響きて、曉に徹するを常こす。

寺寶は、本尊を始めとして、傳聖德太子自作の立像、傳行基自作の座像、傳伏見天皇宸翰の舍利講式、傳弘法大師筆稱讚淨土經、傳中將姫筆稱讚淨土經あり。又卜半家所藏の古寫本、記録、文書少からず、世に願泉寺文書稱するものを擧ぐれば、

- 康和四年十月十五日 和泉國司廳宣寫
- 康和五年二月廿一日 感神院所司等解
- 長治元年四月十六日 感神院所司等解

- 天仁元年十月日 大別當行圓解
- 長承元年 自十月八日 顯時日記
- 自正應五年十一月廿日 護摩修法次第書(斷簡)
- 至永正元年三月十二日 桂林院由來書
- 永仁六年六月日 前右大臣記(龜山院)
- 嘉元三年九月十七日 以上七通一卷

- 年月日未詳 女房奉書寫
- 永徳元年四月三日 東洞院別當宣案左近將監 範氏奉
- 永徳元年七月廿九日 土御門宣方返事案
- 延文二年十一月十日 院宣案四條隆隆奉
- 延文二年十一月廿日 西園寺實俊施行狀案
- 文保二年六月廿日 關東下知狀案
- 文保二年九月十三日 六波羅下知狀案
- 建武三年九月六日 足利尊氏感狀
- 文和三年閏十月十一日 軍勢催促狀
- 貞治六年九月十日 足利義詮御教書(澤一族)
- 享徳元年十二月廿六日 任尊應權僧正宣旨
- 文明十二年十一月廿一日 御影堂建立記
- 明應二年四月十四日 天台座主職辭表

文中二、永正十五年、應永六年六月ノ記事見ユ

(永正年間カ)

(寫永正年間カ)

(天文年間)七月廿日

(天文十一年月日カ)

(天文年間)十月十四日

天文廿四年六月廿六日

天文廿四年七月二日

天文廿四年七月五日

永祿四年七月廿七日

元龜三年七月朔日

(元龜天正年間)

天正三年八月四日

(天正三年)八月四日

天正三年月日

天正四年七月廿九日

(天正四年)四月十九日

(天正八年)閏三月廿七日

中堂供養次第書

於御門跡外様兒出家事書寫

鳥居小路經厚法印筆

於御門跡外様兒出家事書寫

尊鎮書狀

三條西公條消息

萬里小路惟房書狀

金剛幡院眞永書狀寫

東寺寶菩提院亮惠書狀寫

山科言繼書狀寫

後奈良天皇繪旨寫

右近大夫沙彌定秀連署禁制

織田信長書狀(寫カ)

織田信長書狀(寫カ)

正親町天皇繪旨(寫)

經元外四名連署狀寫

正親町天皇繪旨寫

正親町天皇繪旨寫

江戶重通書狀寫

本願寺顯如書狀

(天正八年カ)六月廿九日

(天正八年カ)八月十二日

(天正十一年カ)十月廿七日

(天正十一年頃)三月九日

天正十三年九月六日

天正十四年五月十日

天正十四年五月十日

天正十五年五月十九日

(天正十五年カ)三月廿四日

天正十七年九月五日

天正十八年九月十七日

(文祿二年)正月廿七日

(文祿年間)十月七日

慶長五年九月廿一日

(慶長七年)二月七日

(慶長十一年カ)七月七日

慶長十五年卯月十四日

慶長十五年八月八日

(慶長十五年)八月廿日

根來惣分沙汰所快秀書狀

勢傳清尊連署狀

羽柴秀吉書狀

羽柴秀吉書狀

羽柴秀長書狀

正親町天皇宣旨

尊朝宣旨請文

富田賴雄和泉貝塚願泉寺由來書

前田玄以書狀

後奈良院聖忌御願文章

祇園塔供養次第書

小松秀政書狀

木下家定領知目錄

德川家康禁制

本願寺教如書狀

板倉勝重書狀

百姓等連署上書

片桐且元書狀

片桐且元書狀

十二月四日

徳川家康書狀

(慶長年間)十二月十八日

宗光寺天海書狀

元和二年八月五日

正親町院聖忌御願文案

十二月廿三日

尊純書狀

寛永元年三月廿五日

行幸次第書

(寛永十三年月日)

勘例草案(親王王孫ニアラスシテ親王御猶子タルノ例)

(寛永十三年)正月十二日

尊純書狀案

(寛永十三年月日)

勘例留(親王王孫ニ非スシテ親王御猶子タル例)

巳七月朔日

満泉寺由緒書上

五月十四日

満泉寺由緒書下

(年月日未詳)

願泉寺由緒書

願泉寺古鐘 鐘櫻にあり。泉南郡中屈指の名鐘とす。高四尺二寸五分、徑二尺二寸二分、後堀河天皇、貞應三年二月(十一月元仁と改元す)の鑄造にして、今より七百年前のものなり。はじめ大和箸尾郷辨才天村大福寺の有なりしが、後花園天皇、康正二年、和泉國南郡木嶋庄水間寺に移り、更に正親町天皇天正十三年、卜半齊了入の時買取りしものなり。梵字二十三字を以て、光明眞言を刻し、次に「大和國、廣瀨郡箸尾郷、大福寺□鐘也、貞應三年甲二月日、願主圓阿彌陀佛、」次に「和泉國南郡木嶋庄、水間寺推鐘康正二年丙卯月七日、日仁買取也、願主一阿彌陀佛、」次に「水間寺より、海塚之寺内、令實得也、願主卜半齊、天正十三年乙酉十一月三日」を鑄す、豊臣秀吉禁制左の如し

泉州海塚寺内

禁制

一軍勢甲乙人亂妨狼籍事

一陣取放火之事

一對地下非分族申懸事

右條々堅令停止訖、若於違犯輩者、速可處嚴科者也、仍下知如件

(秀吉)

(花押)

天正十三年三月日

吉祥園寺

南近義村大字王子

吉祥園寺は、大字王子の邑中、字中出にあり。京都眞言宗御室派眞乘院末にして、十一面觀音を本尊とす。創開の年代詳ならず。後鳥羽院熊野御幸記、建仁元年十月七日の條に、

又前陣參_ニ鞍持王子_ニ又馳入_ニ畫養所_ニ吉祥音寺云々

とあれば、其の二王堂は、後鳥羽院の御畫食を召されし由緒を存じ、七百二十餘年の昔は、巨刹たりしならん、桁行二間半、梁行二間の小本堂と、藥師堂、庫裡を存するのみ。されど小高き二百八十坪の境内は、荒涼の中にも、何もなくものさびて、舊刹の餘芳今に存するを觀るべし。寺寶に十六幅の羅漢講像あり。

正福寺

南近義村大字地藏堂

寶幢山正福寺は、眞言宗仁和寺末にして、三間四面、廻縁附の本堂一字、荒寥たる境内に、往時の盛況を語るあるのみ。正福寺は、昔の勝軍寺の遺址にして、勝軍地藏を本尊とせしを以て、或は地藏堂といふ。大字地藏堂の名も亦之に因

三、寺院・寺院址

るなり。淳和天皇の時、山城國愛宕山に摸し、寶塔、涅槃堂、藥師堂、鐘樓、浴室、四門六坊を創建し、壯麗なる巨刹なりしが、永祿年間、三好の兵火にかゝり、堂塔悉く烏有に歸し、僅に舊礎を残せるのみなりしが、後再興して、今の寺名に改め、仁和寺末となり、貞享四年、岸和田藩主岡部長恭、寺料として新田一町歩を寄せられ、法燈を維持したりしが、維新後再び頽廢して、今日に及べり。熊取村野田神社の宮寺、東圓寺の本尊遷されて、今に存すといふ。伽季素免獨語に、
 あが六代のミをつおや 左衛門佐榮昌院 (慶長元和頃の人) が日記のうちに 天應のころ、慶俊といふ坊首、將軍地藏 意嚴道哲禪定門 といふこゝをいひ出したり。其弟子宗俊といふもの、近木の地藏堂に住て、將軍地藏の像をつくる。この時より、寺もさかえて、門前に百姓もつさひ、いつしか一村こなれり。酉のこしの亂にやけしのち、今は講あり、ゆえにもこハ將軍地藏村といへり。今の地藏堂村なりとあり。近きころ、この慶俊がこゝを、俗説辨に記せしを見てぞ、正説にやこおもひき。

こあり。参考の爲こ、にかゝ。因にいふ、地藏堂の名は金井文書中慶長十八年九月三日の小出大和守の知行目録に見ゆ。興正菩薩感身學正記に曰く、

正嘉元年丁巳三月上旬、著和泉國近木郷、於地藏堂講菩薩十重戒、七日之夜、高野圓達房等一千百七十三人授菩薩戒。

神 於 寺 東葛城村大字神於

神於部落を貫通する、牛瀧街道支線より、北折するこ二町、神於山の南麓にある精舎なり。寺傳によれば、白鳳十二年、役行者の開基にして、光仁天皇、寶龜五年、勅宣により、僧光忍之を中興し、七堂伽藍を建て、一百の寺院、西の谷、東の谷、及院内の三ヶ所に軒を並べ、張を競ひ、其の結構雄大を極めたりといふ。後村上天皇、正平五年七月、吉野朝に屬し、淡輪助重、河井に一坂に戦ひしこゝ、淡輪文書に見ゆ。當時隱然たる一勢力を有したるを知るべし。永祿年間、

根來寺と、三好氏と、泉州に相争ひし時、根來寺に屬し、根福寺を援けしこゝは、根福寺城址の條に説きたり。降りて、天正十三年、豊臣秀吉、根來征伐の時、兵火に罹り、多くの寺領は盡く没收せられ、常住坊、僅に二院を剩すのみ。寺運の頽廢、其の極に達せしが、文祿三年の檢地に當り、山林十八萬二千坪は、除地となり、又有租地百石の、諸役免除の恵に浴せしを以て、漸く復興の緒に就くを得たり。天正十九年九月、小出秀政、供御田として、荒田一町を寄進し、貞享四年、岡部長泰、神於寺權現宮御供料として、新畑三反を寄せ、歴代領主の保護を受けたりしも全く、舊觀に復するを得ざりき。天明六年には、三藏、高室、眞藏、萬福、圓藏の五院は、頽廢して舊礎を残すに過ぎず、禍智、中性、正藏、正明、寶壽、福藏、谷室の七院は無住となり、在住院は、僅に竹園、普賢、吉祥の三院となる。天保年間には、別當福智院の外、竹園、三藏、吉祥、中姓の四院となり、常住坊二院を加へたりしも、維新後は、愈衰へて僅に福智、正明の二坊となる。本堂に通ずる、道路の左右に、石垣を築きたる、幾段の垣地あるは、悉く古坊舎の遺址なりとす。本堂、行者堂、共に舊址僅に存じ、唯大日堂、不動堂、鐘樓の滿目荒涼の中に、點在するあるのみ。大日堂は、桁行四間、梁行四間半、大日如来を安置し、今は神於寺の本尊たり。元本堂にありし本尊千手觀音、脇佛、文珠、彌勒の兩菩薩、移してこゝにあり。不動堂は、桁行二間、梁行三間半、不動明王を安置し、元行者堂にありし、役行者を併祀す。鐘樓は、方一間半に過ぎず、貞享年間、改鑄の梵鐘、時に幽音を響かせて、榮枯盛衰の理りを語るに似たり。

寺寶に、神於寺緣起二卷、傳役行者修法用の松蟲、鈴蟲の鈴、及法螺貝あり。法螺貝は、高麗傳來と稱し、寺寶中の逸品とす。長さ一尺二寸五分、もこ紀三井寺の寺寶なりしが、後鳥羽帝召されて、宇治法藏に移し、後覺鏡上人に賜はりしを、上人更に之を高野山傳法院に納めたりしが、故ありて、當寺の寶庫に移されたり。然るに戰國時代の變亂に際し、一時所在を失ひしが、永正三年、堺の僧良泉の篤志により、再び當寺に復歸したるものにして、其の由來は、當寺所藏の法螺貝緣起、并に良泉寄進狀に詳なり、寄進狀に曰く、

泉州神於寺重寶之御貝、并支證之物、其外色々依今度一亂、被取失候之處、於堺松坊、武藏僧都、令調法安

置仕候、就根來寺京都申合被^(カ)致訴訟候之間、可^(カ)返渡之由、數度從^(カ)京兆様被^(カ)仰出申分子細、干^(カ)今雖留置申候、爲^(カ)寺家御重寶上者、初而拙者所奉寄進也、仍觀音院、光明院、重藏院、正明院、織順房、此貝體^(カ)ニ渡申候、未代我等對^(カ)寺家忠節之段、被^(カ)成其御心得、爲^(カ)行人衆中可有^(カ)御進退事肝要候、仍寄進狀如件、

永正參西潤十一月廿八日

武藏僧都

良 泉 (花押)

神於寺行人泉御中

古文書の重なるもの并に前に引用せる淡輪文書左の如し

天正十九年九月十三日 小出秀政供御田寄進狀(寫)

慶長十八年九月三日 小出吉英書狀

慶長十九年正月廿日 村尾重俊書狀

寛永元年七月廿八日 松平國防守書狀

寶曆七年三月十五日

中興右衛門 連 署 狀
久野三郎兵衛

淡輪文書

和泉國御家人淡輪彦太郎助重申軍忠事

右は敵等、楯籠當國神於寺之間、馳向、去月二十三日、於河井口一坂、進一陣、致合戰之忠節、追拂御敵等、北條、神保二郎左衛門尉、被見知者也然早爲賜御證判、粗言上如件、

觀應元年八月 日

承 (畠山國清)
了 (花押)

慶寶勝權現社 神於山は、岸和田の東南に位し、標高二百六十四米の獨立の高地にして、高からず、低からず、最も眺望に適したる、絶勝の地なり。山上、布引社あり、寶勝權現を祀る。故に寶勝權現社とも稱へ、又金峰、熊野、宇佐、白山權現を合祀したるを以て、五社權現ともいふ。神於寺の鎮守なり、末社に、辨才天、天野、八大龍王、白髮大明神あり。和泉志に「神於神祠神於山嶽今稱寶勝權現權現ニ傍有觀國塚」^(カ)とある、觀國塚は、即ち八大龍王社の所在地とす。大正二年四月二十二日、何れも大字河合の東葛城神社に合祀せらる。

木積觀音堂

西葛城村大字木積

昔僧行基、菅原寺を大和に建立して、本寺をなし、近畿に四十九院を設け、其の末寺をなさんご欲し、用材を橋諸兄の所領、木嶋谷の柚山に求めし時、材木を蒐集したる地を木積といへりごぞ。觀音堂、一に釘無堂と呼び、寺傳によれば、神龜三年、聖武天皇の勅願により、僧行基の創めし、觀音寺の遺址にして、其の昔、七堂伽藍、楹を並べ、軒を連ね、行基自ら觀音像を彫りて、こゝに安置し、壯觀無比なりしが、足利氏の時、山名大内の二氏、紀泉の間に兵を構ふるに際し、兵火に罹り、堂宇空しく灰燼に歸し、佛像は池中に投じ、幸に其の災を免る、を得たりご。ついで、天正十三年、豊臣秀吉、根來征伐の時、再び兵燹の厄に逢ひ、僅に觀音堂一字を剩すのみ。徳川氏に至り、岸和田藩主岡部宣勝往古の由緒を追想し、本堂修覆料として、山林五町歩を寄せられ、岡部内膳正、亦新田二反五畝歩を加へられ、又心譽蓮求の寄附金を以て、新田を起し、以て維持費に充てしが、堂宇佛像の修理、相尋いて起り、安政四年の大修繕に、經費を要するご夥しく、其の後も、數度の修理に、山林田地を失ひ、次第に頽廢して、維新後、一時校舍に代用したるごあり。明治二十二年、遂に廢寺となりしが、二十三年二月保存資金壹百圓を下賜せられ、三十六年四月十五日、特別保護建造物となり、大正三年一月、孝恩寺に合併せられ、其の境外佛堂となり、大正五年三月より、國費九千七十圓を投じ、大修繕に着手し、翌年功成り、輪奐の美舊に復するを得たり。

堂は、方四十二尺四寸、軒高十三尺四寸、棟高三十尺八寸、單層寄棟本瓦葺、四方に廻縁を施し、段組石壇上にあり。

軒は二重繁樑、斗拱は和様の出組、其の出組の斗の上方に、一種の裝飾的の線物を附加し、正面のみ、斗拱の間に蕤股をつく。内部は、内外陣に分れ、天井は鏡、床は總拭板張、内外陣の仕切には、菱組の欄間を作り、内陣の中央に、須彌壇を設け、須彌壇の左右、及後方に、床を設け、こゝに等身大の佛像を、所狭きまでに安置す。正面三間は、棧唐戸、其兩端に左右側面三間は、櫺子窓、後面中央一間は棧唐戸、其の他の部分は壁張りす、此の建築物の特質は、其の一般の概形に、細部の組物に、蕤股に、鎌倉盛時の特色を發揮し、特に出組の斗の上方に、一種の裝飾的線物を附加したるは、他に類例なきところ、之を木積觀音堂線物として稱讚する、故なきにあらず。修理工事中、發見したる屋根瓦に、「大永七年三月廿三日カハラ」銘あるものは、嘗て足利中期に修理せられたるを證すべし。

木積觀音堂は、其の建築に於て、鎌倉時代の雄健なる特色を、發揮するに同時に、堂内に安置せる佛像は、和泉志に「堂中安置大佛像二十一軀」ありて、優秀なる作品多く、其中、奈良朝より、平安朝初期頃の作にかゝる、左の十四軀の佛像、及塔婆形着色板繪一面は、大正二年、國寶に指定せらる。

- 板繪着色天部像 一面
- 木造文珠菩薩立像 一軀
- 木造釋迦如來坐像 一軀
- 木造藥師如來立像 一軀
- 木造彌勒菩薩坐像 一軀
- 木造聖觀音立像 一軀
- 木造十一面觀音立像 一軀
- 木造地藏菩薩立像 一軀
- 木造虚空藏菩薩立像 一軀

- 木像普賢菩薩立像 一軀
- 木像難陀龍王立像 一軀
- 木像跋難陀龍王立像 一軀
- 木像多聞天立像 一軀
- 木像帝釋天立像 一軀
- 木像辨財天立像 一軀

觀音堂境内、齋原川に臨める一隅に 貞和、天文時代の三碑あり。

貞和四年の五輪塔 貞和は北朝の年号にして、其の四年は、後村上天皇正平三年に當る。高さ三尺六寸五分、其の方柱縦八寸三分、横一尺三寸、厚一尺三寸にして、左右に「貞和二年戊子」七月十四日」刻す。正平三年は、楠木正行四條駿に戰死し、吉野行宮焼かれ、吉野朝の勢力に一頓挫を來したる時にして、其の北朝の年号を使用したるは、適此地が武家方に屬したる一證すべし。

天正寶篋印塔 高さ三尺九寸、其の方柱縦二尺三寸、横一尺八分、厚一尺八分、「于時天正四年八月吉日」刻す。

天正板碑式碑 高さ三尺七寸、巾廣きころにて、一尺六分、狭きころにて、九寸五分、上部尖端を爲す。文字多く缺壞して、讀み難し、中央に、「南無阿彌陀佛」、左右に「于時天正五年丁丑」八月□□□□木積村」あり。

水 間 寺

木嶋村大字水間

龍谷山、水間寺、觀音院は、聖武天皇の勅願により、天平年間、僧行基の開創せしころ、所謂行基四十九院の一なり。元無本寺なりしが、今は天台宗延暦寺の末寺なる。其水間寺を稱するは、齋原より發する齋原川に、大川より發する大川に、相會する地點にあるを以て、觀音院は、本尊聖觀音なるを以て、龍谷山は、聖武天皇、靈夢に感じ、僧行基を此の

合成寺

熊取村大字野田

成合部落の東五町にあり。土地高燥にして、三面山を繞らし、一面遠く開け、眺望佳なり。創開の年月明ならず。熊取村中氏所藏の明應三年二月十四日、土地沽却券文に成合寺周愿の名見ゆるを以て、明應以前なること明なり。戰國亂離の世を経、寺運廢頽し、僅に觀音堂一字を存するのみなりしが、元祿年間、佐野の富豪、食野氏資を投じ、愚白を中興開山として、再興す。曹洞宗永平寺末にして、釋迦牟尼佛を本尊す。愚白、字雲山、肥後の人なり。月舟和尚に師事し、黄蘗木庵と親しく、加州前田侯に請ぜられ、瑞龍寺に居ること三年、後泉州に來り、岡部侯の敬仰を受け、晚年成合寺を再興し、其の德望近郷に遍く、化育數州に及びきといふ。元祿十五年二月十八日逝く、時に年八十四。其の事蹟續本朝高僧傳に詳なり。贊に曰く、

白公生于法運中興時、參見和漢數員大宗匠、深究第一義諦住二大利、轉大法輪、晚年閑棲、逍遙自適、行藏得處、保壽而逝、可謂道福全備、自他兼濟、世出間能事了畢也、嗟乎道門希有尊宿哉。
伽李素免獨語に曰く、

成合寺の開基愚白和尚は、桃水禪師としたりき。桃水はいつも愚白の貞行をほめ、愚白は常に桃水の徳をほめき。ある時、村民を成合寺に集へて、能登の總持寺に出火あり、此庭石に水をかけようとして、しきりに注がせけるに、しかくしみこみけり。數月の後、能登より使僧來りて、出火の時ハ、火消人足をたまはり、抜群のはたらき、忝きよしを謝しぬ。僊化の時、満山に蓮花咲出たり。水にだに其の種なからんには、生ふる事あるまじきもの、山に咬しこは、あやし、その花をりて、今に院にたくはへたり。もこより普通のものにあらず。この院に遊ばん人は、必見るべし。かゝる類の事猶多かり。

こ、事素より神怪に屬すべきも、其の德望高くして、衆人に威敬せられたるを知るべし。寺寶に支那曹洞嗣祖心越禪師墨

蹟、黄蘗木庵の愚白に贈りし詩幅、本多安房守政長出狀等あり。

上善寺

佐野町

享保三年十一月廿九日附、上善寺第十六世勸譽の由來記によれば、上善寺は、後柏原天皇永正九年、燈譽上人の創開にして、佐野町の西南海岸、字上善寺山こありしが、人里遠く、屢海賊に襲はる、を以て、後奈良天皇、天文三年、上人今の角花町に移し、建てたるものにて、寺地は、奥左近の寄附なり。故に人呼んで奥の寺といふ。白道山西岸院と号し、淨土宗知恩院末にして、阿彌陀如來を本尊す。境内千三百二坪、附屬墓地二百八十五坪、本堂・庫裡・觀音堂・鐘樓等其の結構壯大なり。本尊阿彌陀佛は、傳慈覺大師の作にして寺寶に傳惠心僧都筆、來迎佛畫像、傳宅磨法眼筆、阿彌陀如來畫像、傳周德筆、文珠大師畫像、燈譽上人筆、住吉明神畫像、同開山上人畫像、南岳悅山筆「上善寺」の三字額あり。燈譽上人は、世に鎌上人と稱し、泉州地方の淨土宗興隆に偉功あり。大澤の轉法輪寺、阿間河の極樂寺、貝塚の上善寺、王子の長泉寺、名越の安養寺、皆上人の開創にして、春木の西福寺亦上人の中興するところなり。天文十三年、宗祖法然上人の三百三十三回の遠忌に當り、上人請せられて、大法會の唱導師となる。是を以て、知恩院燈譽上人の執奏により、青蓮院二品親王、令旨を下し、上人を知恩院の住職とし、紫衣を賜ふ。二品親王の令旨、并に德譽上人の書狀、現に當寺にあり左の如し。

當院住持職事、任當任附與之旨專興隆應先例可被着紫衣之由、
青蓮院二品親王御氣色所候也、仍執達如件、

天文十三年正月廿五日

法 橋（花押）奉

智恩院燈譽上人御房

三、寺院・寺院址

徳令啓候、抑鼻祖大士三百卅三回忌、當日之唱導、御執行候事、冥感之至候哉、就其紫衣着用之段、執奏之處、無別儀、預勅許、被遂參由、剩以當院住持職之儀、被表入院儀式事、前代未聞規模、來世亦不可有比類候歟、仍而硯一面、端溪石同一軸、前圓法親王御詠學送獻候、萬端時尾法然寺、申合候條、不能委悉候、恐々謹言。

仲春念九

徳

譽(花押)

旭蓮舎

燈譽上人參る 侍者御中

光 妙 寺

旭蓮舎

佐野驛の南方、字西千振にあり。京都日蓮宗妙覺寺末にして、正平十三年(北朝延文三年)大覺大僧正の開基なり。大僧正、諱は妙實、字は月光、大覺三號す。關白近衛經忠の男、はじめ嵯峨大覺寺に入り、金剛乘を慕けしが、一日洛に出て、僧日蓮の高足、日像の法華宗を、京都に弘布するに會し、其の法筵に出入し、忻然悟るころあり。忽ち師弟の道契を結び、密宗を棄て、日蓮宗の人となる。時に年十七。其の後、日夕日像に親炙し、研鑽の勞を積むこ多年、専ら紀泉兩國の布教に従事し、諸人の歸依するもの次第に多く、一字を此處に創建して、本覺山、大覺院、妙光寺といふ。本尊傘の内曼荼羅は、大僧正の嘗て勅を奉じて、桂川の邊に雨を祈りし時、之を傘の内に安置し、祈請をこめしに、雲時にして、豪雨沛然として臻り、靈驗あらたかなりしかば、其の紀泉布教の際にも、時々路傍に傘を立て、曼荼羅をかけ、題目を唱へ、以て教化に力めたりといふ。毎年五月二日卯の刻、開扉の外、秘佛として人に示さず。かくて法燈一時隆昌なりしも、戰國亂離の世となりて、次第に衰へ、堂宇の廢頽愈甚しかりしかば、日近上人之を再興し、尋て日遙上人繼くや、天和二年、本堂、方丈、庫裡を再建し、稍面目を一新するを得たり。貞享三年八月、岸和田藩上大夫、中俊晴、字傳婆羅の新田五反七畝歩を開發寄附し、以て祖先の冥助を祈る資に供し、貞享四年五月、岸和田藩主、岡部長泰、境内方一町を

除地とし、境外地の課役を免ぜらる。文久二年、村雲御所より、緋紋白袈裟、並に網代乘輿の允許を得、以て今日に至れり。寺域方一町、域外附屬地二百餘坪を有し、四周に白壁を繞らし、表門を入れれば、七間四面の本堂は、書院庫裡經藏・妙見堂・鐘樓等の建造物に圍まれ、泉石の配置清楚なり。明治二十年、同三十四年村雲尼公の巡錫あり、「思入立」の三字額は、其の好記念たり。

慈 眼 院

日根野村大字日根野

日根神社の北隣にあり。日根神社の宮寺なるべし。寺傳によれば、天武天皇白鳳二年の開創にして、堂宇全く功を竣へざるに、祝融の災に罹り、聖武天皇の天平中、覺豪阿闍梨に勅して再營せしめ、一山の總號を、井關山顯成龍寺福壽院と稱し、上の坊、中の坊、下の坊、奥の坊、戒體院、明王院、山の坊稻之坊等の支坊を有し、中の坊を以て本坊となし、寺中の長老に、住し、寺務をすべ、又別に宗名と稱すべきものあらざりしが、嵯峨天皇の御宇に至りて、空海上人在住し、弘仁八年、多寶塔、及金堂を造營して、鎮護國家の道場となし、是より専ら眞言宗を修めき。天正中、織田氏の根來衆徒と、兵を構ふるに及び、一山舉げて灰燼に歸し、纔に多寶塔、及金堂の二字を残すのみ。越えて慶長七年、豊臣秀頼、吉田豊後守に命じ、尾張國人、吉田半左衛門尉、及祐清法印を、作事奉行として、現存の堂宇を再建せしめ、寛文五年法流の因により、仁和寺宮より、今の院號を賜はり、爾後是に改めたり。昔より皇室、武家の歸依厚く、多く朱印、墨印の地を有したりしが、明治初年悉く之を上地す、本尊は大日如來にして、右脇壇に、弘法大師、左脇壇に、觀世音菩薩を安置し、金堂の外・多寶塔・護摩堂・庫裡等あり。明治二十一年五月三十一日、保存資金一百圓を下賜せられ、同三十六年四月、古社寺保存法により、金堂・多寶塔の二字を、特別保護建造物に指定せられ、同三十七年三月十二日、修理費として金四千三百四十三圓餘を下附せられ、同三十八年工事竣功し面目を一新せり。

金堂 三間四面、寄棟造、本瓦葺、向拜付、四方廻縁、軒高十二尺五寸、棟高二十三尺八寸、軒二重垂木、組物三ツ斗、

三、寺院・寺院址

四方唐戸、入天井、床拭板、外部丹塗、内部白木、櫺子窓、前面二間、左右兩側、組物は簡單にして、三斗組の下より、圓柱につき、斗拱の間に、單一なる斗束を配するのみにて、外觀單純なるも、内部格天井の素朴と共に、鎌倉期の特質を存す。但し向拜は、後世の附加物なるべしといふ。中央に藥師如來、右脇壇に弘法大師、左脇壇に、正覺釋迦を安置し、古は藥師堂、又は經藏と稱し、今は舊塔中、下の坊の本尊、毘沙門天を合置するを以て、俗に毘沙門堂と呼べり。

多寶塔 二層塔、初重方九尺、二重圓徑八尺五寸、高さ露盤下まで二十六尺、其の構造四方唐戸、脇連窓、組物、初重二手先、二重三手先、軒二重垂木、四方高欄、軒枝輪、内陣組入折上格天井拭板、外部丹塗、内部白木、屋根本瓦葺、相輪瓦製にて、上下兩層の鈎合よく、建物安定し、部分々の構作整ひ、臺股の様式、斗の高さ等、鎌倉期の特質を有し、其の規模小なるも、寶塔建造物中、稀に觀る優秀なるものなり。明治三十八年の修理に際し、柱の落書に、文明八年に記したるものあるを發見す、嘗て同塔修理のありしを語る、一史料なりとす。

護摩堂 桁行三間、梁行二間、軒高十二尺、棟高露盤下まで二十一尺九寸、露盤高三尺三寸、其の構造は寶珠棟、組物、大斗脇木、四方縁、軒二重垂木、内外總組天井、疊及拭板、屋根本瓦葺、往古より明治初年までは、日根神社の本地堂と稱し、本尊千手觀音、脇壇文珠、觀音及呪字の梵鐘を安置す。

境内七百八十坪、大井堰川の分流は潺湲して、堂下を貫流し、清澄耳を洗ふに足り、名櫻は、日根神社の賽路を蔽ひ、花時一屯の紅雲、古刹と相映帶し、雅趣愈巧を加へ、風流韻士の節を曳くもの、其の數を知らず。寺寶に彌陀名号、不動明王畫像、弘法大師畫像、八祖大師の畫像、十六善神畫像、細川忠興書狀等あり。

七寶龍寺

大土村大字大木

犬鳴山、白雲院、七寶龍寺は、南海鐵道佐野驛を距るこゝ東南二里半許、犬鳴山の溪間に位し、泉州第一の靈地にして、且勝區たり。昔は眞言宗の無本寺なりしが、今は高野山金都峯寺の末寺となる。縁起によれば、齊明天皇の御宇、役小角の

開創にして、大和國大峯山に先つこゝ六年なるを以て、本山上と稱し、小角の鎮護國家、五穀成就の祈願を修したる、根本靈場にして、本尊俱利伽羅不動明王は、小角の自作に成り、絶體の秘佛とす。左脇壇に役行者、右脇壇に弘法大師を安置す。其の七寶龍寺と稱するは、淳和天皇の時、山中の七瀧に雨を祈りしに、應驗忽ちにして現はれしかば、金銀珠玉に擬して、勅賜せられしなりといふ。七瀧とは、兩界瀧、塔の瀧、辨才天瀧、固津喜瀧、奥瀧、千手瀧、布曳瀧をいふ。高さは、塔の瀧の十三尺を最小とし、固津喜瀧の八十尺を最大とす。其の犬鳴山と稱するは、宇多天皇の寛平二年三月、一獵夫あり、犬を牽きて山に入り、一鹿を狙ひしに、傍に巨蛇あり、頭を擧げて、將に獵夫に向はん。獵夫の心、鹿に専らにして、之を覺らず、犬連りに聲を放ちて、急を主に告ぐるも、更に省みるこゝろなし。却つて鹿を逸せしを怒り、直に犬を斬りしに、其の頭忽ち躍りて、巨蛇を噛み殺せり。是に於て、獵夫初めて其の故を知り、思へらく、夫犬は不動の使獸なり、是れ偏に明王の靈驗なりと。茲に忽ち信念を發して、寺に入り、薙髮して、殺生の罪業を懺悔し、厚く之を葬る。事叢聞に達して、犬鳴山の号を賜はりきといふ。義狗の墳今に存して、養者絶えず。又白雲院と稱するは、昔淡路の小聖といへるもの、屢禁闕に出入しけるが、宮女志津之を慕ひ、寤寐も忘る、能はず、小聖其の煩を厭ひ、遷れて此の山に入りしに、志津亦跡を追ひ、巖徑崎嶇たるこゝろに至りしに、忽然として白雲溪に充ち、小聖の往く所を失ひ、悲泣の極、遂に路傍に愁死せしかば、時人之を憐みて埋葬す。後墓上に白雲かゝるこゝあれば、必雨降るを常とす。よりて之を志津の餘涙と稱し、白雲の小聖を掩ふは、不動明王の擁護せし所以なりとて、遂に院号となしたるなりと。事素より不動明王の、靈驗いやちこなるを、假託せし物語に過ぎざるべきも、其の説たるや由て來るこゝ古く、遍く人口に膾炙するこゝろなり。

後村上天皇、正平年間、紀州粉河寺の僧、志一上人、深く顯密禪の三宗を兼修し、高德の聞あり、橋本正高に勸めて、伊勢坊・上品院・東中院・西坊・瀧本坊・福壽院を經始し、供僧を置き、又觀音堂を再營し、鎮守辨才天祠・虚空藏堂を建て、當寺を中興す。泉州志に「不動堂行者開基、淡路小僧再建也」「兩侯木志一上人裁之也」「橋本判官正高之位牌今有瀧本坊」

こあり、今瀧本坊に藏する雲形位牌は、丈ヶ一尺四寸一分、表面に歸真橋本判官正高靈位と刻し、裏面に、七月十七日、犬鳴山不動堂之六口供僧寄附本願と記せり。天授年間、本堂を除き、堂塔兵燹に罹りて、灰燼と化し、ついで織田信長に、寺領數百町歩を沒收せられ、寺門荒涼を極めしが、豊臣氏に至り、瀧本坊を再建し、寺領三十石を得たり。貞享四年、岸和田城半岡部長泰、新田五反歩を寄附し、享保五年示寂の運眞の時、本堂を再建し、堂宇を建て、無本寺の官許を得、寛政年間、岡部長住、歴代の位牌を安置し、石槩を献じ、以て明治の初年に至る。今は無檀の古刹なれども、官有林の拂下を受け、信徒來り賽するもの絶えざるを以て、舊觀に復する能はざるも、靈地勝區を長へに維持するに足るべし。

佐野驛を下りて、東南に進むこ、一里餘にして、大土村大字土丸に達す。土丸は土丸城址のある所なるを以て、昔く世に知らる。夫より大木川の溪谷に沿ひ、往くこ、廿餘町にして、大木の村落に入る。是より山は次第に高く、谷は愈深く、奇巖怪石出沒して、溪潭綠碧をただふ。間瀬峠は、犬鳴賽道の難所なりしが、今より百餘年前、間瀬某、獨力を以て開鑿し、以て行客の難をすくふ。大木より、進むこ三十餘町にして、伏拜に達す。傍して不動口といふ、大門の跡あり。こ、にて粉河道と岐れ、一溪に沿ひて歩を移せば、笈掛岩あり、行者石あり、屏風岩あり、昔は古檜老杉、蒼鬱として、晝なほ暗かりしが、今は僅に伐餘の數十株を剩すのみ。路次第に急にして、巨巖溪を壓し、僅に足趾すべきころを、猿攀すれば、下に奔湍あり、上に危巖あり、兩界瀧、行者淵は密樹叢林の中に、其の奇觀を示し、地の幽邃、氣の清秀、一步一步佳境の人となり、言のいふべきなく、筆の寫すべきなし。本坊は昔の瀧本坊にして、左方の高地にあり、急磴を以て道を通ず。春には櫻あり、秋には紅葉あり、夏は避暑に適し、冬は雪景を賞すべし。護摩場を過ぎて、少しく進めば、岩屋不動あり、脚下に龜石、塔の瀧あり、義犬の墓は、左方急坂の上にあり、高さ二尺許り、巾一尺餘りの自然石の中央部に、阿の梵字を刻し、次に犬吠大菩薩、右に寛平二年、左に三月十五日と鐫す。夫より觀音堂、御供所を過ぐれば、不動堂あり、即ち七寶瀧寺の本堂にして、方三間、數十階の高磴上に位し、本尊俱利伽羅不動明王は、三重の厨子に安置し、堂前に舞臺を架す。左に千手の瀧を控へ、潺湲たる溪流は堂下を繞り、老樹古木、舞臺を襲ひ、俗擧爲に一洗し、耳目爲

に清らかに、肉食の人をして、忽ち羽衣の客たらしむ。溪水に沿ふて上れば、固津喜瀧、奥瀧あり、固津喜瀧は、又行者瀧と呼ばれ、修験者の來りて、直下の瀑水に身を曝らし、呪詛するもの、四季を通じ、男女を問はず、其の數少からず。辨才天瀧は別溪に、東視、西視の嶮は、本堂の上にあり。燈明嶽は、當山の絶頂にして、茅海往來の船暗夜方角を失ふ時、一心に不動明王を念すれば、山頂に燈明輝き、針路を指示すといふ。山の半腹、紫苔の蒸して、草木を生ぜざる所を蛇腹といひ、その他、天狗松・押上岩・風穴・洞の瀧等、一として、奇ならざるなく、又由緒あらざるはなし、是を以て、古來名流の來り遊び、感興を詩歌に寄するもの少からず。九條種通、嘗て此の地に來り、

思ひきや七の寶の瀧に來て六のにこりを清むべしと

詠し、口碑和泉式部も

山里はねられざりけり夜もすがら松吹く風に驚かされて

詠みたりと傳へられ、斑竹は、

岩檜葉の間をめぐりて瀧涼し

秋の夜や犬鳴山の經のこえ

といひ、藤澤南岳は、其の遊犬鳴山記に、

泉南之山、可遊者二、北曰牛瀧寺稱威德、南曰犬鳴、寺稱七寶瀧、皆溪湍作趣、所以命瀧字也、世人概甲牛瀧、乙犬鳴、而雅士則倒其甲乙云、壬辰初冬、里井九峯勸余遊犬鳴、使烟族田中子纓來迎、乃携木村君與、西尾士禮往遊焉、九峰宅在佐野湊村、距山四里而近、早朝命車五輛、聯走山村、自大久保村、稍々入山、至土丸村、則溪山已佳、一瀧送、一溪迎、一嶺去、一峯來、徑險則步、且步且車、收拾小春風色、盡入有聲語中、勝情太過、至大木村、村東路岐、右則走紀之粉川者、余輩取左而行、到溪橋停車、九峯曰是犬鳴第一橋也、從此石徑不容車。皆步、小社風致可想、溪幅十餘步、一大石渠也、激泉涌湃雪澗漲崖、過橋則

景致頓殊、傍有小瀑、俗呼兩界瀧、蓋仙凡分界之處也、過第二橋數步、巨巖當徑、徑即絕矣、余愕胎竚立、君與進指示下脚之方、乃蹈岩稜以陟、苔滑鞋冷、已踰之、徑不甚艱、板橋縫溪、溪左右轉、轉々殊觀、有塔瀑者可觀、左崖磴上有二小石碣、一爲獵夫、一爲義狗、事載左泉州志、過第七橋、巨堂當面、堂安不動明王像、堂前又有瀑、巨巖突兀、洄洑萬狀、觀最美矣、又從堂左小蹊行數十步、楊一瀑、長二丈餘、亦可觀也、觀畢踞堂前胡床、九峰汲泃泉煎茶、茶氣芳烈、心曠爽絕、時有陽鳥者、茶頃得二小禽、亦添興趣、已而腹枵、乃收茶具、轉到僧房、房在第四橋北崖上、即七寶瀧寺也、與燈明嶽相對、滿目秋樹、紅紫可愛、而溪則聞鞞鞞耳、環坐開行厨、余笑曰、美酒佳肴、以賞佳景自有此山水、豈有此遊者乎、時僧亦來話、問七瀑、則曰兩界爲第一、塔爲第二、辨財天第三、而固津喜第四皆溪路所觀、曰千手、曰布曳、曰奧、皆在山岩崎嶇之間、七寶之名實由之、而橋亦七、又曰寺上數町土泥消、山骨露、硯之奇、不可名狀、殆與和州金峯相似、寔羽流苦行之地、余聞之魂飛神動、欲窮其勝、然短晷感歸途、故止焉、又曰淡之小聖避變女于此、與彼獨夫事、不足陳于大人前、獨正平中、南朝忠臣城於岸、土丸兩山者、橋本和田諸士、來往此山、今明王堂即正高所新修、縷々絮話、亦助興情、且排靈異而推忠士、似有見者、時日加未、乃與君與士禮別與先歸、溪山之美、實爲一州之冠、以余所觀、牛實不及犬哉、秋樹清瀾、山雲瀾嵐、何地無之、而今殊覺其奇、乃記以供雅士之觀。

こいひ、又義狗墳を詠して曰く、

犬鳴山深秋色老 落葉埋蹊溫不燥 左崖時見義狗墳
 墳上荒草無人掃 聞昔獨夫夜入山 午牽此狗過溪間
 鼠猪奔鹿不可迹 意倦且踞冷石眠 飛瀑擊岩激如咽
 缺月帶霜骨亦寒 巨蛇懸在老樹杪 窺人口口流涎

狗眼如炬早認之 四脚蹴地狂吠酸 聲々悟主主不悟
 愕視却訝狗即癡 刀光一闪斫狗首 首忽飛揚咋蛇涎
 涎涎忽墜地上死 始知狗也救險難 悔恨悲嗟拋世累
 投身山寺了宿緣 死猶救主真義烈 烏龍張然黃蒼張彪何足說
 獸也雖微事則偉 片石記歲長不滅 近世邪說亂紛々
 薄俗亡父又亡君 願驅海內數倫徒 盡入此山拜此墳

禪 德 寺

大土村大字大木

禪德寺は、大木の東方、字垣外にあり、寶陀山、禪性院に處し、山城國宇治曹洞宗禪定寺末にして、十一面觀音を本尊とす、元祿七年の寺社員數帳に「本寺城州宇治田原禪定寺、此禪德寺、慶長八年禪性和尚開基、除地寺地山千七百五十坪、鎮守白山權現」にあり。寺傳には創建の年月を未詳とし、加賀大乗寺の月舟、嘗て此の地に遊び、再興したるを以て、月舟を以て中興開山と爲す。蓋し大徳月舟の留錫を機とし、更めて開山と仰ぎしならん。而して月舟の留錫は、其の經歷より推して、寛文十一年大乗寺入寺前、即ち明曆萬治葛文の頃と見るべく、而して其の禪定寺末たるは、禪定寺月舟晩年の隠棲地たりしを以てなり。月舟書を能くす、其の墨蹟傳へて今に存せり。又寶陀山の山号額は、月舟の法弟、愚白の筆なり。寺實に筆者不詳の釋迦、文珠、普賢の畫像、傳光殿司筆、十六羅漢畫像三幅あり、何れも筆致道勁にして、既に鑑査を経たるものなり。寺域百四十坪を有し、本堂、庫裡、鐘樓、觀音堂を存す。

金 熊 寺

東信達村大字金熊寺

金熊寺は、一乘山觀音院と号し、眞言宗仁和寺末にして、天武天皇白鳳十年役小角の創建するところ、本尊如意輪菩薩は

三、寺院・寺院址

小角の靈夢に感じ、金銅六寸の尊像を土中に得、自ら四肘の木像を造りて、彼の聖容を納め、當寺に安置したるものなり
 といふ、幸に正安元年正月廿八日の火難を免れ、人皆之を奇と爲す。應長二年三月廿八日本堂、藥師堂、鐘樓、中門、金
 銅三尺鏡、兩界曼荼羅等を造營修補し、曆應二年(延元三年)足利尊氏改修を加へ稍舊觀に復せしが、天正十三年豊臣秀吉
 の根來征伐の時、兵火にかゝりて烏有に歸し、慶長十二年豊臣秀頼の家臣、大桑平右衛門此の地に狩し、白鷹を失し祈請
 をこめしに驗あり、之を紀伊國に捕ふるを得たり、よりて報賽の爲、堂宇を修築せしが、承應二年九月信達十三ヶ村の淨
 財により再興したるもの、即ち現今の建造物なり、當時の淨財帳現に當寺にあり。桁行五間梁行四間の本堂をはじめ、庫
 裡、鐘樓、寶庫、行者堂、藥師堂等あり、寺内千五百坪を有し、金熊寺梅林に接し、信達神社に隣し、土地燥にして閑雅
 なり、其の金熊寺と稱するは、鎮守として金峯熊野兩神を勸請せしに因るといふ。寺實に、岸和田藩老臣中某寄附の刀、
 慈雲尊者の一軸を藏す、縁起の現存するものに、享保二年三月二十四日寶田山比呼通立の泉州日根郡信達縣一乘山金熊寺
 縁記、及寛保の版本泉州金熊寺略縁記あり。

長慶寺

北信達村大字市場

長慶寺は海會宮池の南峰、大字市場の東南丘上にあり、眞言宗仁和寺末にして如意輪觀音を本尊とす。如意輪觀音は僧
 行基の作にて、閻浮檀金の小像を頸中に收めたる靈佛なりといふ。寺傳によれば、往時は一山の總号を金泉山、慈昌院、
 海會寺と稱し、今の一岡神社の境内にあり。聖武天皇の神龜元年行基に勅して開創せしめ、勅願所として御供田若干を賜
 はり、一條天皇の永延二年祝融の災に罹りて、堂塔烏有に歸し、同天皇の長徳三年再興せしも、天正五年織田信長の紀州
 征伐の時、再び兵燹に罹りて廢滅し、僅に海會宮池の中嶋に、觀音堂一字を存するのみ、後、大野主馬觀音堂を今の所に移
 し、代官川村久米を普請奉行して、堂宇を増建せり。靈元天皇の延寶八年御室門跡より別格寺の待遇を受け、長慶寺と
 改稱せられ、元祿十一年無爲法印の時岸和田城主岡部宣就竹木を寄せ堂宇を再興し以て今日に及べり。當時の棟札現存す。

貞享四年岡部長泰、山林東西二町十九間、南北三町二十八間(此内供田五段)を寄進せられしが、明治維新後悉く上地し封
 境三千二百九十八坪となる。賽道泥濘にして參拜者の困難甚かりしかば、生賀庄右衛門、富士四郎右衛門等有志謀り
 寛延三年より寶曆四年まで五年の日子を費して石礎五十間を築造せり。

當寺は和泉西國の札所にして、幾多の石階をのぼれば、正面に「うれしやな人の命は長慶寺したちの里のよろづよの春」
 と詠歌に名高き本堂あり、行基堂、庚辛堂、三角堂、鐘樓、庫裏、客坊、茶所等點在し、葛城の白雲、金剛の彩霞、茅海
 の碧、淡鳴の翠黛、悉く双眸に入り、之に加ふるに、幾多の池堤は碧波を漾はし、砂川の奇勝は指呼の間に横はる。松籟
 は竹韻と和し、晚鐘は落日に消え、雅趣謂ふべからず。されば古來碩學鴻儒の來り遊ぶもの多く、元和七年林羅山此の地
 に遊び、一詩を賦し、石橋直之亦長慶寺八景を撰詠す。

信達觀音堂

元和七年孟夏十九日、宿於泉州信達村、舍主導余俱外觀音堂、堂在小阜之上、去村三四百步、四望則海山在
 眼、葛城之白雲猶餘晚櫻之殘色、金剛之雲霞猶懷桐氏旌旗之閃爍、大坂之百雉、和田之一驛亦在莽蒼之中、淡
 路浪高也疑長鯨之噴氣、鳴戸霧開也眺退鷁之飛風、於是世上風波不在鳴戸、世路險難不在葛城、唯見
 有觀音堂中老僧半閑雲半閑、而吾儕所謂清時有味是無能者耶、然今這僧誦觀音品、與夫杜五郎忘失淨名、卻輸
 一著矣、阿呵呵呼、這僧乃縵縵巧人也、而今被我輩題詠、則子美詩中黃四娘。

信達崔嵬石逕斜 海山風景畫難加

觀音堂裏所何有 一箇野僧持法華

元和辛酉孟夏十九日

林羅山題

長慶寺八景

石橋直之

三、寺院・寺院址

葛城暮雪

微茫葛嶺秀□□ 暮雪晴來映水灣
莫道山神無麗色 如今粧作玉孀顏

躑躅山花

開滿峯頭如晒錦 落翻地上似鋪氈
杜鵑啼血春山裡 樹々深紅染得鮮

淡路落暉

日傾海外淡山嶺 貪見風光迫目前
應有漁人曬漁網 紅波千頃夕陽天

南紀旅人

馱馬擔夫步難進 海南本自路崔嵬
騷人歸去錦囊重 吟取名山佳水來

西海歸帆

浦上登高縱遠望 風帆沙鳥共飛揚
舟中多是東歸客 若不難波定洛陽

水田香稻

農夫夢魚真有羊 秋成鼓腹憩瓊田
嘉禾吐秀天風熟 五里清香滿四邊

山頭秋月

山頭寂莫月淒涼 眼界一望窮八荒
只有晴池浸寒影 更無雜樹礙清光

庭上孤松

一樹長松幽砌下 清陰密々護招提
蒼髯不改古今色 遐壽應兼天地齊

林昌寺并躑躅岡

北信達村大字岡中

大字岡中の北方に一連の丘阜あり、其の山腹に一寺あり、はじめ温泉山、菩提院、岡寺と稱したりしが源俊賴の「三つなけ玉田横野の放れ駒躑躅が岡にあせみ花さく」の詠により、山号を躑躅山と改めしとぞ。眞言宗仁和寺末にして、天平年間聖武天皇僧行基に命じて、玉巖に四十九院を創開せしめ給ひし其の一なりといふ。織田氏の兵燹に罹り、堂塔、及三院六坊悉く烏有に歸したりしが、寛永十八年僧眞海の中興造營せしもの即ち今の堂宇なりと傳ふ。本堂は五間四面、丈二尺九寸の阿彌陀如來を本尊とし、藥師堂は一に信達堂と稱し、桁行二間半梁行二間、觀音堂は方二間四面、地藏堂は三間四面、其の外、鎮守、愛宕社をはじめ庫裡、茶所、鐘樓、土藏等の建物は、丘を平げ地を拓き、大まなく小まなく、配置の妙を極め、長松巨木の間に隱見し、一たび歩を門内に運べば、靜寂幽閑の大氣、全山を包み、崇高渴仰の念胸に逼る。境の内外にわたり、文政十年創設の、四國八十八箇所に分靈場には、毎月二十一日を期し、賽客群を爲すを常とす。本堂の東北に經塚あり、僧行基自ら大盤若經魔事品を銅檄千枚に書し、石函に收めて之を藏めし地なりといふ。又西南雨山に一小社あり、昔伽藍成るや、金色の龍塊はれ、瑞兆を示し、遂に此の山に至りて、往く所を失ひしかば、行基猶ち小社を營み、伽藍の外護をなしたるなりと傳ふ。明治四十三年九月十二日信達神社に合祀せられ今は遺址を存するのみ。寺に銅鐸を藏す、明治三十六年境内に竹叢林をつくらんじて、徑塚山麓を開拓中の出土品にして、高さ一尺三寸、底の通徑七寸

八分、上邊の直径五寸、兩側面に各二個、上面に二個の穴あり。

躑躅ヶ岡 林昌寺に接する山嘴にして、字岡村にあり、高さ百三十尺、緯十餘町、横三町許、満山躑躅を以て充され、初夏の候、紅點紫斑、さながら蜀錦を観るが如し。往昔紀州往來の通路に當るを以て、詩人墨客の雅懷を寄するもの尠ならず。

咲立て紫のならぬやつ、じやま

和らかに女松生そふつ、じかな

丈 草
尙 白

尾崎御坊 尾崎村

字堂前にあり。西本願寺別院にして、阿彌陀佛を本尊す。傳へいふ、昔此の地の草堂に、一老夫來り宿し、其の携ふる所の笈を残し去る。これを開き見るに、中に蓮如上人六字の名号、善導大師釋文の一軸ありき。慶長三年、領主桑山伊賀守の家臣、石田治郎左衛門、深く眞宗に舊依し、主命を奉じ、十一間四面の堂宇を造り、本願寺准如上人に寄附し、准如を以て開基す。世に尾崎御坊と稱す。元祿十三年十一月晦日、祝融の災にかゝり焼失しければ、寶永二年九月十八日、本堂を再建せり、境内千七十四坪を有し、本堂、庫裏、書院、玄關、茶所、長屋、土藏、鐘樓、及門を存す。

平野寺 東鳥取村大字鳥取中

平野山は男里川と山中川に挟まれたる山嘴にして、其の山嘴の將に盡きんとするところに、平野山長樂寺あり、俗に平野寺といふ。眞言宗高野派大圓院末にして、十一面觀世音を本尊す。泉州志に「未詳開創昔有金堂大日堂白山社大門及六坊今餘舊礎一山在兩川之間最絶景也」とあり。元祿の昔既に頽廢したるも、境内の結構、舊墓の存在により、寺門隆昌の往時を追懷するを得べし。境内五百七十二坪を有し、本堂、庫裡僅に存す。

天文五輪塔 方柱高さ五寸三分、巾五寸、厚さ五寸、中央上方に梵字、其の左右に「道善禪門」天文四年正月十二日と刻す。もこ寺門石燈の側に轉々し、行人更に顧みるものなかりしが、近年寺内の小高きところに移し之を保存す。高さ一尺七寸。

天正墓碑 平野寺の東方、放生池を隔て、字三味山あり。矮松疎生し墓石埋没し、唯三味山の名によりて舊墓地たるを知り得るのみ。今より十年前此の地を發掘したるに、多くの墓碑出でたり。年月の久しき碑面朽壞して文字の迹認むるを得ず。中に高さ一尺六寸四分、巾八寸、中央に佛像を浮彫にし、其の側面に「長泉 天正十一年」の銘記あるものあり、其の他の文字は消磨して讀み難し。

山中觀音堂 鳥取村大字山中

白河天皇承暦三年八月八日、紀伊國、岡崎の人、澤四郎善眞といふもの、故ありて此の地に來り、同應徳元年二月、新に觀音堂を建て、携ふるところの十一面觀音を安置したりしといふ。

應永年間免田の古文書、現に其の後裔の藏するところたり。爾來由緒地として、延寶七年岡部内膳正國內檢地に際し除地となり、以て明治維新に至る。

和泉國鳥取庄山中觀音寺免田事

(カ) 奥田

參拾歩

余廿歩

ケシカ畑 七拾歩

余卅歩

王子原 半

同所 半

已上營畝小參拾歩

三、寺院・寺院址

所被開召之也可專寺役之狀如件

應永廿七年閏正月晦日

正三位(花押)

法福寺(お菊寺)

西島取村大字波有手

波有手部落の南方、字平松にあり。揚柳山西照院と号し、淨土宗知恩院寺にして、阿彌陀如來を本尊とす。俗にお菊寺と稱する。お菊は、關白豊臣秀次の落胤にして、波有手村、後藤六郎兵衛に養はれ、二十歳の時、紀州山に喜内の嫡子、兵内に嫁せしが、幾何ならずして、大坂の役起り、夫兵内は、大坂城に入りて戦死し、養父喜内は、藩主淺野氏の顛覆を企て、事露はれて、一族盡く刑せらる、お菊此の間に處して、孝貞の節を全ふせしが、遂に捕はれて獄に下り、大坂の役終るや、其の罪を問はれざるこゝなりしも、自ら請ふて、刑に就きしは、元和元年六月六日なりといふ。養母、六郎兵衛の妻、之を憐み、其の木像を刻みて、法福寺内に安置し、冥福を祈りしが、寛政年間、法福寺と共に焼失し、新に丹粉の塑像を造りて之に代へたり。須藤南翠嘗てお菊を題材とし、小説髮結松を著して、世に行はる。

高仙寺

孝子村上孝子字觀音山

寶長山高仙寺は、役行者の開基にして、もみ飯盛寺の西塔なりしが、同寺の湮滅後、獨立したるものなり。現今曹洞宗永平寺末にして、役行者一刀三禮の作と傳ふる、十一面觀音を本尊とす。南海鐵道孝子驛を下り、平井越に沿ふて行くこゝ數町、上孝子部落あり。夫より磴道二百四十階にして六間四面の本堂に達す。階側には、周圍一丈以上の老松駢列し、中腹に巍然たる山門高く聳え、楣間寶長山の三字額を掲ぐ。地僻にして世之を知るもの稀なりと雖も、幽靜閑寂の別天地を爲す。境内四百五十六坪附屬地を加ふれば八町歩を算し、本堂の外、行者堂、庚申堂、地藏堂、鐘樓、庫裏、茶場、土

藏あり。雨の旦、雪の夕、往いて庫裡の人となり、欄によりて、霏々たる雨脚の崖下に降るを觀、紛々たる六花の谿間に亂舞するを看んが、四邊寂として聲なく、忽ち羽化登仙の思を起さしむ。峯中記に曰く、永仁六年九月廿一日、地を掘り行者の佛具を得、弘安十年、復三鉛鏡鉢を得たりと、三十三年毎に本開帳を行ひ、十五年毎に假開帳を行ふ。或記によれば延寶六年の開帳に賽錢三百七十六貫百六十六文、寶永七年の時三百四十五貫八百文銀廿八匁あり、以て其の盛なりしを知るべし。縁記記録の存するものなく盛衰の跡明ならずと雖も、の今日ある實に元祿年間僧雲鶴の再興による。飯盛寺廢滅以來、當寺其の法燈を繼ぎ、現に第四信解品靈場たり。峯中記に「般若塔、行者悲母之墓也」とあり、弘化二年十一月高仙寺第十四世元亨の記録に、行者の母の塚、五輪石塔とあるも、其の所在明ならず。

重營經塚碑 庫裏の右側前にあり、高四尺九寸、巾二尺四寸の自然石にして、元祿四年の建碑なり。銘に曰く、

葛嶺岩巖、勢擁南城、山序經品、歸一乘嶽、大士應現、高閣彫臺、普門々發、月印淨泓、沒公所友、點塵不驚、經塚祝母、村留孝名、炎涼代謝、榛棘鎖壘、神泣鬼哭、崩揚誰掙、瞻寫驅石、馬蠶再營、龜趺新構、長垂祥禎、所庶幾者、國界道平、佛日雲拂、泰氣豐亨

元祿第四龍集辛未稔春二月十八莫

住持比丘 鶴乘山 謹識

興善寺

多奈川村大字谷川字西谷

寶樹山金剛院興善寺は、天臺宗、延曆寺末にして、大日如來を本尊とす。文德天皇の勅願により、仁壽二年、慈覺大師開創の靈場なりといふ。傳へいふ、昔此の地、一大巨樟ありて、下幹空洞を爲し、一道人、其の内に靜座して、多年淨行するものあり。里人呼びて、樟入道と稱せり。道人、若し病者の來りて、療を乞ふものあれば、喜んで之を迎へ、祈念讀誦して、忽ち之を愈するを常とす。事遠近に傳はり、終に文德天皇の叡聞に達す。偶天皇不豫なりしかば、三たび勅を受

三、寺院・寺院址

けて、禁闕に入り、苑中に立ち、空に向ひて合掌するこゝ、良久しうして、五銚杵、及び念珠を得し、後玉體に近きて黙祀せしに、御惱拭ふが如く愈えたり。天皇歡感斜ならず、賜ふに金帛を以てせんし給ひしが、辭して曰く、臣居住の地に、伽藍を建て、大日尊像を安置せんこゝ、多年の宿望なり、願くば之を許させ給へ。言終りて、忽然として、行く所を知らざりしかば、天皇慈覺大師に勅して、當山を開基せしめ給ひ、山川風物の形勢、唐の大興善寺に似たるを以て、是名ありといふ。寺域二千七百四十七坪、老檜巨松森然として、精舎を圍繞し、前面に、漫々たる茅葺の海は、長汀曲浦を描きて、白帆の之を點綴するあり、背面には、紀泉國境の群山、或は高く、或は低く、雪霰時に搖曳するあり。實に靜寂幽閑の淨地なり。開創當時は、規模宏壯なる、一大伽藍なりしも、爾來物變り星移り、元龜天正の頃、兵火の犯すこゝろとなり、堂塔坊舎、悉く灰燼に歸したりしも、本尊は、寺僧之を寺内の蓮池に投じ僅に難を免る、を得、後一草庵を營みて、之を安置したりしが、明曆元年、僧專海、粉河寺より入りて中興し、現今の堂宇を經營したりといふ。

大門 樓門造にして、桁行四間、梁行二間半、享保廿年より元文二年に至るまで、三年の日子を費し、要海法印の建立するこゝろ、「寶樹山」の扁額は、獨湛の筆に成る。門側に高さ五尺一寸、巾一尺七寸の石標あり、刻して「當山者、往昔文德天皇之勅願所、仁壽壬申年、慈覺大師、開基之靈場也」とあり。

本堂即大日堂 桁行七間、梁行六間中央に大日如來、脇壇に藥師釋迦如來を安置す。扁額「興善寺」は、悅山の筆なり。元祿年間、僧專海の再興するこゝろ、

護摩堂即不動明堂 不動明王を安置す。桁行三間、梁行三間、正徳年間要存法印建立。

常行堂 桁行六間半、梁行五間、阿彌陀如來を安置す。建立年月不明、

庫裡 桁行四間、梁行五間、建立年月不明

右の外、摩利子母帝堂、同祈願所あり、元鎮守には、藏王權現、熊野權現、神明、愛宕山王八幡を祭る

國寶佛像 本尊胎藏界大日如來木像一軀は、座像箔佛にして丈一丈厨子なし。藥師如來木像一軀は、座像箔佛にして丈

六尺餘、厨子なし。釋迦如來木像一軀、は座像箔佛にして、丈五尺餘厨子なし。共に慈覺大師の作と稱す。大正四年八月十日國寶に指定さる。

古石槩 本堂の前にあり。古雅掬すべし。高さ八尺五寸、火袋八角形をなし、四方に火口あり、各面とも、蓮臺に梵字を刻し、三本の石の支柱に支へらる。棹石の上欄に、「和泉國谷河庄」、「興善寺」、「正平廿一年丙午」、「九月廿八日」、

「沙彌宗實」五行の文字見ゆ。半ば磨滅して、判讀に苦しむ。天保十年和歌山の人和田九内、名碑の漂滅を憂ひ、同型の石槩一基を模造し、棹石の下欄に「以末毛万他武可之刀奈良牟余々哥化氏不利奴留加多乎于都志天曾於久、元此里仁生低、今紀伊國若山余住累、和田九内橘正主天保己亥秋」と勒せり。九内、別に新古兩石槩を臨模し、其の文字を拓本とし、之に竟宴詩歌を添へて、一卷を爲し、當寺に寄附す。當時紀の國の名家、筆をそろへて、石槩模造の成功を頌せしさま、まのあたりに見るが如し。其の二三を左に、

春	燈の花さへそへて谷川に	伊	達	千	廣
	千代ふる寺の春を見る哉				
秋	秋毎のもみちの色を庭火にて	本	居	内	遠
	たえぬひかりは神ぞしるらん				
眺望	興善寺前眼界寛、名區入望對波瀾	伊	藤	弘	訓
	雲華壓樹繞香閣、景暗傳燈萬古寒				
池	蓮葉の露のしら玉きのふまで	加	納	諸	平
	池のそこにもしづきけるかな				
祝	五百年の影さへ見ゆる燈火は	和	田	九	内
	千代寺ふる寺の光りなりけり				

古石繁銘記の沙彌の名、分國訪古録、新石繁に宗賢と和泉志に宗實と爲す、宗實の方正しかるべし、但し和泉志に「沙彌宗實乃大納言宗實南朝功臣也」と記し南朝編年記畧亦之に倣ふて「興善寺石燈籠 前權大納言宗實卿谷川庄興善寺修造石繁寄附」と記し、以下の諸書多く其の説に従ふ。公卿補任に従へば宗實は姓藤原氏 内大臣冬信の子にして、北朝に仕へ、應永九年六十一歳を以て出家せし人なれど、沙彌名は認め難し。班鳩嘉元記觀應二年(正平六年)の條に「當年卯沙汰衆は宗實^房而六月廿日、成業出仕在之、其以後は以淨覺房爲^三代官(以下畧)とありて、宗實の名見ゆるも、谷川庄が鎌倉時代のはじめ、興福寺領たりしことは、古事部類、三長記に明なりと雖も、法隆寺との關係は明ならず。しばし後考に俟つ事とせん。

寺寶記録古文書類 常行堂に安置せる丈四尺の阿彌陀如來座像は、三國寶佛像と同じく慈覺大師の刻なりと傳へ、南無阿彌陀佛の六字の名号一鋪は、左右に「貞觀三年十月三日」「圓仁」とありて慈覺大師の筆するところ、文祿五年谷川庄律院目錄、谷川邑鳳樹山金剛院興善寺佛像堂宇條件、大興善寺重建記、後圓融院永徳年間より寛文年間に至る寄進狀數通、永正年間より天正年間に至る土地賣渡證文數通、寛文九年輪王寺宮令旨、其の他興善寺の沿革、谷川莊の沿革資料多く存す。

理智院

多奈川村大字谷川字風呂谷

理智院は、山を寶珠、寺を光明と稱す。眞言宗仁和寺末にして、聖武天皇の勅願に依り、僧行基の開創するところなりといふ。慶長十年、領主桑山法印祈願所として、之を再興す。本堂桁行五間、梁行四間半、本尊不動明王を安置す。丈三尺五寸、弘法大師の作と傳ふ。豊公征韓の時海路の平安を祈りし、靈佛にて、世に追手不佛と稱す。堂内豊公五十七歳の肉附尊像あり、丈一尺一寸、其の相貌非凡にして威風四邊を壓す。厨子は、螺鈿に菊桐を配し、扉の左右に當時の住持桂忍上人、領主桑山法印の像を講く。其の他曾呂利新左衛門作と稱する狛狗、役小角木像、桑山法印厨子入像、流木觀音、

豊國大明神の神号一鋪、こは豊臣秀頼八歳の書にして嘗て桑山法印が、豊國崎に建てたる豊國神社に藏めたりしが、神社焼失後、當寺に移したるものなり。

二ノ宿觀音

多奈川村大字佐瀬川

明鏡山、觀音寺は字前山にあり、世に二ノ宿觀音と稱せらる。縁起に曰く、役行者曾て此の峯を過ぎ大悲の像を彫刻せんを欲せしも、良材なし。偶紀伊國海士郡の海濱に、一靈木を得、自ら尊像を刻して、之を安置し、葛城峯中の靈區を法華二十品に配し、此地を方便品に擬して、第二ノ宿と定む。而して山田孫大夫累代の別當職なりしが、寛永六年僧明秀中興の時轉宗したるもの、如く、今は淨土宗總持寺末にして、阿彌陀如來を本尊とす。境内僅に四十一坪を有し、本堂、庫裏の外地藏堂・觀音堂あり、觀音堂は舊本尊を移したるものなるべし。

廢岡山御堂

山直下村大字新在家

新在家部落の南方二丁餘、字岡上の丘上にあり。久米田池を隔て、久米田守と相對し、風光明媚の勝地なり。維新頃までは、北方に一連の土堀、存したりしも、今は僅に片影を残すのみ。境内の庫裏は、實地に臨めば、歴々徴すべく、從つて昔時宏壯なりし坊舎の結構を偲ばしむ。和泉名所圖繪に曰く、「文龜二年の頃、山直郷に、祐善、願了といへる二僧あり、深く眞宗に歸依し、實如上人の當國に下りて、眞宗の布教を試みしとき、之に隨從して、教化に務めたりしかば、上人は、此の地に、七間四面の御堂をはじめ、庫裏、書院、鐘樓等を建立せしめ、永正二年の夏、再び來りて、阿彌陀佛を本尊とし、自ら宗祖親鸞上人の影像を描きて、之を堂内に安置せしめき。世に岡山御坊、又は岡山別院といふ。永祿五

年、久米田山合戦の時、兵火に罹り、灰燼となり、其の後、再興したりしも、天正八年八月、郷士寺田又右衛門、松浦安大夫等、織田信長に屬し、日蓮宗徒と結びて、焼討したりしかば、堂宇再び烏有に歸し、遂に廢寺となりたり。信長は、本願寺は、既に天正八年三月、和議成立したるに拘らず、何故に此事ありしか許ならず。當時劫火を免れし、本堂と、祖影とは、住民の尊信篤く、其の末寺たりし額原淨行寺、尾生淨念寺、大町圓勝寺、箕土路淨福寺、三田西教寺、田治末正源寺、新在家圓滿寺、摩湯正願寺の岡山八ヶ寺に於て、毎年舊曆三月三日を期し、順位を定めて、之を當番寺院の本堂須彌壇に安置し、當番寺院の本尊を、其の側に遷し、念佛會を行ひ、之を岡山講と稱して、今に絶へずいふ。親鸞上人の影像是、僧實如四十八歳の筆にして、像の側に、和朝親鸞上人と書し、裏面に、大谷本願寺親鸞上人□□□、泉州南郡山直郷岡山坊常住物也、永正二年乙未六月五日書之、釋實如(花押)の文字見ゆ。實如は本願寺第九世の祖にして光兼といふ。

廢海岸寺址

麻生郷村大字半田

半田部落の東南約六町に、海岸寺山あり。和泉葛城支脈の疾走する一終點たり。昔岡部宣勝封を岸和田に受くるや、將軍家歴代の靈を祀り、其の高恩に報いんと欲し、天台宗寺院を、領内に建立せんことを幕府に請ひ、明曆二年冬、此地に工を起し、三年夏功を竣へ、東叡山の末寺となり、日光門主より、高見山、海岸寺、長昌院の号を受け、東叡山より僧侶を聘し、開眼供養式を擧げたり。爾來藩主在城の時は、毎月忌日毎に登山し、香華をたむくるを例とす。寺領百五十石、寺地山一万三千八百坪を有し、鎮守に辨財天社あり、歴代岡部侯の崇敬淺からず、日光并に増上寺に於て、公儀の佛事ある毎に、當寺に於ても、二日三夜の法事を營むを例とし、堂宇輪奐の美を極めしも、明治二年の頃、藩士時勢を憚りて之

を壞ち、寺寶の一部を、樽井村南泉寺に移し、寺僧を還俗せしめて、土生八幡社の神主たらしめ、久しく荒廢に委せられたりしが、明治三十一年十一月、攝河泉陸軍大演習の際、明治天皇の御野立所となり、今や駐蹕記念碑を見るに至れり。毘沙門堂前大僧正上海岸寺稱号記は、文拙なりと雖も、開創當時の事情を知るに足るを以て、左に之を掲ぐ

泉州岸和田城主、岡部美濃守藤原宣勝、奉爲大猷院殿贈正一位大相國之證大菩提於管中南郡阿間河村、創營招提安置尊儀之位牌、欲奉報岡極恩澤、忠節之道至矣、誠世必有聖知之君而有賢明之臣、故虎嘯而風冽、龍興致雲、此謂乎、今就余見乞其稱号、以是不復默止、授與高見山、海岸寺長昌院之号、永屬東叡山末寺、就者佛法紹隆、二時勤行等、不可有怠慢者也

明曆三丁酉年六月二十日

毘沙門堂前大僧正公海

文中阿間河村とあるは記述の誤なり。樽井村南泉寺に藏する、前大徳寺天祐叟の偈左の如し。

泉南岸和田城主濃州太守藤原朝臣岡部氏宣勝、於城外之正南清淨靈地、創建紺瓦精舍、維崑明曆第二丙申之冬、始斧、同曆第三丁酉之夏終工、輪奐之美、輩阿誰不感乎、涓某日某時欽奉安置大猷院前贈大相國家光公牌儀、就于日光門主、奉請山号寺号、乃稱高見山海岸寺、然渡請東叡山淨侶、令奉備香華供茶湯、朝臣在城之時、每月念日、有登山、奉作香拜也、予頃來此境、宿留者三四五六、一日詣海岸寺、於台靈牌前、奉燒香、次拙偈一章、依回乘坊之求書、

靈地新開建梵宮

國光牌壽願無窮

寺稱海岸山高見

有萬年松擬祝融

前大徳天祐叟

廢檀婆羅密寺

佐野町

市場の東北に當り、標高三十二米三の高地あり、檀婆羅密寺は、其の西麓にありし巨剎にして、字檀婆羅は、其の遺址なり。附近に、燒地藏・石塚・神子田・大門等の字地あり。和泉志に「檀婆羅密廢寺今如來寺及觀音堂共子院云」あり。如來寺應永の五重石塔は、もこ檀婆羅密寺にありしが、同寺荒廢後、移したるなりといふ。觀音堂は、佐野驛東より、市場に通ずる道路の、西側にありしが、今は廢寺なる。伽李素免獨語に「佐野村の檀婆羅密寺は、もこ中の莊村檀婆羅山の麓にありし、豊聰太子開基したまへる也。後世も微々このこりしを、山名大内が紀泉を争ひし時、取出城して、兵火に係り、たはてしを、後に今のこころに小庵をいこなみて、号はかりを殘せり。正しき什寶二三あり」記せり。この小庵も維新後廢寺となり、本尊觀音は、熊野村大字五門慈照寺に遷されて、現に同寺にあり。

廢禪興寺

長瀧村

禪興寺は、舊記に新羅人金麻蘇邇の草創と傳へらる。金麻蘇邇の事蹟詳ならず。佛教渡來期の人なるが如し。又行基年譜には新羅人惠基の本願とす。醍醐天皇の昌泰元年の火災に、堂宇、記録、悉く燒失し、文獻の徵すべきものなきも、僅に遺りたる巨大なる礎石は、七堂伽藍の昔を追想する、資料となすに足る。鎌倉時代及足利時代には、猶有力なる寺院なりしこは、行基年譜、日根文書、并に當時の遺物により、幾分か其の面影を認むるこを得べし。其の後徳川時代に入りては廢頽甚しく、遺址として、何等見るべきものなかりしもの見ゆ、泉州志、和泉名所圖繪、共に所載なし。唯和泉志に、釋迦石像のこを録するのみ。長瀧村字東番に、禪興寺地藏と稱する、さ、やかなる辻堂は、其の名の今日に遺りたる、唯一のものなり。今禪興寺の沿革を徵すべき、斷簡零墨を掲げ、研究上の一助となさんこす。

泉州志に「禪興寺者、新檀金麻蘇邇所草創也、金麻蘇邇、曾來于本朝賜若干恩地、終割領地半、返於公、半爲

當寺佛餉燈油及修造料焉、爾後大和國有豐浦大臣、私願建豐浦寺以當寺爲波寺之別院、押收當寺領、故當寺僧徒等起怒、一心祈佛神、時大地震動三日夜、波寺僧侶數輩爲雷震死矣、大臣驚怖而返領地於當院、當寺寶物領地等記文、一通者納難波四天王寺寶藏、一通者置當寺庫、然昌泰元年十月十七日火災、堂宇并記文盡燒失畢、今僅所殘寶物田畠山林野地記置別紙也、永承五年六月當寺舊記とあり、されき其舊記逸して傳らず、其の所説亦悉く信す可らず。行基年譜慶雲元年、年三十七の條に「修行時、新羅國大臣惠基、與行基共、申阿彌陀佛、諸國遊行、号和泉國日根郡住人云々、件大臣、和泉國日根郡日根渚從新羅國被流天來云々、今日根禪興寺本願云々、又彼國村々祝奉法大臣ト云神是也」、記し、惠基を以て開創とす。長瀧は昔の日根地方に當り、而して日根造は、新撰姓氏錄に、「新羅國入億斯富使主之後也」と見ゆ、大井關大明神は其の祖神を祀るの説と、禪興寺の開基の新羅人なるこは注目し値す。又和泉志に「禪興廢寺、有釋迦石像」、勒曰、建武二年八月二十二日造とあるも、其の石像亦現存せず、禪興寺地藏堂に、半肉彫の釋迦石像を安置す、高さ約三尺、巾一尺餘、蓮花彫臺座の上に結伽趺座せり。後背の正面、右脇下に「寅熊丸」、左に「石法師丸」と刻す。和泉志の所謂釋迦石像は之を指すに似たれこも、建武の年号なし。されき彫刻上、又は寅熊丸石法師丸の名より推して、其の古石像たるこ明にして、廢禪興寺の遺物なるべし。又此の辻堂附近に、善興寺、寺前川、大門等の字地の散在するは、たましく禪興寺の境域を示す資料となり、其の巨剎たるを知り得べし。更に禪興寺塔婆礎石と傳ふるもの、禪興寺地藏堂にありしが、明治二十二年の頃、喜多某之を買ひ、同氏別邸今の谷口別邸に移し、一時手水鉢として、使用したりしも、雅致に乏しめて、庭園池中に、之を逆にして置きけるが、其の下方の平面部に、直徑一尺九寸八分、深さ三寸六分の、塔柱を嵌入したる、圓筒形の剝抜あるを見る。伽李素免獨語に「長瀧村禪興寺のこは、泉州記志カにしるしぬ、但し天文の頃迄は、いさ、か寺領も残り、堂宇も、さすがに二つ三つはありて、今の山内長左衛門貞春か遠祖を、寺領の長をつこめたりし。此家に、斗榭一つあり、手澤にけかれし面持と、書風なきを、つらく見るに、まこに、昔忍はる、ものなり。今思ひ出せしま、寫しおきしを、取いて、こに記しぬ。其頃は、紀州根來寺の領中に

て、此寺も、末院に準せし故に、量斗斤秤等も、根來寺の指圖にまかせしなり。されは惣分代官いへるも、則根來寺よりの役者なるを知るべしにて、斗榭の圖を描き、圖中に「長瀧庄領家方計也」天文二十二年癸丑八月吉日「惣分代官勢算（花押）」に記入す。蓋し禪興寺所用のものなるべし。又延寶九年の和泉國村々名所舊跡附に、禪興寺に題し「聖德太子御建立七堂伽藍の地なり、天正之始、織田信長に、紀州根來寺へ御發向の時炎上す。右は爲寺領、日根野、上郷、兎田、別所、長瀧村、右五ヶ村の内にて八百石納取る云傳」にあり、後世の聞書なれば、確實のものに、いひ難けれど、序なれば之を掲ぐ。但し此の書は、岸和田藩主岡部内膳正の時、將軍家より、諸國順見の時、書出せし控なれば、傳説のまゝを記し、ここにさらに潤色したるものにあらざるべし。前後の事情より推せば天正に燒失し、再興の期なく、今日に至りしならん。禪興寺に關する日根文書を、左にかゝくへし。

上郷下村内、神津村、禪興寺別當職事、如元日根野五郎左衛門入道知行、不有可相違之狀如件、

應永十四年十一月十二日

淨

觀（花押）

萬壽廢寺

長瀧村

長瀧村の東方、上之郷村界に近く、番匠寺の字地あり。萬壽寺の遺址なるべし。和泉志に「萬壽廢寺見文明古記在長瀧村」に記し、日本地理志料に「長瀧庄見京城萬壽寺記、村有萬壽廢寺即其子院也」に見ゆ。萬壽廢寺記に「弘長三年關白殿下、以泉州長瀧包富、附與于地上人」にあり、當時の關白は二條良實なり。又「延元三年（北朝建武五年）當り曆應に改元す」以長瀧彌富并附」にあれば、萬壽寺領地たる長瀧に支院を設けられたるならん。延元二年八月（北朝建武四年）北朝の關白近衛基嗣、日根野盛治を長瀧庄包富・彌富の兩下司職になし、興國元年七月（北朝曆應三年）日根野盛治・性海等の濫妨を幕府に訴へ、幕府細川顯氏に令して、性海等を促進せしめしこと、日根文書に見ゆ。性海は萬壽寺に關係ある人なるべし、後考を俟つ。

佛性寺址

北信達村大字市場

市場部落の西北耕地中に字佛性寺あり、即ち淡輪文書佛に佛性寺とある其の遺址なり、創建廢滅の由來、堂塔坊宇の構造等更に明ならず、里傳僅に寺域の廣濶、建築の宏壯を説くのみ。維新後まで小堂存し、子安地藏石像を祀り、近年まで梅宮神社と稱する小祠遺れり。梅宮神社は赤井神社とも呼ばれ、佛性寺鎮守の名残りならんも、明治四十四年九月十二日大字市場稻荷神社に合祀せられて廢社となり、子安地藏石像は大字市場の眞如寺に移さる。眞如寺には地藏石像の外、座像阿彌陀佛一軀、鬼子母、神一體、厨子入阿彌陀佛を有し、崇高雅淡の趣あり、堂宇と共に佛性寺傳來のものなりといふ。淡輪文書建武三年（延元元年）十月十三日淡輪重氏軍忠狀に曰く、

今月二日於信達莊佛性寺者、屬秘井彦五郎入道著到、罷向所々致忠節（以下略之）

廢海會寺

北信達村大字大苗代

一岡神社境内にあり、僧行基開創と傳へらる。日本靈異記に見ゆる日根郡書惠寺も恐らくこれなるべし、其の沿革は長慶寺の條に述べたる如く、史料湮滅して詳にしがたきも、行基が久米田池を鑿りて、其の池畔に久米田寺を創建せし如く、海會宮池を鑿りて、當寺を開創せしものにて、謂はゆる行基創造の、近畿四十九院の一なるべし。其の結構の壯大なりしことは、現存せる礎石、彷彿せる寺域により之を證するに足る。一岡神社の境内に並び存する三個の礎石は、圓形の列り出しを有し、其の直徑一尺八寸五分を算す。又塔の心柱の礎石なりて天保年間神社の手洗鉢に改造したるもの、如き、其の圓形の列り出しに當る部分は深く廣く列り廣げられて原形を失へるも、一大巨石にして其の建築の宏壯なりしを想像し得べく、其の出土地は隣地より六尺許小高き臺地を爲し現に柱礎と見るべきもの一個現存せり。此の他境内に礎石に使用したりと思はる、もの、數個もこの儘に地中に埋没せり。近年一岡神社修築の際其の石垣に使用したる石材は舊海會寺

の礎石其の他の遺物を用ひしものにて圓形の剝り出しある直径一尺九寸より一尺八寸許あり、礎石現に十二個あり、奈良時代の各種の瓦片及瓦磚猶存す。

日本靈異記云、佛銅像盜人所捕示靈表顯盜人緣第二十二。和泉國日根郡部内、有一盜人、住道路邊、姓名未詳也、天然心凶、殺盜爲業、不信因果、常盜寺銅作、帶銜賣、聖武天皇御代、其郡書惠寺佛銅像、盜人所取、時有路行人、從寺北路乘馬而往、聞之有聲而叫哭曰、痛哉痛哉、路人聞思諫、不令打趨馬疾前、隨近叫音漸失不响、留馬聞之唯有鍛音、所以前馬過往、隨卻如先復响呻也、不得忍過故還來、叫音復止而有鍛音、疑若殺人乎、有異心良久徘徊、竊入從者窺看屋內、奉仰佛銅像、缺手足以銳錐類、即捕打問何等佛像、答書惠寺之佛像也、遣使問之實所盜矣、使者舉語而具述狀、僧竝擅越聞之集來、圍於破佛而號怨曰、哀哉怨哉、大師何有過失、蒙此賊難、尊像在此、以像爲師、今自滅後、以何爲師矣、衆僧嚴舉安置佛哭擯於彼盜人不刑罪而捨、路人繫之以送于官、囚囹圄定知轍其意而示是瑞矣、誠應懼非无聖靈涅槃經十卷文如佛說心重大乘聞婆羅門誹謗方等即時斷其命根、以是因緣從是以來、不墮地獄又彼經三十二卷、一闍提輩永斷滅善根、故以此義、故殺害嗤子猶得殺罪、殺一闍提无有殺罪者、其斯謂之矣、此人者誹謗佛法僧、爲衆生不說法、无思議故无罪者也。

弘道寺址

西鳥取村大字波有手

蓬萊山道弘寺の舊址は、波有手部落の西南、出嶋にあり。門口カケテ、花の木、道光寺等の字地を存し、俗に道光寺山といふ。古來聖德太子御願の寺と稱し、太子傳曆通要に「泉國日根郡道弘寺、聖德太子御願之寺、此邊古老相傳」とあり。道弘寺の舊跡として現存する、辨才天社、鎮守社、及字地より推して、其の結構の宏壯雄麗なりし昔を、想像し得べし。何れの時に廢れたりしか、舊記存せざるも、泉州志に「今有辨才天社其地号蓬萊山、其南有小社、不知何神、此二社者

在道弘寺舊跡、觀音堂及二階堂移在村中、」とあれば、元祿年間には、既に廢れて、今日大差なかりしなり。本尊木造十一面觀音は、丈ヶ五尺の立像にして、聖德太子一万三禮の作と傳へ、移して波有手邑中字内田の觀音堂にあり。上半身に金箔を置きし跡存す。堂は厨子と共に、天保十四年正月、奥州石巻與野重兵衛の作にして、向拜の彫刻は、重兵衛と、地大工と、各其の一半を分擔して作成したりといふ。

盛飯山并廢盛飯寺

深日村

紀泉山脈の西走して極まらんところ、突兀して連峯に抽んづる一峯あり、其の形飯を盛るに似たるを以て、世に飯盛山と稱す。深日孝子日村に跨り、深日部落より一里弱にして山頂に達すべし。脚下には茅海の波穩にして、白帆影綴し、播淡攝河の群峯、遙に雲煙横糊の中に出没す。蓋し佳景なり。往時の老松古木盡く採伐して一株を留めず、剩へ大正十四年の大火を免る、能はず、轉荒涼を極む。山頂飯盛寺址あり、昔役小角葛城山を闢くや、險所に逢ふ毎に密壇を設く、飯盛寺は其の一にして、實に役小角の開基なりといふ。其の後、好事者葛城山中二十八峯弊選び、以て法華二十八品に配し、飯盛寺を以て第四信解品に擬す。本尊は釋迦及藥師如來と傳ふるも、沿革の徵すべきものなく、泉州志所載の永仁五年四月の文古書は、寫のみ存し、正和四年十一月、及弘安十一年四月の古文書は現存せず、今や寺地テラヂ、大門跡の稱呼僅に存し、舊礎、古石槩、古瓦磚の時に散在することあるのみ。荒廢後本尊藥師如來は淡輪村字別所の雨華山醫王寺にうつしたりしが、明治十五年の頃廢寺となり、今現に西林寺に、脇佛阿彌陀如來は西教寺にありといふ。

建武元年冬より翌二年春に涉り、佐々目憲法僧止、六十谷彦七定尙、城廓を飯盛山に構へ、叛旗を翻したりしかば、後醍醐天皇、楠木正成、足利高經、木本新左衛門尉宗元等を遣して之を討たしむ。和泉の和田左近將監助康、伊豫の忽那、河野、土居一族、奥の南部氏、常陸の小田氏等遠近の將士、之に参加し、正成殊功あり、城遂に陥り、定尙は宗元の討つところなる。之を飯盛山合戦と稱す。而して飯盛山の位置につき、太平記には河内と記し、史學會雜誌坪井博士の涉史

漫筆中「紀泉兩國の境なる飯盛山にして、孝子越の絶頂に近く、和泉國日根郡深日より凡三十五町」に記し、吉田博士の地名辭書には坪井博士の説を引用しながら、紀州名所圖會、高野山文書により、紀州那賀郡龍門山の東なる飯盛山にあらずやと疑を存し、諸説區々たるも、元弘日記裏書に明に「紀伊國飯盛山」にあり、其の他、木本新左衛門尉宗元の申狀、河野土居系圖、忽那軍忠次第に夫々「飯盛山紀伊那賀郡中村」「於紀伊飯盛城合戰」「紀伊國飯盛城」にあるを以て、宜しく紀州飯盛山を以て、飯盛山合戰地に擬すべきなり。左に飯盛寺に關する古記録、古文書を掲載せん。

峯中記云、飯盛寺本尊釋迦并藥師、永仁五年禁制

限東作佛房谷 限西孝良下
限南 七曲 限北白樫尾

右所定置寺領内、林木等不可伐取者也、若背禁制之旨於盜伐之輩者、可被行所當罪科者也、若又於寺領等庄民等猥入、伐取材木不可致狼藉若背寺僧山臥之制止之輩者、註賜交名、可處罪科者也、仍爲向後龜鏡、契狀如件、

永仁五年丁酉四月十七日

深日庄公文代覺圓 (花押)

和泉國深日庄飯盛寺免田事

刀禰平弘義 (花押)

合 壹段

右件田地者、自往古、爲天下太平并庄家繁昌之御祈禱、每年大般若經一部、於鎮守御寶前、奉轉讀者也、然今爲八社并本堂修理料、以寺僧一同衆議、高山寺長老靈秀西堂、永代奉賣渡云々、其子細、公方江令注進之上者、後日不可有其煩者也、但任文書道理、每年大般若經一部、於飯盛寺、永不可退轉者也、仍狀如件、
明徳四年十一月 日 保 深 (花押)

廢彌勒寺

深日村

按するに、深日部落の西方一帯の地は、往昔猪使氏の開發相傳の領所たり。傳へいふ、村上天皇天徳元年、右兵衛允猪使公忠、一寺を再建し、釋迦、彌陀、彌勒、藥師、四天王、十八善神、護法天等の尊像を安置し、田畠山林濱地を寄附し、以て修理、燈油、佛餉料所をなす。之を龍宮山、彌勒院、惣光寺といへり。然るに安徳天皇壽永三年、天野忠景平氏に叛き、平教經此地に戰ひし時、兵火に罹りてより、寺院全く荒廢し、唯僅に彌勒一尊を安置せる一小堂を、字門前に遺すに過ぎず、因りて後世彌勒寺と稱するに至れり。維新後までは字門前の寺地約六十坪を有し、彌勒屋敷と稱へ、寄棟、廻縁、方十尺の小堂あり、正月五日に佛祭を行ひしが、間もなく、廢寺となり、本尊は遷して現に寶樹寺にあり。かゝる由縁ある寺院なれども其の位置明ならず、坊ノ山、彌勒谷、彌勒谷川、門前等の地名によりて、之を髮髭するを得るのみ。泉州史所載の公忠寄進狀は寫のみ存し、檢校散位平某、郡補使正六位上紀朝臣等の連署古文書は逸して傳らず。

謹解申右兵衛允猪使公忠所領田畠山林濱等事
左和泉國日根郡鳥取郷深日村一處

四至 限東鳥居谷、限南國境、
限西願日寺西尾、限北船渡、

右件之田畠、元者爲公忠先祖相傳開發領所、經數百餘年、以敢无他妨、而若非末世子孫者、彼處以永不可他人領知、故何者、相傳氏寺一字建立、末世其修理、燈油、佛餉料所、永寄進、若他人出來、致相論者、堂内大日、釋迦、彌陀、彌勒、藥師、四天王、十八善神、護法天等、皆可成怨敵失二世依怙給、尙々有橫致相論輩者、子孫等可致在地觸沙汰、仍奉施入永狀、如右、敬白、

天徳元年十二月二十一日

右兵衛允猪使 (花押)

件田畠公忠先祖相傳所領也、而建立堂場、所施入明白也、仍在地加典判、

三、寺院・寺院址

刀 藤 原 (花 押)

栗 田 (花 押)

紀 (花 押)

日 置 (花 押)

公忠位牌 彌勒寺を再建し、采地を寄附したる、猪使公忠の位牌、亦寶樹寺にあり。厨子入雲形位牌にして、高さ二尺八寸五分、表に領主右衛門允猪使公忠卿之尊儀、裏に天徳元年建之とあり。明和元年、坊城侍從常紋寄進の文書左の如し公忠之舊牌、并文書、令一見訖、當家一流之先祖、外戚之由緒有之旨、傳記分明也、因茲常紋、三羽令寄附于寶樹寺者也、自今無懈怠、可被_レ供養恭敬之狀、如件、

明和元年十二月十八日

坊 城 侍 從 (花 押)

泉州日根郡深日村

鶴舞山

寶樹寺御房

天徳元年の解狀寫に、公忠を右兵衛允とし、泉州志、寶樹寺所藏の位牌に、右衛門とし、大日本地名辭書に右衛門尉とす、新撰姓氏錄、未定雜姓、和泉國に「猪甘首井カヒ(猪)」天足彦國押人命之後者、不見と見え、同書左京皇別に「猪使宿禰、安寧天皇皇子志紀都比古命之後也、日本紀合」と見ゆれば、猪使氏は此等の後裔にやあらん、參考の爲こゝに掲ぐ。

四、古 墳

儀平山古墳

山直上村大字中村

中村部落の東方、シツ池沼谷池に挟まれたる、俗稱儀平山にあり。今より三十年許前開墾して畑と成る。發掘の際、石槨中より 祝部土器、金環、劍の破片出で、出土品は收公せられしといふ。和泉志に「一ツ塚在山直郷中村」と見え、是を指せるものなるべし。

摩湯古墳

山直下村大字摩湯

摩湯部落の西南、字陵池にあり。前方後圓式にして、海拔五十八米二を算し、封土の高さ、十二間許、之を繞らすに、濠を以てす。墳は周圍約百八十間、面積二町七畝二十八歩の保安林たり。濠の外圍、約二百五十間、一部は貯水池となり、一部は水田と變す。十餘年前までは、埴輪圓筒幾重もなく、封土の四周を繞り、其の排列の跡、曆然として存し、考古學上の一資料なりしが、好事家の採掘するもの頻出したるに、樹木を伐採し、其の根を掘り採りしにより、其の數著しく減少し、昔日の觀を留めざるも、尙殘留せるもの尠しとせず。近年やうやく其の非を悟り、保存の法を講し、荒廢を防止するに至れり。

桓武天皇、延暦元年正月、聖武天皇の皇女、不破内親王、氷上川繼の事に座し、淡路國に配せられ、ついで十四年、和泉國に徙せられしこと、續日本紀、日本紀畧に見え、又この古墳に隣して、淡路神社の存在する事實に基きしにや、里傳不破内親王墓と稱するも、適確なる證據に乏しく、古墳の形式より見るも、時代に適合せず、其の説俄に信し難し。新撰姓氏錄和泉國神別に「山直ヤマノアキナ」天徳日命十七世孫日古曾乃己呂命之後也と見え、此の地、昔の山直郷に屬するを以て、山直氏の居住地たりしなるべく、また同書和泉皇別に「縣主、和氣公同祖、日本武尊之後也」和氣公、犬上朝臣同祖、倭

建尊之後也」を見、此の地に隣接して、大字三田あり。三田は御田に通じ、又泉北郡國府村も、此の地に近く、其の大字に和氣の名存するを以て、縣主、和氣公の居住地と見られざるにあらず。從てこの古墳は、山直、縣主、和氣公の何れかに屬するなるべし。識者の考究を俟つ。

三田古墳

山直下村大字三田

三田部落の東南六町許、字東山の丘阜上にあり、古墳の大部分は、既に開拓せられて、柑橘を移植し、又桃林となり、僅に墳頂を残すのみ。赭色の埴輪圓筒、排列の跡を認め得べく、圓筒及祝部土器の破片散亂す。和泉志に「高塚有二一在尾生村、一在三田村」とあるものは是なり。摩湯古墳の條に述べし如く、山直、縣主なきの古墳にやあらん。

小金塚

山直下村大字新在家

馬塚の南方約四十間の小高き地にあり。四面より開墾せられ、石槨の一部存するのみ。發掘すれば、崇りありて里人之を忌む。和泉志に「管入道家、金冢俱在新在家村」とある金塚なるべし。而して管入道家は、名のみ存して、冢存せず。

馬塚

山直下村大字新在家

字海田にあり、其の形馬に似たるを以て是名あり。面積三十四坪、民有地に拂下けられ、大正十五年一月、之を發掘したるに、石槨は存在せざりしも、直劍、祝部土器、轡の破片等出で、其の高杯に鹿の裝飾を附したるものありき。出土品は悉く、宮内省に獻納せり。

オタチ場古墳

山直下村大字新在家

山直上村大字包近ミ大字新在家境近くの山頂にあり。十年許前之を發掘せしに、劍の破片、祝部土器一個出でたりしが、後之を元の位置に埋藏せりといふ。石槨に使用したる石散在す。和泉志に「高塚有二、一在尾生村、一在三田村」とあるは、恐らく是を指せるなるべし。

久米田山古墳

八木村大字池尻

久米田寺西隣の久米田山に、四個の古墳あり。一個は、前方後圓式にして、他は圓塚式なり。此等の古墳には、それ々々四國八十八ヶ處の分靈場を配置し、四時參詣者の絶わざるに、附近の住民、燃料として落葉を掻き集むるに、近年運動場の新設により、何時かはなく、踏み荒されて、次第に崩壊し、固有の形狀を失ひ、年毎に荒廢の度を加ふるに、遺憾なり。

第一古墳、世に橘諸兄墓と稱し、四墳中最大にして、前方後圓式に屬す。周圍二百間、濠のまはり三百間、其の一部は水田となる。墳には古寺、濠には古垣外、山田、溜池、塚の下の字地あり。後圓丘上の寶篋印塔は、高さ臺石共一丈、其の側の小碑には、「橘諸兄塚」と刻す。前方後圓の處々に、埴輪圓筒排列の跡存し、其の破片散在す。諸兄は、敏達天皇の玄孫、美努王の子なり、初の名は、葛城王、母は縣大養三千代なり。元明天皇の和銅中、從五位下に叙し、馬寮監に補せらる。天平の初、正四位下に累進し、左大辨となり、三年、參議に擢んでられ、明年、從三位に進む、八年、弟佐爲王に上表し、橘宿禰の姓を賜はり、名を諸兄と改む。九年、大納言を拜し、十年、正三位に叙せられ、右大臣となり、尋て從二位に進み、十五年、從一位を授けられ、左大臣に轉じ、太宰師を兼ね、天寶勝寶の初、正一位に進み、改めて姓朝臣を賜ふ。八年致仕し、天平寶字元年、年七十四を以て薨す。朝廷、從四位上紀飯麻呂、從五位下石川豊人等を遣はし、葬事を監護せしめ、且資用を給せらる。諸兄僧行基と共に、聖武天皇の勅を奉じ、久米田池開墾に功あり。又行基の久米田寺を創建するに當り、諸兄實に其の大擅那たりといふ。藤原植通、嘗て此の地に來り、

橘の香をなつかしみ來て見れば實さへ花さへ跡さへもなし

ミ詠じ、延寶九年の舊記に「三好實休、阿波より久米田山へ越、橋諸兄卿の御廟を、城郭に構へ、一ヶ年程居住之由」ミ記し、泉州志に「橋諸兄塚 在久米田境内」ミのせ、和泉志に前左大臣橋朝臣諸兄墓ミ題し「在久米田村、三好實休、因家爲固、以攻高山高政云々」ミ説き、和泉名所圖繪に、橋諸兄公墳ミ題し、「久米田寺の西一町にあり」ミ記せり。さればこの古墳を以て、橋諸兄墓ミするは、其由來古きを知るべし。されば墳墓築造の形式より見れば、遙に諸兄以前に屬し、久米田寺創建の時、既に存在したりしなり。或はいふ、諸兄は、久米田寺の創立、久米田池の開鑿に關係し、且八木村大字箕土路は、舊名犬飼にして、現に廢犬飼祠あり。而して諸兄の母は、縣犬養氏なれば、此の地ミ、橋氏ミの因縁を想定して、後世、この古墳を以て、諸兄に擬したるならんミ、伽季素免獨語に、「世に神代童あるは行基燒なき、唱ふる陶あり。おほくは、瓶甕のたぐひなり。岸の和田の井筒屋新兵衛がもてるは、久米田寺橋諸兄公の葬地にて、ほりぬしを、多聞院主にもらひしなり」ミあり。さればこの古墳の一部は、既に發掘せられたるを知るべく、其の多聞院主ミあるは、恐く亮雅和尚にして、諸兄の碑をこゝに建てし時の事なるべし。

第二古墳 圓塚にして、第一古墳の西南、字垣外にあり。周圍約五十間、高さ約二間、地積百七十八坪、周濠の跡見るを得べし。頂上に石佛を安置す。

第三古墳 圓塚にして、牛瀧街道に接し、第二古墳の西、字垣外にあり。周圍約百間、高さ約三間、地積八百三十坪、周濠の跡曆然見るを得べし。頂上に、もこ五輪塔碑大小四基ありて、小なるものは、高さ一尺三寸五分、次は一尺四寸、次は一尺四寸五分、次の最大なるものは、高さ二尺二寸、中央に梵字を、左側に「天文十三年甲辰二月□□」、右側に「□□逆修」ミ刻せり。これ等の碑は、近來轉々ミして、屢其位置を變ず。墳頂に、僅か許の坦地ありて、こゝより槍の石突、刀劍の破片の露出したるこゝあり。蓋し久米田山合戦の遺物なるべし。

第四古墳 圓塚にして、牛瀧街道を距て、第三古墳ミ相對し字高畑にあり。地積百六十二坪を有し、周濠の跡、見るを得べし。世に地獄大夫墓ミ稱す。延寶の舊記に「久米田山内に女郎ミ塚いふ塚あり」ミ記し、泉州志亦女郎塚の名あり、

口碑によれば、地獄大夫は、堺北の莊、高須町、珠名長者の抱妓にして、梅津某の子なり。如意山の雲中に、山賊に襲はれ、妓に賣らる。容姿艶、麗年十九にして、名聞閻に聞ゆ。僧一休之をき、來りて地獄を見て曰く、「き、しより見ておそろしき地獄かな」ミ、地獄和して曰く、「しにくる人の落ざるはなし」ミ、一休之を聞きて、地獄が三乘四諦の道に通ぜるを感嘆せりこいふ。一日病あり、殊名長者に謂て曰く、死は歸なり、生けるものは、必ず滅す、妾の病、愈ゆべからず、唯生育の恩に報ぜざるを憾むのみ。願くは一休禪師に會し、入滅の慶を得んミ。適一休、地獄の死期を知り、來り會す。地獄衣を改め、端座琴を撫し、悟道の曲を彈じ終りて、長逝し、八木郷久米田寺に火葬したりこいふ。墳上、造り附五輪塔碑あり。其の方柱部、高さ四寸五分、巾各四寸八分、表面中央に道妙の二字見ゆ、左右の年月磨滅して讀みがたし、古墳上に更に新墓を營みしもの、如し。

池尻古墳

八木村大字池尻

池尻部落の西北、小栗街道に通ずる道路の右側、字西角にあり。地積山林百三十九坪を有し、圓形を爲す。近年之を發掘し、土を採収するを以て、墳形いたく破壊せられ、土器の破片散在す。和泉志に「坊塚在池尻村」ミ記せるは、志阿彌法師塚か或は是を指せるものなるべし。

淨行寺古墳

八木村大字額原

淨行寺境内にあり。淨行寺は、もこ久米田寺の西の坊なりしが、今は西本願寺に屬す。正平十九年、鳥取法眼筆釋迦畫像を藏す。天文六年十一月二日、之を修補し、元祿十二年十一月、重ねて之を修補せし添書あり。

古墳は 本堂の前面に、一小丘形を爲し、俗に碁石山といふ。周圍凡六十間、周濠の遺址歴然たり。丘上石擲の用材ミ覺しきもの散在す。舊幕時代、曲玉を出したりしが、大正元年、更に管玉を出し、現に淨行寺にあり。

禮拜塚

北掃守村大字春木

紀州街道の山手に接したる、字土井にあり。泉州志に、禮拜塚、和泉名所圖繪に額突塚あり。共に「ヌカヅカ」に訓ず。昔南海往來の人、必禮拜して過ぎしを以て此名あり。若人の騎馬にて過ぐるものあらば、必落ちしといふ。元祿六年七月、玉譽上人の西福寺縁起追加に、泉州志の著者、石橋新右衛門、落馬の記事あり。新右衛門嘗て西福寺に來り、塚の故事を知りながら、十二年九月十四日、上方に赴かんて、塚の前を、馬上にて過ぎしに、不意に落馬して、肩頸頭を打ち、氣絶せしかば、喜左衛門いへる人の家に擔ぎ入れ、多くの醫師を招きて、漸く正氣を回復せしも、數日滯留し、十七日、戸板に乗りて歸りし時、塚前に至るや、戸板を地上に据わさせ、臥しながら禮拜して去りしといふ。泉州志に「到于今落馬人多矣、眞有神靈不可疑」にあり宜なりと謂ふべし。或は古墳に稱し、或は兵主神社遙拜の遺址なりと傳ふ。封土の高さ六七尺許、周圍四五十間、一株の老松あり、俗に土井の一本松と呼びしが、二十餘年の昔枯死し、塚は大正元年、和泉紡績會社に買収せられ、大部は工場地となり、僅に其の一部を存するに過ぎず。文祿四年八月の小出播磨守知行目録に「六百三石五斗三升 か守郷内ぬか塚」にあれば、當時一邑を爲し、邑名もこれより起りしものと見ゆれば、其の由來の古きを知るべし。後に「禮拜塚の春木」の名あるも、亦これに基く。天正十三年三月豊臣秀吉の紀州征伐の時、羽柴孫七郎此の地に陣せり。貝塚日記に曰く

廿日、根來寺雜賀爲成敗、秀吉御人數、今日先勢出陣、ヌカヅカに羽柴孫七郎陣取、其外處々に陣取有。

丸山古墳

南近義村大字地藏堂字丸山

地藏堂部落の東北に接在し、標高六十米三を示し、東西約九十間、南北約七間、高さ約三間面積六百六十八坪、前方後圓式西向古墳にして、周圍は耕地となるも、濠の遺址を認め得べし。墳上殆んき坦地となり、松樹疎生し、遠方より之

を望めば、圓形を爲す。丸山の名ある所以なり。濠址に、ニサンザイ、又は西堀等の名あり。近義郷は、新撰姓氏錄未定の雜姓に「近義首 新羅國王角折王之後者、不見」同書和泉國皇別に「禰木 倭建尊三世孫大荒田別命之後也」にあれば近義首か禰木の墳墓なるべし。天正十三年三月、豊臣秀吉の千石堀城、積善寺城攻際の際、敵狀視察の好地點として、一時陣地をここに構へたりしが、敵彈馬印に命中し、牙營を近木川河畔に移したりと傳ふ。

椽の塚

長瀧村

長瀧村光瀧寺の西隣は、も椽の塚のありたる遺址にして、面積四百五十坪、柑橘園となる。「ジョウノツカ」に訓じ、又城の塚とも書く、和泉志に「石窟家、在長瀧村、窟中二丈許」にありものなるべし。今より六十年許前、之を發掘し其の土を以て前面の沼田を埋め、其の石材を以て、光瀧寺庭園の庭石、手水鉢、燈籠臺等に或は谷口別邸の用石に用ひたるもの現存し、其の規模の雄大なりし昔を偲ばしむ。窟中より出たる灰白の土器、亦現に光瀧寺にあり。伽李齋素免獨語に、光家のむくらを埋めし所なりと稱するも、いかにや。

兎田古墳

新家村大字兎田

兎田部落の南方、ボンボン山と稱する、丘上にあり。大正十四年に發掘せられたる二墳のうち、甲は、西南に面し、羨道短く、玄室長く、縦二丈四尺、横五尺六寸、玄室の中央左右に石を置き、ここに各種の祝部土器を配置し、其の後方右側面に劍を横へしといふ。乙は、甲の西、十數間にあり。甲と同じく西南に面し、羨道長さ一丈二尺、巾一尺五寸許、玄室長さ九尺、巾五尺五寸、羨道より、玄室に入りたる左右に、石を置き、ここに祝部土器を置き、玄室の中央に、長方形の石三四個を並べ、其の下に金環二個を並べ、東北隅の一部に、淡路島飼石を敷き詰めありしといふ。この二古墳の外未發掘と覺しきもの、附近の丘上に、三四ヶ所あり。

塚谷古墳

下莊村大字貝掛

塚谷と稱する谿間に通ずる、樵路の上方、二間許りの丘腹にあり。墳上石瓮倉ありて山の神を祀る。享保十七年十二月吉日、太神宮山神と刻せる石槩の破片横る。入口巾三尺許、室内左右の石疊、天井の蓋石等見るを得べきも、土砂埋没して奥行一間許の外は測る能はず、和泉志に「貝掛家、貝掛村」とあるは之をいへるなるべし。

西陵古墳

淡輪村

淡輪部落の西南字西陵に在り。樹木鬱蒼として繞すに周濠を以てし、西のニサンザイの稱あり。西のニサンザイは西陵の義なり。封土の高さ約二十三米、前後の直径百貳間、周圍二百七十七間、前方後圓式に屬し、西北に面す。後圓上部の西南隅に石棺蓋石の一部露出したりしも、今は埋め立てを爲し見るに由なし。前方中段其の他に埴輪圓筒配置の跡存し、其の破片、并に石棺露出の近傍には淡路鳥飼の撤石、所在に散亂せり。濠の周圍三百七十五間之を分ちて上池、ゴナイドの池、下の池の三とす。面積三千六百九十六坪を有し、灌溉用水となる、堤塘面積千四百七十八坪、此の外、濠及堤塘にして田或は山林に變じたるもの三百八十坪あり。附近に陪塚の遺跡も見るべきもの三箇所あり、一は宇土佐殿と稱し、山林面積六坪、一は同土佐殿と稱し面積十五坪を有す、他の一は鐵路敷設際破壊せられ、發掘物の一部淡輪村役場に保管せらる。大正十一年三月保存要目史蹟に關する部第三に依り保存地の告示を受く。

泉州志に「當村西南有二箇舊墓、又東南有二箇、各方可一町、周池貯水俗曰之陵」と記し、一箇を以て紀船守墓と稱し、一箇を以て紀小弓宿彌墓に擬す。和泉志には紀小弓宿彌墓と題し「在淡輪村東墓畔有小冢七」と記し、東のニサンザイ即ち五十瓊敷入彦命宇度墓を之にあて、上道大海墓と題し「在淡輪村南俗稱小陵」と記し、西のコサンザイを之に擬し、紀船守墓と題し、「在淡輪村西墓畔有小冢七」と記し、西陵を以て之に充つ。南遊紀行には「淡輪村を半里許行

く、其のさきに大なる塚あり、誰人の墓といふ事を知らず、廻りに堀をほる、恰も天子の御陵の如し。延喜諸陵式に宇度墓五十瓊敷入彦命在和泉國日根郡といへり此墓ならん」と記し、西陵を以て宇度墓に擬し諸家の説一定せず、又史料の徵すべきもの少し。

按ずるに、紀小弓墓を此の地に築きしは、後に引用日本書紀の記事により明なり。又紀船守墓の此の地に存在すべきは、朝野群載康和二年七月十七日諸陵寮の解狀に「右大臣船守卿墳墓也」とあり、且船守神社の現存する點より推して動かすべからざるものと見るべく、上道大海墓も、既に紀小弓墓の此の地に築かれたる上は、其の妻たる身分より推し、又夫の墓地選定の緣由より察して、其の存在を否定し難しとす。されば何れの墳墓を何人に擬すべきかといふに、東のニサンザイは既に五十瓊敷入彦命宇度墓に決定せられたる以上は、残るころは、西のニサンザイ、西のコサンザイは紀船守墓にあらざる墳の三墳なり。而して古墳の構造、出土品の状況より推して、西のニサンザイ、西のコサンザイは紀船守墓にあらざること明なりとす。然れば西のニサンザイを紀小弓墓に、西のコサンザイを其の妻上道大海墓に、眞鍋山古墳を紀船守に擬し、後の精査に俟つ事とせん。

日本書紀雄略天皇九年三月の條に曰く

天皇欲親伐新羅、神戒天皇曰、無往也、天皇由是不果行、勅紀小弓彌彌、蘇我韓子宿禰、大伴談連、小鹿火宿彌等曰、新羅自居西土、累葉稱臣、朝聘無違、貢職允濟、逮乎朕之王天下、投身對馬之外、竄跡匪羅之表、阻高麗之貢、吞百濟之城、况復朝聘既闕、貢莫莫儕、狼子野心、飽飛飢附、以汝四卿、拜爲大將、宜以王師薄伐、天爵襲行、於是、紀小弓宿禰使大伴室屋大連、憂陳於天皇曰、臣雖拙弱、敬奉勅矣、但今臣婦命過之際、莫能親養臣者、公冀將此事、具陳天皇、於是於是大伴室屋大連具爲陳之、天皇聞悲、頽歎、以吉備上道采女大海、賜於紀小弓宿禰、爲隨身視養、遂推轂以遣焉、紀小弓宿禰等即入新羅、行屠傍郡、新羅王夜聞官軍四面鼓聲、知盡得地、與數百騎馬軍亂走、(中略)大將軍紀小弓宿禰植病而薨、(中略)於是采

女大海、從_レ小弓宿禰喪_レ到_レ來日本、遂憂_レ諸於大伴室屋大連曰、妾不知_レ葬所、願占_レ良地、大連即爲奏之、天皇勅_レ大連曰、大將軍紀小宿禰、龍驤虎視、旁眺_レ八維、掩_レ討逆節、折_レ衝四海、然即身勞_レ萬里、命墜_レ三韓、宜致_レ哀矜、充_レ視_ハ喪者_カ、又汝大伴卿、與_レ紀卿等_レ同國近隣之人、由來尙、矣於_レ是大連奉_レ勅、使_レ土師連小鳥、作_レ家墓於_レ田身輪邑_ニ而葬_レ之也、由_レ是大海欣悅不能_レ自默、以_レ韓_カ奴室_コ、兄_カ磨_コ、弟_カ磨_コ、御倉_ハ、小倉_ハ、針六口_ニ送_レ大連、吉備_ノ上道_ノ蚊嶋田邑_ノ家人部是也、

西小山陵古墳

淡輪村

西陵古墳の東約四町、國道淡輪和歌山線の濱手、字西小山陵に一箇の圓墳あり。封土の高さ約三米、地積古墳墓地百五十坪、松樹林立し、目通周三尺以上三尺八寸の者十二本、二尺九寸以下二尺のもの四十四本、以下一尺に至る者五十八本九寸以下のもの一本、計百五十本を算す、里人西のコンサンザイと稱す。往古は封土廣く、周濠の跡、歴然たるものありしが、近年濠を埋め、封土を削りて耕地となし、原形いたく失はれたり。されば其の四周に小二山在、池田、只山、道筋等の字地存し、其の面積千六百十五坪に達し、大部分は田と變じ一部は道路敷地となる。埴輪圓筒排列の跡存し、其の破片散亂す。紀小弓宿禰の配、上道采女大海_{オホホト}の墓なるべし。大正十一年三月保存要目史蹟に關する部第三に依り、保存地の告示を受く。

鴻巣古墳

淡輪村

鴻巣古墳は別所_ミ峯地藏の間なる字鴻巣と稱する丘上にあり。發掘後石材を取り去り、僅に其の跡のみを存するもの數箇所あり。古墳構造の稍觀るべきもの二個あり。一は羨道長さ六尺七寸、巾二尺六寸、玄室長さ七尺巾四尺二寸、室内土砂に埋れたるも高さ三尺五寸、蓋石と側壁と會するところ朽木猶存す、一は道羨長さ五尺、巾三尺五寸、玄室長さ五尺三

寸、巾五尺八寸、高さ四尺五寸あり。何れも封土僅に存し、雜草叢生し、一見墓穴あるを知り難し、隱穴の稱ある所以なり。此の他未發掘のもの數箇所存在するもの、如し。

泊龜崎古墳

多奈川村大字谷川

字泊龜崎にあり、四周開墾の爲石柳高く露出す、縦三間横五尺、石壘の一部、石柳の蓋石あらはれ、墓上雜木生す。觸るれば崇ありて里人相戒め近かす。

西光寺山古墳

多奈川村大字谷川

西光寺山古墳は、字西光寺山にあり。縦五尺四寸、横一尺三寸、深さ約一尺三寸、三側面は各一石より成り、縦の一面のみ二石を用ふ。底部は粘土の上に、淡路烏飼石を一面に敷き、人骨二個頭足を打違へて並べ、人骨と人骨との間に劍曲玉を排列す、蓋石は三個より成り、すべて和泉砂岩を石材とす。歲月の久しき、封土崩壞して、蓋石の一部地上に露出したりしかば、大正十二年の春、此の地の所有者、石材を得んて發掘中、偶然發見せり。埋藏物は收公せられて存在せず、巾僅に一尺三寸なるを以て、洗骨を葬りしものなるべし。古來この古墳より、一段高き丘上に禿倉ありて、御翁婆_{オサンバ}を葬りたる地なりて、里人之に觸る、を怖れたりしは、この古墳の位置を誤り傳へられたるにやあらん。

五、墓 碑

志阿彌法師塚

八木村

久米田寺の西約四丁、火葬場近くにあり。周圍三十三間、高さ約二間の圓塚にして、其の半腹に、高さ三尺五寸、巾一尺三寸、厚七寸の石碑が、高さ各八寸より成る、二重臺石の上に立てり。表面に「志阿彌法師塚」の六字を刻し、背面より側面にかけて碑銘あり。志阿彌法師は、西域の人にして、元明天皇和銅年間、本邦に來り、僧行基に師事し、行基に圖り、近畿地方に、火葬場を設くること二十有五、聖武天皇の信任を得、大法師に叙せられ、後久米田寺に易質し、ここに葬りしといふ。碑銘左の如し。

大法師志阿彌、字廣願、西域人、形貌雄偉、意氣不群、眼光照於數步之外而有仁惠、元明帝、和銅中東渡、爲我祖行基菩薩之弟子、博學釋典、嘗與吾祖相儀、京畿處々、新闢墓地二十有五、火化葬自始云、聖武帝篤信佛乘、以故婆羅門僧正者先廣願而歸化、帝一日延廣願、見僧正曰此是佛國志廣菩薩之後身也、其存於涅槃經、帝益信之、授大法師位、勅令所闢之墓地、未免稅、爾後寂於本寺西方院、歲月未詳、故不錄焉、永祿中、精舍罹兵燹、悉灰燼、法師之墓址纔存焉、亮雅伏惟吾祖友法師、德業慈行、海內口碑存焉、又何言之、有唯恐百歲之後陵谷變遷爲田夫鋤、因新建碑、銘曰、

西乾古佛 化遊海東 創興茶毘 以擬梵

開地定域 始作幽宮 帝善其志 降詔賞功

嗟乎師德 萬歲爲誌

寶曆十庚辰五月

泉南龍臥山久米多寺多聞院

現住 亮 雅 謹 誌

和泉式部舊蹟

南掃守村大字上松下松

上松、下松の兩大字は、昔の松村里にして、之を貫通せる、小栗街道の兩側に、和泉式部の舊跡を稱するもの、處々にあり。式部は、上東門院の侍女にして、和泉守橘道貞に嫁したるを以て、和泉式部と呼ばる。後道貞に去られて、藤原保昌に嫁す。墓は京都誓願寺にあり。和泉式部の舊蹟地を稱するものは、獨り此の地のみならず、國內到る處にあり、蓋し式部は、夫に従ひ、任國に下りしことありしが、後に枕草子の著者にして、歌道の名人にして、人口に膾炙せられしを以て、眞否をりくゝの舊蹟を、遺せしものならんも、其の多くは、口碑傳説に乏しきにより、何れも定めがたし。

式部塚 上松部落の北方、字大垣内にあり。泉州志に「和泉式部舊蹟 在上松村」俗曰「式部塚」云々和泉志に「式部墓在上松村」あり。三坪許りの封土の上に、施主上松池宮作右衛門の建てたる、和泉式部を題する高一尺三寸巾四寸の小碑あり。

戀の淵 上松部落の南方、字野口にあり。周圍二十三間許りの小池にして、平日は水涸れ、蘆葦群生す。

硯塚 大字下松、小栗街道の西、字イシキにあり。一坪許りの封土の上に、和泉式部硯塚を題せる高さ二尺二寸、巾六寸、厚さ三寸六分の小碑を建つ。式部の硯を埋めしころなりを傳ふ。

筆塚 大字上松、小栗街道の東、字イシキにあり。一坪許りの封土の上に、和泉式部筆塚を題せる高さ二尺二寸、巾六寸、厚さ三寸六分の小碑を建つ、式部の筆を埋めたるころなりを傳ふ。

土 生 墓

土生郷村大字土生

土生神社の西、一町にあり。里人土生殿を稱す。面積一畝許りある中央に、高さ四尺七寸の、五輪塔一基をばだち、其

の方柱の前面、中央に、「陀佛土生院殿」左右に「村中」「敬白」を刻し、背面中央に、「陀佛土生院殿」、左右に「元祿十三年」「二月十一日村中敬白」を鐫す。蓋し土生氏は、吉野朝、足利時代、土豪として、此の地を領したりしを以て、退轉後、村民相謀り、碑を建て、追福供養したるものなるべし。明應九年八月八日附、日根文書に、

土生重長跡之事、被仰付候上は、不可有知行相違者、仍執達如件。

こあるを以て、明應年間退轉し、日根野氏之に代りたれども、戰國時代に、再び勢を挽回したるもの、如く、泉州廿四堂の一人として、土生十郎左衛門の名見ゆ。

燈臺上人寶篋印塔

土生郷村大字極樂寺

極樂寺内墓地の入口にあり。石壇上の、二箇の蓮華臺石の上に、高さ四尺七寸の、寶篋印塔を安置す。方柱の四面中央に、蓮華臺形の紋を刻し、其の左右に銘記あり。正面に「當寺開山知恩第廿七世」、「住蓮社燈臺上人天和尙」左側面に、「永祿二年歲次」「己未二月晦日」、左側面に、「奉造營願主」、「當寺總檀那中」、背面に「當寺第八世中興」「敬白」を刻す。蓋し追福碑なり。

捕鳥部萬墓附犬墓

有真香村大字八田

八田部落の西方、字向山の丘上にあり。墓碑、高さ三尺一寸、巾一尺七分、厚さ七寸二分、二重の臺石の上に建つ。捕鳥部萬は、崇峻天皇の時、大連物部守屋の資人なり。守屋の、厩戸皇子、蘇我馬子と争ひし時、萬、一百人を率ひ、難波の宅にあり。守屋の滅後故郷に歸らんきて、婦家有真香邑に至る。朝廷萬の異心あるを疑ひ、衛士を遣はして、之を圍む、萬奇計をめぐらし、力戰奮闘、屢敵を苦しめしが、衆寡敵せず、自刃して死す。朝廷命じて之を梟首せしむ。時に萬の飼へる白犬、屍側にありて、聲を放ち、俯仰哀泣の狀を爲し、遂に首を咬へて、之を古家に收め、枕側に横臥し、其の前に

餓死す。國司之を異しし、朝廷に奏しければ、朝廷之を哀み、符を下し、萬の族をして、墓を作りて葬らしむ。是に於て、萬の族、命を奉じ、二箇の墓を、有真香邑に起し、萬と犬とを葬りしこも、日本書紀に見ゆ。

墓は、もも大塚と稱し、東西二十間、南北三十間ありしが、嘗て周垣を築かんとして、開拓したるを以て、其の形、古のま、ならず。和泉志に、捕鳥部萬墓と題し、「在八田村」と記し、泉州に「蓋八田村南岡、有兩箇土饅頭、俗呼曰大塚疑是歟」と記せり。明治三年、岡部知藩事、建碑の企あり、土屋弘をして、碑銘を草せしめしが、適廢藩の令ありて果さず。有志之を遺憾しし、財を募り、資を醸し、舊墓碑の側に、豐碑を建つ。高さ八尺四寸、巾四尺六寸、厚さ八寸、題辭は三條實美、撰文は本居豊穎、執筆は小杉楳邨なり。

捕鳥部萬家の犬塚 萬墓の北、一町餘の丘上にあり。圓墳形を爲す。碑高さ三尺四寸、巾八寸四分、厚さ七寸二分、「萬家犬塚」の四字を刻す。地は大字神須屬に屬す。崇峻天皇紀元年秋七月の條に曰く、

物部守屋大連資人捕鳥部萬、萬名將一百人守難波宅、而聞大連滅、騎馬夜逃、向茅渟縣有真香邑、仍遇婦宅、而逢匿山、朝廷議曰、萬懷逆心、故隱此山中、早須滅族、可不怠歟、萬衣裳弊垢、形色憔悴、持弓、帶劍、獨自出來、有司遣數百衛士圍萬、萬即驚匿篋藁、以繩繫竹引動、令他惑已所入、衛士等被詐、指搖竹馳言、萬在此、萬即發箭一無不中、衛士等恐不敢近、萬便弛弓挾腋、向山走去、衛士等即夾河追射、皆不能中、於是有一衛士疾馳先萬、而伏河側、擬射中膝、萬即拔箭、張弓發箭、伏地而號曰、萬爲天皇楯、將效其勇、不推問、翻致逼迫於此窮矣、可共語者來、願聞殺虜之除、衛士等競馳射萬、萬便拂捍、飛矢殺三十餘人、仍以持劍三截其弓、還屈其劍投河水裏、別以刀子刺頸死焉、河内國司、以萬死狀牒上朝廷、朝廷下符備、斬之八段、散梟八國、河内國司即依符旨臨斬梟、時雷鳴大雨、爰有萬養白犬、俯仰廻吠於其屍側、遂嚼梟頭收置古冢、橫臥枕側、飢死於前、河内國司尤異其犬、牒上朝廷、朝廷哀不忽聽、下符稱曰、此犬世所希聞、可觀於後、須使萬族作墓而葬、由是萬族雙起

墓於有真香邑、葬萬與犬焉、

捕鳥部萬墓碑

捕鳥部萬主波、物部守屋大連能賣人那里。捕鳥部波、垂仁天皇乃大御代爾、鳥取部實定賜留事有里。其裔乃人那流倍之、然禮抒萬主乃父祖波、識倍伎由無之、其性清久、正志致、其心忠實仁、雄々志久、殊爾武士乃道仁勝禮多流人那梨之袁、大連登共彌、當時乃世能禍事遭氏、常奈良受失奴流寂悔志皮事那留。抑大連賀、神哀敬比、國袁愛比之、清伎心毛、澁河水乃未徹良受、遂爾崑打都白波乃碎計之亂袁、萬主伊、難波乃宅爾在氏、聞懼伎、馬仁騎天、茅淳縣能有真香邑爾、逃移里、其妻乃家與利、遂爾山爾隱里勞所聞計禮變、是乎擊取牟刀、衛士等數多、行向比、園美之時、主波唯獨其所乃能能中爾入都々、竹枝仁繩結着氏、引動之人袁志天、已賀入居留所乎、思惑波志米都々、射出須箭波、一箭大爾空之加良受、射中介禮婆、衛士等、恐氏得近附射里伎刀、云布。遂爾主又山仁向比氏、入牟登爲之爾、河邊仁伏都々、衛士賀射之箭、膝爾中里奴。故其箭袁、拔棄雄語爲都々言計良久波、萬波、天皇能御楯登爲利、雄々志久仕奉良武刀、爲留袁、其由波聞賜受氏、如是窮迫給布叙心得奴。相語良牟刀思布者波來與刀言布袁毛聞受氏、衛士等波、競比射殺左牟刀須。主又号袁執天、三十餘人袁射氏斃之、終爾弓波三段爾截利、劍波押撓米氏、河爾投棄、刀子以天、自頸袁刺貫伎天、失多留袁、朝廷與里、國司仁宣氏、其體袁八段爾斬氏、八國爾散良世刀有計禮婆、之袁斬爾、雷鳴動美氏、水雨甚久降奴刀云布。如此有流爾主賀、養置留白犬有之賀、太久泣吠衣、屍乃側袁去受、遂爾其所斬之頭袁、喫持知、埋米、側爾臥氏、物母食受天、死果奴此事朝廷爾、所聽介禮婆、甚珍志伎事奈理、後世仁示須倍之刀天、其犬袁母、葬里治牟倍伎由袁、主賀族爾宣志米賜布。是以主乃與通紀耳、犬乃墓袁毛、雙閉天造禮製登云布。事波、朝廷能皇典仁所記氏、甚明那里、今尙其二乃墓、確爾在氏、地名袁阿真河莊刀言布波、有真香邑乃名能詛禮留那流倍之。又繩結繫氏、引多利之、餘波乃篋、今母在里、如是氏、此八田村奈流、塚元氏波、主賀妻乃家能後爾天、季々九月廿六日仁波、主賀墓袁祭里氏、絕受有留物加良、奧都伎乃年月袁經天、荒奴流袁、此國預里知良斯々、岡部主伊、修里理米武乃事議渡有之奈賀良繼、其事竟受在介流袁、今志有留人々等、相

量利天、如是嚴志久、堅致造利治米多留那里。故此事實後代遺示左牟賀爾、此文袁、記須登氏、歌比計良致、

犬波也、白犬波也、所養多流主爾能似氏、勤久母有計留可毛、哀久母有計流可毛、主波化、萬主波夜、仕開多流連仁肖天、雄々志久毛、有介流加母、宇良清致有計流可毛、連波也、大連波也、國乃爲、吾君能爲、勤致母真意盡之、雄々志久毛、禍攘武登、思保志々、真意阿波禮、立射利之御心阿波禮袁此主賀故事、記佐久母阿波禮、

明治二十二年五月

內大臣從一位大勳位公爵

三條實美題辭

本居豐穎撰文

小杉楳邨執筆

捕鳥部氏碑

忠莫大於竭心其主、義莫大於致身其主、故忠臣不必速死、而義士視死如歸其揆一也、世之論忠臣義士、或不察其心、而疑其跡、若捕鳥部萬是也、按史萬者大連物部守屋資人也、初大連惡佛、與蘇我馬子構難、萬時率百餘人、守難波邸、聞大連敗死、單騎夜遁、抵茅淳有真香、與其妻訣、遂匿山中、馬子遣兵跡之、萬出射、應弦斃數十人、矢竭走入深篋中、繩繫竹梢、搖曳之、滿林皆戰、衆意伏弗敢進、萬得間而逸、踰溪有射者、中膝倒、追兵隨亂射、萬蹶起拔刀輪揮、立殺三十餘人、而身亦被創、流血殷、足不可行、迺折弓投溪曰、已矣、吾所以報主者此而已、遂自刎、馬子矯朝命、肆屍於市、疾雷暴雨、陰慘晝晦、觀者大懼、萬家素畜一犬、乘夜竊主元、衝走至有真香、藏之古冢、悲痛旋繞、不食而死、事聞、朝廷愍之、使萬族人封其墓、瘞義犬其側、云、囊者蒲生秀實、著皇表忠錄、載萬事、以激稱其精忠、世或難之曰、既知主敗死也、而不直赴其難、乃逃匿山中、忠者固如是乎、弘曰、此所謂不察其心、而疑其跡者、當是時馬子擁皇子、稱朝命以扇虐、其勢不可敵、萬之逃匿、蓋欲姑避其鋒、隱忍相時以圖再舉也、否者、有

五、墓

碑

勇烈如_レ彼、而倫_レ一生於山中、以自安乎、所謂忠臣不必速死、竭_レ心其主者非耶、嗚呼萬之忠義、赫々如是、此秀實所以表_レ之也、萬泉州捕鳥莊人、有真香其妻舊里、今謂_レ之阿間河、在_レ藩城東一里、弘管欲_レ弔_レ萬墓田蹊野水行間_レ之耕夫、無_レ有_レ識者、彷徨半日、終獲_レ之田間小阜、藜莽中、西下數十步即瘞夫處也、今茲明治三年九月、知岸和田藩事、岡部公、召_レ弘謂曰、方今皇道隆興、百廢具舉、萬之精忠大義、裨_レ於風教、固非_レ少小、後人或不_レ之察、遂俾_レ其墓埋_レ沒於寒烟蔓草中、豈有_レ志者所_レ忽視哉、況近在_レ我管内乎、況百廢具舉之時乎、吾將_レ建_レ碑旌_レ之、汝其銘_レ之、弘謝_レ不敏_レ不可、迺謹銘曰、

茅海泱々 葛山歸々 山海鐘精 篤生偉器

於烈鳥子 勇武拔萃 時兮不利 志兮無遂

時維何如 奸臣竊位 陰毒邪謀 嘯聚醜類

大連守屋 赫然斯矣 金甲玉鉞 倡義舉幟

奸徒寔繁 凶炎方熾 智藏寢在 區寰盲闕

天運循環 荐致休瑞 皇道懋隆 大革政治

大連之冤 今日得霽 馬子之罪 暴於千歲

於戲懿矣 吾公之志 建碑勒銘 表其忠義

洵彼海浪 蔚此山翠 鳥子之節 萬古不墜

明治三年十月

岸和田藩學教授 土屋 弘 謹 撰

光忍上人墓

東葛城村大字白原

白原部落の中央、牛瀧街道支線の北方小高き處に、周圍約四十間の圓塚あり。塚上に、周圍約九尺、高さ十數間の老松

蟠屈し、其の南面に、高さ三尺、巾八寸一分、厚さ八寸の方碑あり。正面に「光忍上人御廟」、左右に「寶龜六乙卯歲七月十四日入滅」、「方今相當一千年之忌景、造立之干時安永二歲次癸三月十四日」を刻す。光忍上人は、光仁天皇御宇の人にして、百濟人の後裔に屬し、神於寺中興の名僧なりといふ。里人之を經塚と呼び、和泉志に「經家在河合白原邑相傳百濟僧光忍墓」にあるもの是なり。

水間墓地古碑

木島村大字水間

永祿五輪塔碑、高さ一尺七寸五分、其の方柱の高さ五寸、巾四寸八分、正面中部上部に梵字を、下部に□善禪尼、左右に「永祿六年」三月廿四日」を刻す。

天正寶篋印塔、高さ二尺、其の方柱、高さ六寸五分、巾七寸五分、正面中央二行に「良正法師」「妙香禪尼」左右に「天正三年」三月〇日」を刻す。

常照寺夫子五輪塔

木島村大字名越

常照寺側にあり。造り付け五輪塔にして、高さ一尺七寸、其の方柱の正面中央に、「妙西」、左右に、「天文九年庚子」八月十〇日」を刻す。

岩橋善兵衛墓

貝塚町墓地

善兵衛は、貝塚町脇濱新町の人、諱嘉孝、耕珣堂と号す。鰥屋清八の弟にして、別に一家を立て、岩橋氏を稱す。天文地理に通じ、寛政の頃、窺天鏡(望遠鏡)を創製し、弘く諸侯に用ひらる。其の後裔に保存せる、寛政五年正月の「サイクツモリ帳」に依れば、窺天鏡製作の見積り、圖解、レンズ種類、製作の苦心等、畧窺ふを得べし。伊能忠敬の、日本沿岸

測量に用ひし望遠鏡も、善兵衛の製作したるものなり。又西洋窮理の學を好み、平天儀圖解を著し、日月の運行、四季の變化、潮の満干等を圖解せり。橋本曇齋和蘭始制の究理原に、泉州熊野にて、天の火を取る圖を題し、電氣實驗の現況を圖示し、「同臭の岩橋嘉孝今ハ故人が描きしをここに寫す」と記したる、嘉孝は即ち善兵衛なり。文化八年五月二十五日、六十五歳にて逝く、碑高さ一尺七寸六分、巾七寸三分、厚さ六寸九分、二重の臺石の上にあり。表面中央に「釋義天」、左右に「文化八辛未五月二十五日」、其の側面に、「今死る既に燃火の消失せて無量壽佛なるを嬉しき 岩橋耕珣堂」に刻す。伽李素免獨語に曰く、

岩橋善兵衛は、脇濱新町の貧民にて、かけめがねちふものを製して、世をわたりしが、中年より筒百耳コトペルニキウスチケルニ久數奇魯乳頓が、天説理術に、こゝろをゆだねしこと、いふばかりなし。ここに酔るこゝろ、くるへる人に侶たり。後に耕珣堂といふ。嘉孝は諱なり。窺天鏡を製して、おほやけにたてまつり、諸侯都鄙にひさぎて、寶を得るこゝろ、巨万なれど、その日その時に、つかひはたしければ、まづしさは、いやまさり行ぬ。新製のものおほし、なかにも運旋儀は、やつがれが新製なれど、蝕にいたりて密測ならず。嘉孝精考して、外配天を添て大成しぬ。平天儀和菅平行儀の密を製し、圖解一冊をあらはししもの。點畫をだに、わかまへざる、文盲の男なりしが、いつこなく、みおほえて、老後には、授時指要義論のたぐひ、假名まじりのものは、よみえしも奇妙なりき。京攝および近國の儒醫僧道蕃卜家に、したしからぬはあらず。一疇人なりき。或もき、人間の萬伎を論るも、明暗界に住してみれば、わらはしくてこかきて、

ちやうちんやさてはたいまつかゞりの火みなそれくのひかりなりけり
あるひ、つれくになりしに、酒のみ（マウ）論せしきに、

極樂も地獄もおのが身にありていのち終ればこもに消行
おのづからわれも一種の虫なりしらぬはさはぎしるはたのしむ

又元日の句は甚おかし、

和蘭陀のいねつむころよ初日影

望月の句も抱腹なり、

しゆみせんのおはせかゞみかけふの月

心術のむかふ處、口のはくこころ、おほむね、かゝるおもむきなり。わも深く交りしか、さりし酉のこし六月みまかりぬ。

こあり、其の酉のこしせしは未、六月せしは五月の誤りなれど、善兵衛の人となりを知り得べし。終りに、中盛辰の入門起誓文を掲げ、當時西洋學術を學びしもの、消息を知る資料みなさん。

天罰起請誓約之事

一此度小生儀、就懇望、其元様門人ニ相成、天文學御發明之條々、御傳授被成下ニ奉奉存候。不肖之小子、急度眼膺修行可仕候。右御傳授之事共、雖爲親子兄弟、御願申上候而、御指圖を請候上ならでハ、努々他言仕間舖候、若於相背ハ、可蒙天神地祇且日月星辰之御罰候依而誓約如件、

文化二乙丑四月廿二日

中右衛門尉

盛

辰（花押）

耕珣巖橋師父先生

こあり、時に善兵衛五十歳、盛辰二十七歳なりき、盛辰は後に盛彬と稱し、さきに述べたる、伽李素免獨語の著者なり。後善兵衛職道の功勞により、領主より年頭の拜禮に出仕するを許され、子源兵衛に至り、盃を拜領し、且苗字を用ふるを許されたり。

中瑞雲齋墓

熊取村

大字大久保の北方、共同墓地内、中氏塋域にあり。碑は高さ一尺八寸六分、巾、厚各六寸、二重臺石の上にあり。表面に「瑞雲院鐵翁了心居士」、側面に「明治四年^{辛未}十二月三日」を刻す。瑞雲齋は、幼名健次郎、長して高彦を改め、後左近を稱へ、墨水を号し、又喬松・白水・葵翁の別号あり。

幕府の麾下、根來伊豫守公虎の次子に生れ、宗家嗣なきを以て、文化十一年、六歳にして中盛意の養ふところなる。瑞雲齋、幼にして英氣颯爽、長して憂國慷慨の氣節あり。梁川星巖に師事し、廣瀬旭莊、奥野小山等と交り、又岡田半江に從ひ書を學び、詩文に親めるに共に、國學を研究し、繪畫に耽りしが、嘉永年間米艦の浦賀に來るや、尊攘の論漸く天下に喧しきを見、惟へらく、大丈夫の安居優遊すべき時にあらずと、日夜海防の策を講じ、南部藩士大嶋高任を聘し、窃に小天砲十三擲^{ドラム}のものを製し、之を根來氏の采邑、大和國宇智郡吉祥禪寺に試み、藩主岡部侯の忌諱に觸る、小天砲現に藏して中氏にあり。文久二年、讃岐に赴き、普く崇徳天皇の舊蹟を探り、窓廼獨許登^{マドノヒトリコト}を著し、神靈奉遷の議を建て、傳奏野々宮定功により、之を奏上し、明治元年九月、崇徳上皇神靈奉遷の御用掛を拜し、遂に其の目的を達するを得たり。慶應三年三月、尾藤二侯に上書して、大政奉還を幕府に説かんことを請ひ、又二官八省復興の意見を立てたり。明治元年正月三日、伏見鳥羽の戦起るや、謙一郎、健の二子を携へ、關下に趣き、獻替するところあり、戦終りて、二子をして東山道總督岩倉具定の麾下に屬し、東征せしむ、是に於て、多年の宿志略成り、前途の希望洋々たるものありしが、二年正月、横井平四郎暗殺事件に連座して刑せられ、期満ちて京に出て、東京遷都に反對し、四年三月、事露はれ、終身禁獄に處せられ、八月十二日病を以て遂に獄中に逝く。明治二十三年、憲法發布に際し、恩赦の典に浴したるを以て、有志相議り、碑を建て、其の遺風を後昆に傳へんことを、丸山作樂に囑し、碑文を撰す、而して建碑の事は、故あつて、遂に果さず、惜むべきなり。作樂の碑文左の如し。

中乃高彦翁乃碑文

中乃高彦翁波、和泉國日根郡熊取御門邸乃人奈利。遠祖波神皇彥靈神乃御、子多久都玉尊乃三世、天仁仁木尊自利出豆。泊瀬朝倉宮乃御世仁、紫蓋乃瓜乎造利、並御座乎節利奉禮利、仍瓜工連乃姓乎賜比、飛鳥淨御原宮乃十有三年十二月二日仁、更仁、宿禰乃姓乎賜不。世々河内國乃名族多利。其乃裔、晴世宿禰仁至利、承和十二年、始天熊取村仁移留。其五世孫乎盛秀登曰不。嘉應元年、後白河上皇熊野行幸乃途次、其乃邸仁臨御世利。則御車寄乃御門乎建部、故禮御門村登稱夫。特左近將監仁任良留。故禮代々左近乎通稱登須。其十四世乎盛勝登曰不。其乃嫡子盛吉波家乎繼岐、次子右京進波幼久之天根來寺乃僧登奈利、故禮別仁根來乎氏登須、天正十二年、始天德川家康仁濱松仁仕邊、祿三千六百石乎賜不。其乃十世乎伊豫守公虎登曰不。翁波實仁其乃第二子奈利。母波一柳但馬守賴壽乃女、美奈子奈利。文化六年二月二十日仁生留。幼名乎健次郎登稱毘、六歳乃時宗家多留中乃盛意乃養子登奈利、家乎繼岐天、亦左近登稱毘、後京都仁居利、瑞雲齋登稱夫。梁川星巖仁就幾天詩乎學毘、岡田半江仁從比天詩乎習邊利。墨水又喬松登号毘、下嶋乃住居仁移利天、葵翁登号倍利。嘉永乃頃世間喧擾岐天、王乎尊毘夷乎攘波乎言舉阿利、翁獨慨美天曰邊良久、嗟呼大丈夫仁之天安閑仁在留邊幾時奈其免登天、南部藩士大嶋氏某乎聘比、銃礮乎鑄、又彈藥乎製禮利。藩主岡部君甚久惡美天、謹慎乎科須禮度、猶聽加受天、海防乃策乎講幾。遂仁京師仁參上禮利。親加茂錫胤乎媒之天、名儒中嶋棕隱乃家乎繼賀之乎。錫胤等木像鼻首乃事仁係禮利、偶東京仁居利天其乃禍乎免禮、又中山侍從天川乃舉有利、赴加幸登世之毛故有利天果左座利幾。翁夙久自利憶起之介其久波、朝廷乃式微幕府僭亂波毛、彼乃保元平治自利八百年餘乃間、次々打續幾天絕延座留波、專登崇徳上皇乃大御怒仁古曾、其乎和免奉其受天波、何禮乃日加天皇乃稜威乎、古仁復之、何禮乃時加、將軍乃恭順乎今仁觀乎登天、其乃事仁劬勞介利。文久二年六月仁、第三子謙一郎、進藤春根登乎從比、讃岐國仁伊行幾天、上皇乃舊蹟等、遺留限無久探求免、其歸途直嶋仁舟泊天、上皇乃御祠仁詣傳、其乃傍乃碑乎觀天、上皇仁緣故有留、保元裔、三宅氏乎訪比天、舊記等乎皆悉書寫之奴。元治元年三月爾、又謙一郎乎伴比天、京師仁參上利、上皇乃神靈乎京師仁迎奉其幸事乎、願請左乎登天、

其乃事由乎詳仁論比多留、窓下獨語知不書乎著之、其乎朝廷仁獻奉其奉登須、折之毛幕府暴威乎振比天、王室乎誣比奉利、毛利氏退介其禮、三條公等七卿登共仁去利天、國仁歸利物言須路左邊塞賀利多留乎、正三位石井行光卿、侍醫三角有義君等登種々謀利天、傳奏野々宮定功卿仁依利天、奏問之延多留仁、畏幾也朝廷仁波、此言乎善之登也聞食左禮介奉、直仁上皇乃御社地乎、京師仁定免天、戶田大和守仁命世天、讚岐乃白峯山陵乎、修補波世給邊利。岡部君、又其乃舉乃翁乃建議仁爲禮留登聞幾、幕府乎懼恐禮天、禁錮乎科世多利、翁云邊其久我賀心乎盡之、力乎盡須波、朝廷乃御爲奈利、罪受久留道理無之登天、復京都仁參上禮利。七月兵變乎避介天、故郷仁歸利奴。慶應三年三月、尾張薩摩乃兩藩主仁、書乎上利天、朝廷仁大政乎返之、封土乎還奉其奉事乎、幕府仁說幾勸免與登白之幾。又九月、竟見九條乎上利、征夷乃軍職乎解幾、兵權乎親王仁讓利、浪華乃城仁坐左之免、神祇大政登、八省登乎興之、王事仁勤免天、我賀國乃威光乎、海外仁輝加之給邊登、白志幾。明治元年正月三日、伏水鳥羽乃戰起禮利。翁雄語須其久、我禮老以多禮度、空手仁居留時奈其免也登天、謙一郎、建乃二子乎伴比、京師仁上利天、岩倉公仁白之聞由其久、逆賊、兵糧乎國城寺仁貯不登、朝廷聞食之天、其乎收免給邊利。翁又二子仁告其其久、我禮既仁老以奴、汝等二子我仁代利天、東征乃御軍仁從比、忠誠乎朝廷仁盡之奉禮登天、東山道總督乃麾下仁屬加之免奴。九月、崇德上皇、神靈還遷御用係乃命乎蒙利、同月、其乃神靈乎、京都乃飛鳥井町仁迎奉利天、祠乎立天、白峰社登稱奉禮利。二年正月、橫井氏暗殺乃事仁坐利天捕邊其留。是波當時橫井氏乎退介與登岩倉公仁迫利天、遂此乃事仁及昆多利。二月仁自賀家仁謹慎乎科世其禮、三年三月、東京仁護送其禮、十月禁錮乎科世其禮、刑畢邊天、京師仁歸禮利。四年三月十二日、東京乎帝都登爲給不波、善士嘉其自、去來也還幸乎促奉其奉登天、窃仁規請禮利之賀、事顯波禮、遂仁捕波禮天、京都六角乃獄舍仁入禮其禮、十二月三日終身禁錮乎科世其禮多利。可哀也當日病臥世留、終仁起多受天敢無久毛過幾坐之奴。齡波六十有三歲奈利幾。然流仁時奈留加毛、去年乃春、大憲法布給不仁因利天、國乃爲犯世留罪波、皆悉消滅須登乃勅令仁天、恩乃露仁露保比、枯禮多留骨仁肉豆久心地世其禮天、最喜久古曾、然留故仁、翁加舊友、美作國英田郡江見乃人、安東橋男主乃、昔乎憶比今仁感介都々、翁賀爲仁然作世奉登天、讚岐國人三宅源左衛門登謀利

天、翁賀相知禮利之人等乎訪比、其禮賀資乎得天、斯久波忠實之久事竣多利。其乃厚幾志乃程知其禮天亦可、哀奈利。翁京師嘉納萬五郎乃女登毛乎娶利天、生末之免之長男荒爾波、病以天身退幾介禮婆、次男克己曾家乎承介々留。然留仁父登共仁禁獄一年乎科世其禮、五年四月病以天獄舍仁歿利奴。其乃女須美仁同郷小谷奈留、原文平乃二男、辰之助乎妻波世、其家乎繼賀之免幾、又後妻惠美乃生免利之、三男謙一郎毛、亦父登共仁、終身禁獄乎科世其禮、青森縣獄仁入禮其禮、十三年特典乎以天、放免左禮天、別仁家乎起世利、四男建毛亦父登共仁獄仁下利、明治四年八月十二日、病以天獄舍仁歿利奴、登毛乃生免留長女由宇波、河内乃中村氏仁嫁岐、惠美乃生免留長女由利波、和泉嘉祥寺村反保氏仁嫁岐、三女美保波、和泉岸和田宇野氏仁嫁介利、抑毛翁賀平生乃志尙波、君仁忠仁國乎憂不、真心乃亦幾誠奈利介利。暫時波濁禮利之其乃罪穢乃、清久霽行幾、天下仁布施世留、大典憲乃、萬榮由留大御代仁遇比坐左奴波、甚遺憾之久古曾。然禮度崇德帝乃神靈乎京都仁齋奉利、徳川氏乃政權乎朝廷仁返奉、又百官乃省廳乎置幾給邊利之事等波、皆專登翁乃勞幾盡左禮多留、志乃徹禮留仁奈毛在、其乃功業乃千代仁盡久留事有其免也、其乃名聲乃八千代仁朽都留事有其免也、

從四位 丸山 作樂 撰

永祿地藏碑 同塋域にあり。高さ三尺三寸三分、巾一尺五寸五分、中央に地藏菩薩像を浮彫にし、其の左右に「爲妙(祐)禪尼逆修、(永)祿(六)年」爲道真禪門 六月廿日敬白」を刻す。祐及永祿六の四字は、文字殆んど磨滅して識別し難し、中氏所藏の過去帳により、判讀するを得たり。

中 盛 彬 墓

熊取村大字大久保

大字大久保の共同墓地、降井氏塋域にあり。碑高さ三尺六寸、巾一尺六寸三分、表面に領天院殿里喬盛彬居士、側面に安政五年秋七月二日、壽八十才三刻し、更に左の銘記あり

五、墓 碑